

目 次

集会プログラム	P 1
実行委員長あいさつ	P 2
基調報告	P 3
報告-1 : 寝屋川廃プラスチック処理工場差し止め裁判の課題	P 7
報告-2 : 泉南アスベスト国賠裁判の到達	P 9
報告-3 : 大阪の公害被害をめぐる現状と私たちの取り組み	P 15
報告-4 : 継続的なNO ₂ 測定を地域のまちづくりに活かす取り組み	P 19
報告-5 : 「関西州」と新たな巨大開発 =近畿圏広域地方計画は公共事業推進の新たなシステム	P 23
報告-6 : 高齢者を襲う大阪のヒートアイランド	P 28
報告-7 : 汚染米の根本問題	P 30
報告-8 : 大阪府域の自治体の「温暖化対策行政」	P 31
集会アピール (案)	P 33
アンケート	P 34

第 37 回公害・環境デープログラム

- 13:00～ 受付開始
- 13:30 司会者 上田敏幸 山北祥予
- 13:35～13:40 開会あいさつ 実行委員長 芹沢芳郎
- 13:40～13:50 韓国太田訪日団あいさつ
- 13:50～14:10 基調報告 副実行委員長 岩本智之
-
- 14:10～14:20 寝屋川廃プラスチック処理工場差し止め裁判の課題
： 長野晃（排プラ処理による健康と環境を守る会）
- 14:20～14:30 泉南アスベスト国賠裁判の到達
： 伊藤明子弁護士（泉南国賠弁護団）
- 14:30～14:40 大阪の公害被害をめぐる現状と私たちの取り組み
： 中村毅（あおぞらプロジェクト）
- 14:40～14:50 継続的なNO₂ 測定を地域のまちづくりに活かす取り組み
： 中森芳明（東住吉道公害連）
-
- 14:50～15:00 ー休憩ー
-
- 15:00～15:10 「関西州」と新たな巨大開発
近畿圏広域地方計画は公共事業推進の新たなシステム
： 中村徳三（大阪府職労）
-
- 15:10～15:20 高齢者を襲う大阪のヒートアイランド
： 山北祥予（民医連）
- 15:20～15:30 汚染米の根本問題
： 原 弘行（農民連）
-
- 15:30～15:40 大阪府域の自治体の「温暖化対策行政」
： 藤永のぶよ（おおさか市民ネットワーク）
-
- 15:40～16:30 ー総合討論ー
-
- 16:30～ 集会アピールの採択
閉会あいさつ：金谷邦夫

※「日韓カプセル共同測定報告会」は7 階7 2 号室で同時並行で実施

立春間近の厳しい寒さ、またご多忙の中をご参加いただいた皆様に心から御礼申し上げます。これから第 37 回公害環境デーを開催します。

昨年私は、地球環境問題に向かっていく私達の方針 4 点を述べて、これを共通の思いとして集会での論議をしてくださいと訴えました。

その 4 点とは ①先進国はいま以上にエネルギーや資源の使用を増やさないでやっていける社会を目指す。②科学的根拠のある CO₂ 排出の総量規制目標を決めて全力で取り組む。③企業や個人の努力に任せず努力が実る仕組みを作る。企業の製造物責任制度を確立する。④日本が到達した経験や技術を金儲け本意でなく地球を守るという高い意図で積極的に途上国に提供し普及するでした。この方針は今年も変わりません。しかしこの一年情勢は大きく変わってきました。

まず、地球環境問題についての世界的な取り組みの流れが大きく変わろうとしていることです。期待した洞爺湖サミットは議長国日本の消極的な姿勢により目立った成果は上げられませんでした。

しかし、先進的な目標を掲げて頑張る EU の取り組み、すべての国での同意を目指して議論に参加してきている途上国の姿勢、さらに、アメリカではオバマ大統領が歴史的な黒人大統領として、就任演説で「地球温暖化を逆戻りさせる」と約束し、地球温暖化対策の新しい枠組み作りに積極的な姿勢を示しているなど今年末の COP15 に向けて大きく前進を期待でき状況が出てきています。

大阪では、今後膨大な被害者発生が予想されるアスベスト問題での取り組みが被害者、労働組合、住民運動の協力で前進しており、「国家賠償訴訟を勝たせる会」も発足し全国署名の取り組みを開始しました。また、未だ続いている自動車排ガス公害の被害者救済制度確立を目指す「あおぞらプロジェクト大阪」が労組、民主団体、医療団体などの幅広い協力で結成され被害者実態調査の取り組みを始めています。

このような前進面に比して明らかに遅れているのが、国、行政の公害・環境行政の取り組みです。日本政府は今年のポーランドでの国際会議 COP 14 でもアメリカのブッシュ政権と共に会議の進行の足を引っ張りました。大阪府はさらに消極的で、公害環境部局はどんどん他部局と統合され実質的に縮小され、NO₂ 測定予算の切り捨て、公害患者への見舞金削減等目に余る後退ぶりです。

府内の各自治体も地球温暖化対策に取り組むという姿勢はほとんど見えません。このような流れを切り替えていくのは、環境問題での被害に苦しみ、ますます厳しくなっていく環境問題に危機感を抱く府民の要求と運動です。繰り返し言われてきた「地球規模で考え足下から行動する」取り組みが文字通り求められているのが今の大阪の状況です。

実行委員会はこのような情勢に答える内容として、大阪の公害環境問題の実情と、取り組みの実例、調査研究についてそれぞれの団体個人から報告していただき、皆さんの討論を通じて中身を深め、さらに大きな取り組みの出発点にしたいと考えました。

そしてもう一つの新しい内容があります。大阪では 30 年前からほぼ 5 年ごとに、住民による大規模な全府域の NO₂ カプセル測定運動が行われてきました。そしてここ数年は韓国の運動と連帯して共同測定が行われ、その実績に基づく「日韓カプセル共同測報告会」がこの集会と同時並行で開かれることです。この集会でもその代表団からのご挨拶を受けることになっています。私達自らが取り組む国際交流の貴重な成果として注目して下さい。

繰り返し申し上げているように、今年は、地球環境問題への世界中の取り組みが大きく前進する変わり目の年です。この集会が、参加者の積極的な発言、討論で、皆さん一人一人の心に残り、今の情勢に見合う大きな成果を上げていただくことをお願いして開会の挨拶とさせていただきます。

「守ろう地球環境、とりもどそう住みよいまち」

1.COP14/CMP4 前向き成果なく終了

2008 年 12 月、ポーランドのポズナニで開かれた国連気候変動枠組条約第 14 回締約国会議(COP14)は京都議定書第 4 回締約国会議(CMP4)の約束期間(2008年から 12 年)以降の、2013 年からの温室効果ガス排出削減のための国際的枠組みを策定するための重要な会議でしたが、前向きのメッセージを出すことなく終了しました。

このような結果になったのは日本などが京都議定書の確実な実施の目途も立たないまま、中長期計画を明示しなかったことに根本的な原因があります。このため日本政府は世界の NGO から「化石賞」受賞第 2 位という醜態をさらしました。

こうして決着は来年のコペンハーゲン会議にずれこむことになり、原案作成の 6 月まで交渉を加速されなければなりません、何より日本政府の姿勢を抜本的に改めさせる必要があります。

第一に、日本は温室効果ガスの排出量について 1990 年を基準に 2008～12 年までに 6%削減する、という京都議定書にもかかわらず、逆に 2007 年には 8.7%(暫定値)も増やしています。議定書の遵守のため、環境税や国内排出量取引などの導入を含め、経済界に確たる排出削減を求める必要があります。

第二に、2020 年までに 25～40%削減から、さらに世界全体の温室効果ガス排出の頂点を早め、2050 年までに半減させる具体的な長期計画を明示すべきです。

アメリカのオバマ新大統領も気候変化問題の施策の転換を表明しています。その真意と今後の経過は見極める必要がありますが、このままでは日本だけ孤立して、先進国の中で最悪の役割を果たすこととなります。

経済産業省や電力業界などは、二酸化炭素排出削減の決め手と称して原子力発電の推進をもくろんでいますが、実際には事故による長期停止などで CO₂ 削減の有効性は限られているばかりか、大地震の震源地域での耐震性や事故の危険性、放射性廃棄物の処理・処分問題など将来の世代に大きな負担を強いるものです。

東海地震の想定震源地域の真上にある、中部電力浜岡原発の 1、2 号機の廃炉が決まりました。しかし代わりに 140 万キロワット級の 6 号機を新設するというのでは新たな問題が生じることになります。

2.大阪は大災害にもろい

国際社会が気候変化の悪影響防止策に立ちおけている中、世界各地で気象災害が頻発しています。日本列島では 2008 年夏に各地で「ゲリラ豪雨」が発生し、大きな被害が続出しました。専門家によると、今後 100 年間に、1 日 100 ㎜以上の大雨の頻度は 3 倍になる、との予測がなされています。

2008 年 3 月、日本建築学会のシンポジウムで大阪市街地の直下を走る上町断層帯で発生する地震のシミュレーション結果が報告され、特に構造物に大きな影響を及ぼす「揺れ」「速度」が、これまでの想定との 5 倍、阪神・淡路大震災の実測値の 2 倍以上にあたるとい

うショッキングな予測が示されました。

また、大阪府・市が独自に試算した被害想定は、国の中央防災会議の被害想定 120 万人を上回る 142 万人とされています。

一方、21 世紀前半に発生が予想されている東南海・南海地震の同時発生では、被害地域の広域性、津波被害の甚大さ、巨大地震の時間差発生、地震動が 1 分～3 分と長いことなど、かつてない大規模被害が予測されています。阪神大震災の経験を踏まえ、ライフラインと言われた電力・ガスや高速道路橋脚の耐震化はすすみ、復旧目標も立てて進んでいますが、個人家屋や教育施設などでの耐震化や緊急時の体制は万全とはいえません。ここ数年、多発する台風・集中豪雨なども含め、安全・安心の街づくりのために、住民参加型の防災計画策定やその実行部隊の体制確立など地方自治体の役割が大きくなっています。

3.食品の不安は続く

2008 年 1 月 31 日未明に始まった「中国産冷凍ぎょうざ」中毒事件報道は、食の安全を願う消費者を震撼させました。これまで起こっていた産地・日付・使い回しなど偽装事件とは違い農薬に使われる薬物による中毒事件であったからです。その後も、「事故米」「冷凍いんげん」「メタミドフォス」「カップヌードル」「伊藤ハム」等々、食品汚染問題は良心的な製造・流通業者も巻き込んだ社会問題になりました。これら諸問題を、「食の安全・安心」という視点で考えると、1985 年の「市場開放アクションプログラム」以降、24 時間以内に流通させることを至上命令に行った輸入商品の「基準認証制度」の大幅な規制緩和、食品添加物や残留農薬等基準の国際平準化、輸入食料品等の増加に見合う監視員の増員どころか逆に当該分野をリストラ・民営化対象にしてきたことなど、世界に誇る日本の「公衆衛生行政」を大幅に弱体化させてきた政治のツケが、ここにきて顕在化してきたのがこの本質です。

すでに食料の 6 割を海外に依存し食の国際化が進展するなか、今回の問題を業者責任や個人責任だけですますのではなく「大いなる政治課題」であることの認識をもち、今後も学習し制度向上に向けた運動を強化しなければなりません。

4. 大阪を公害のない、安全に暮らせる、涼しい街に

大阪府・市、経済界などは、大気汚染をはじめ大阪の公害はほとんど解決されたかのように宣伝しています。しかしそれは大気中の NO₂ 濃度が「環境基準の上限値である 0.06ppm を越えないこと」に達した地点が増えた、というだけであり、光化学スモッグ、酸性雨など問題は山積しています。

現に幹線道路沿道を中心にぜん息などの健康被害が発生しており、大気環境はまだ安全とは言えません。NO₂ 濃度のカプセル測定など住民の自主的な測定運動によって大気汚染の実態を明らかにするとともに、その低減策の実施と健康被害の救済を要求していくことがますます重要です。

2008 年 11 月には、自動車排ガスなどによるぜん息など大気汚染健康被害者の調査と救済、環境基準の強化を目指す「あおぞらプロジェクト大阪」が発足しました。大阪市を中心に旧公害指定地域で公害病を患いながら未認定・未救済の人々の実態調査と救済を成功

させ、きれいな大気環境を取り戻すために、この運動に積極的に協力しましょう。

PM_{2.5} やナノ粒子など微小な浮遊粒子状物質による健康被害が最近とくに重視され

2008年12月には「環境省はPM_{2.5}の大気中の濃度について新たに環境基準を設定する方針を決めた。近く中央環境審議会に諮問し、来年中にも基準を作る。」と報じられましたが、これは東京大気汚染裁判など国民的な運動と世論の成果でもあります。WHOの指針を参考にPM_{2.5}の環境基準が早期に制定されるよう、国や審議会の動きを注視し運動を強めていく必要があります

今年も大阪のヒートアイランドにとまらぬ熱中症の犠牲者は増え続けており、すでに深刻な人権問題となっています。これは明白な人災というべきでありです。もはや「ミスト」を撒くような姑息な手段では解決策にはなりません。人工熱の削減、水面と緑の拡充こそ求められます。当面お年寄りなど社会的弱者への救援策は急務です。

泉南地域のアスベスト被害者による国家賠償請求の裁判は2010年春には判決が出る段階になりました。現地、原告、弁護団を中心に「大阪泉南地域のアスベスト国家賠償裁判を勝たせる会」が結成され、裁判所に対する30万人要請署名など多彩な運動が提起されており、公害・環境デーにどう私たちもこの運動に積極的に参加していきましょう。

5. ゴミ問題の正しい解決へ

ここ数年、各自治体では一般ゴミ収集の分別排出と有料化が強行されてきました。有料化が減量化の決め手であるかのように宣伝されてきましたが、2006年度の大阪府の一般廃棄物排出量は約420万トンと、ここ5年の推移を見ても約19万トン、4%の減量にとどまっています。ごみ行政の民営化が進み、委託・許可業者収集が6割を超えるなか、減量化への積極的な取組がしにくくなっている状況も現しています。

有料化は、自治体負担型の「容器包装リサイクル」のツケを市民に回すもので、結果として生産者責任を免罪し、法が目指す「ごみ減量」「循環型社会」化に逆行します。

また、リサイクルを錦の御旗に各地ですすめられている「廃プラスチック再生工場」による住民の生活環境汚染の危険性を見逃すことはできません。日本のごみ政策の根本問題は、製品を造る過程から廃棄物を減らすという上流対策を欠落させていることにあり、OECDが推奨する「生産者責任」の確立こそ、緊急の課題です。

寝屋川の廃プラ処分場建設の差し止めを求める住民訴訟について、大阪地裁は原告側の健康被害の実態に基づく正当な請求に耳を貸さず、不当な判決を下しました。住民側は控訴してたたかいを継続していますが、ここでも府民的規模で世論と運動を盛り上がり求められています。

6. 行政を住民の手に取り戻し世界の人びととの連帯

橋下大阪府知事は開発・環境をめぐる課題でも見過ごせない方向に暴走しようとしています。知事は「地方分権」をいいながら、府庁を南港のワールドトレードセンター(WTC)に移転させて、ここを「関西州」の「州都」にし、大和川線など高速道路建設を促進しようとしています。さらに、公害認定患者の死亡見舞金の一方的打ち切りも、患者の願いを無視し強行しようとしています。こうした、強権的な府政に抗し、府民の率直な批判と反撃が重要です。

大阪市や各市町村の公害・環境政策にも著しい後退がみられます。大阪から公害をなくす会では、府内43自治体に温暖化防止対策にかかわるアンケートを実施し、41団体から回答を得ました

が、多くの自治体は自分の市の二酸化炭素排出量さえ意識していません。市民に密着した自治体の積極的な計画方針が必要です。各地で自治体との話し合いを強め、市民と力を合わせて地元から温暖化対策に取り組む計画作りを進めましょう。

7.府民の総意と運動が大阪を救う

本集会には多くの心ある市民が集い、各地の住民運動、民主的団体との協力の実態が報告され、それらの教訓が語り合われることが期待されます。これらの成果を広く府民に伝え、府民共有のものにしていきましょう。市民が手をたずさえて立ち上がるためには、何よりも正しい情報が必要です。行政や、企業などにも徹底した情報公開を求めていきましょう。私たちは国民主権の原則を貫き、国、自治体の施策のあり方を国民本位のものに変えていかねばなりません。

韓国から来られた若い人たちとの交流が得られたことは貴重な経験です。海を越えて心ある市民との国際連帯が世界を変える原動力となりつつあります。

「100年に1度」ともいわれる経済危機の中だからこそ、低炭素社会の実現を目指して温室効果ガス排出を抜本的に減らし、再生可能な自然エネルギーの開発を進め、社会のありようを環境優先、人間性重視に切り替えていくための制度、施設、産業の強化拡充に向けて、ヒト、カネ、モノを思い切って集中する施策で、環境の確保と不況の脱出を目指します。

最悪の環境と人間性の破壊は戦争です。私たちが目指す持続可能な社会の最大の保障は平和であることです。平和とは単に戦闘行為のないことを意味するのではなく、人間相互の変わらぬ自由と秩序・安寧・平安などを実現・維持している状態でなければなりません。これこそ正しく日本国憲法において確立した理念です。

政局の混迷が続く中で改憲への動きが止まっているようにも見えますが、日本を再び暗黒の国に引きずり降ろそうとする勢力がその意図をあきらめたわけではありません。大阪から公害をなくし、地球環境を守り、環境の保全・再生をめざす私たち大阪府民は、「九条の会」をはじめ、全国津々浦々で行動する人びととの協同の輪を広げ、日本国憲法で平和、環境、くらしを守るため立ち上がりましょう。

今日一日、限られた時間ですが、みなさんの熱心な話し合いから、この国を、社会を変える道を明らかにしていきましょう。集会で得られる成果をもとに多くの人びととの対話を広げましょう。

報告

寝屋川廃プラ病公害

2つの廃プラ施設とは

- ① 寝屋川市東部の市街化調整区域において
2005年4月操業開始した、廃プラ再商品化工場リサイクル・アンド・イコール社（パレット＝荷台を製造）
2008年2月操業開始した、容器包装廃プラの圧縮・梱包施設 4市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市）リサイクル施設組合
- ② 2工場とも、容器包装リサイクル法に基づく、家庭からの廃プラリサイクル工場。各年間12,000トンの廃プラを処理

リサイクルは良いことではないですか

- 廃プラは、本来のリサイクルが困難な材料
- リサイクルとは、再製品化するにあたり、材料が純品に戻すことが出来る場合に可能・・・

鉄、アルミ、ガラスは90%がリサイクル可能。

廃プラは、PET、ポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレンの純品のみがリサイクル可能。

廃プラの5割以上は、処理過程で廃棄物＝ごみになる。

- 再製品化された廃プラも劣化しており、粗悪品。
- 廃プラのリサイクル工程で、圧縮・破砕などの機械的処理や加熱により、有害化学物質が発生。

廃プラ施設による健康被害(1)

津田敏秀・岡山大学教授による疫学調査結果

1日のほとんどを在宅する主婦などの対象者に限定し、工場から2800mの石津東の方々のを1とした場合、700m以内の太秦東が丘の方々の症状の倍率。(津田疫学報告書より)

- * 眼がかゆい6.9倍 * 眼が痛い5.8倍
- * 目やに4.6倍 * 喉が痛い4.1倍
- * 喉がいがらっぽい5.9倍
- * 咳がよく出る2.3倍 * 痰が出る3.1倍
- * 鼻水4.6倍 * 湿疹12.4倍
- * 皮膚がかゆい4.3倍 * いらいらする3.7倍
- * 疲れやすい3.6倍 * 腰が痛い2.9倍

廃プラ施設による健康被害(2)

真鍋穰医師による証言より

今回寝屋川市イコール社周辺の地域での健康被害について、検討を行ったところ、

実際に地域住民を20人診察すると

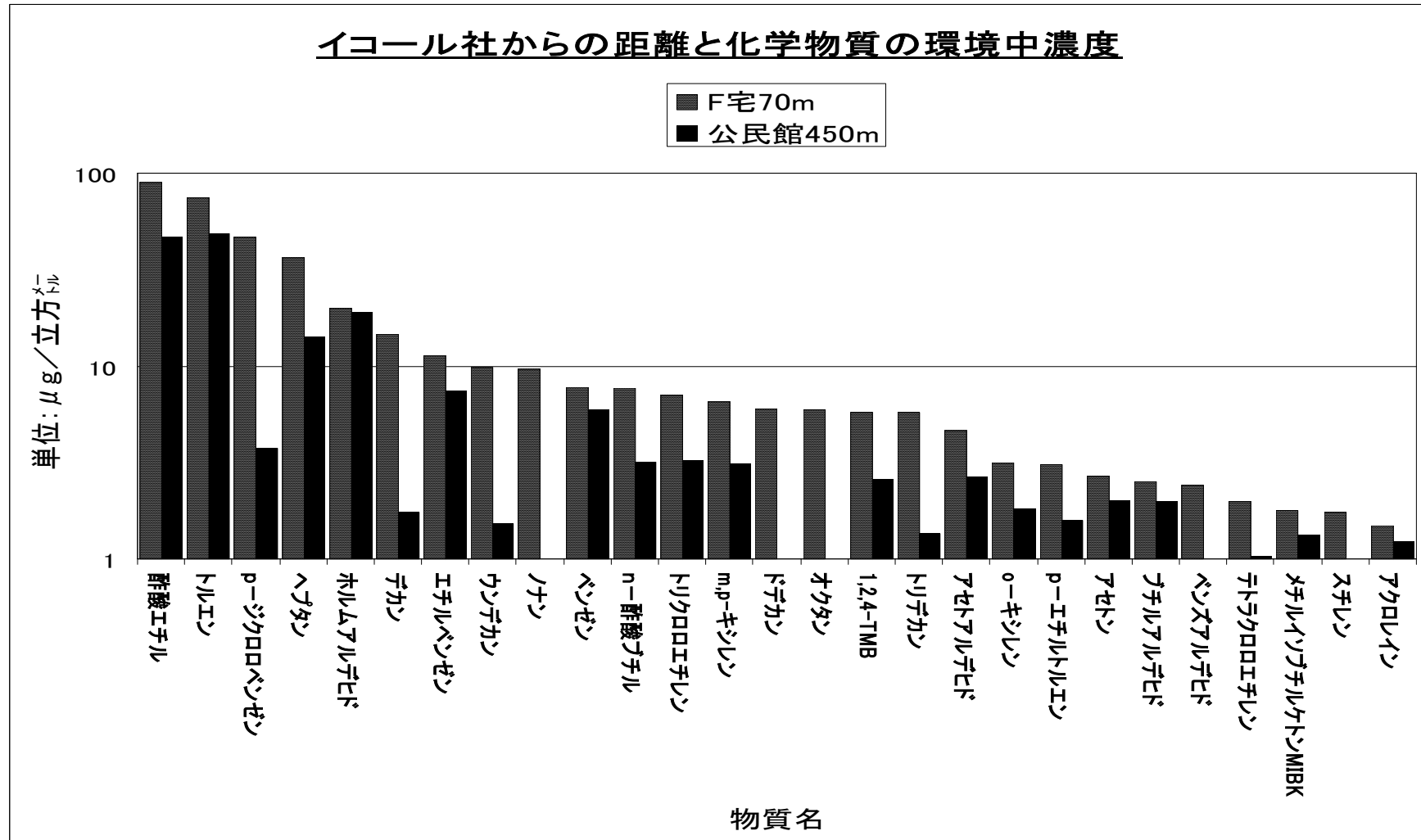
眼鼻皮膚症状など健康被害の症状がこの地域で悪化し、離れると改善する特徴が15人に認められ、EPAのシックビルディング症候群に該当する健康被害が発生していると考えられた。

こうした症状は居住地を離れると改善するため転地療養している方も出ている。

以上のことから、早急に周辺住民の詳細な健康調査、発生原因物質の究明、防止対策が求められる。

原因は廃プラ処理による大気汚染

柳沢幸雄・東大教授による大気環境調査結果より



空気が滞留しやすい地形、気象条件(接地逆転層)が明らかに
西川榮一・神戸商船大学名誉教授の指導による煙の実験より



予防原則を認めた環境相、厚生労働相

参議院行政監視委員会答弁より

- 2008年6月 山下芳生参議院議員の質問
健康被害調査を行うべき。大気環境調査が基準値を下回っているからといって府や市が健康被害調査に乗り出すのは、法律違反に当たるのか。
- 舛添要一厚労大臣
「環境基本法その他の法律にはそれは抵触しないと思う。現に健康被害を訴える方がおられれば、そういう方の立場に立って、何ができないかじゃなくて、何ができるかという形での行政をやっぱりやるべきだと思う。」
- 鴨下一郎環境大臣
「基本的には当該自治体がしっかりと取り組んでいただくことでありますが、先ほどから申し上げているように、予防原則にのっとり環境省としても注視をしていく」

1 審判決の不当性(1)

- 地裁判決は、住民の健康被害の事実を闇に葬る

判決は、健康被害住民の症状について「嫌悪・怒り等の感情から発したという心因性のもの」とか「愁訴を訴えるものは高齢であり、加齢からくる可能性がある」などと、廃プラ事業者の主張を、何の調査もせずちゅうちょなく採用している。

これでは、工場操業後、多くの住民が眼、鼻、喉、呼吸器などに生ずる粘膜障害、湿疹など多彩な症状を訴え、中には症状が悪化し、医師のすすめで転居した家族がでるほど深刻な被害が出ている事実を裁判所が闇に葬るものです。

地裁判決は、津田教授の疫学調査を「信頼性に疑問」と採用せず

- 疫学調査は健康被害とその原因を明らかにする唯一国際的に認められている科学的方法です。
- ところが日本有数の疫学の専門家である津田・岡山大学教授が行った調査結果(下記)について、その内容を全く吟味せず「信頼性に疑問」と不採用にした非科学的なシロウト判断です。
- 津田教授による疫学調査の結果、廃プラ工場から700m以内の住民(太秦東が丘)は、工場から2800m離れた地域の住民(石津東町)とくらべ、症状の倍率が高いことが明瞭に示されました。

高濃度ベンゼン等を検出した

柳沢・東大教授の調査を否定

- 裁判で住民側証人として立った柳沢・東大教授は、ニオイが強いとき、廃プラ工場からの化学物質を測定した結果、発がん性のベンゼンなどが高濃度で空気を汚染していると証言しました。
- ところが判決は、教授が検出した化学物質を扱っていない水洗いのクリーニング業者から排出したものであると何の根拠もなく断定。柳沢教授の調査結果を否定しました。全く事実誤認です。

市職員が確認した住宅街の悪臭を 危険性がないと根拠なく断定

- 判決は、市職員が廃プラ工場周辺をパトロールし、悪臭・ニオイを確認した事実を、頻度が少ないとして「イコール社施設からの排気の危険性をうかがわせるに足りるものは証拠上認めがたい」と断定。
- もともと、空気汚染がきわめて少ない住宅街に悪臭が漂うこと自体が異常なこと。ましてや、ニオイがするような有害化学物質がしばしば住宅街に到達しているというのに、「排気の危険性」がないとする判断は根拠を示さない一方的な判断でしかない。

これら事実誤認による判決は不公正、不当である

- いよいよ高裁で公判に一傍聴を！

2月3日(火)午前11時 大阪地裁本館大法廷
(202号)正面左側2階

- ・廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会の個人会員(年会費1000円)になってください。カンパ、寄付金で活動しています。

応援してください。

寄付、カンパをして頂ける方は

郵便振替口座番号:00910-7-93512加入者名:守る会

大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

大阪じん肺アスベスト弁護団
弁護士 伊藤明子

2009. 1. 30

大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

2006年5月18日

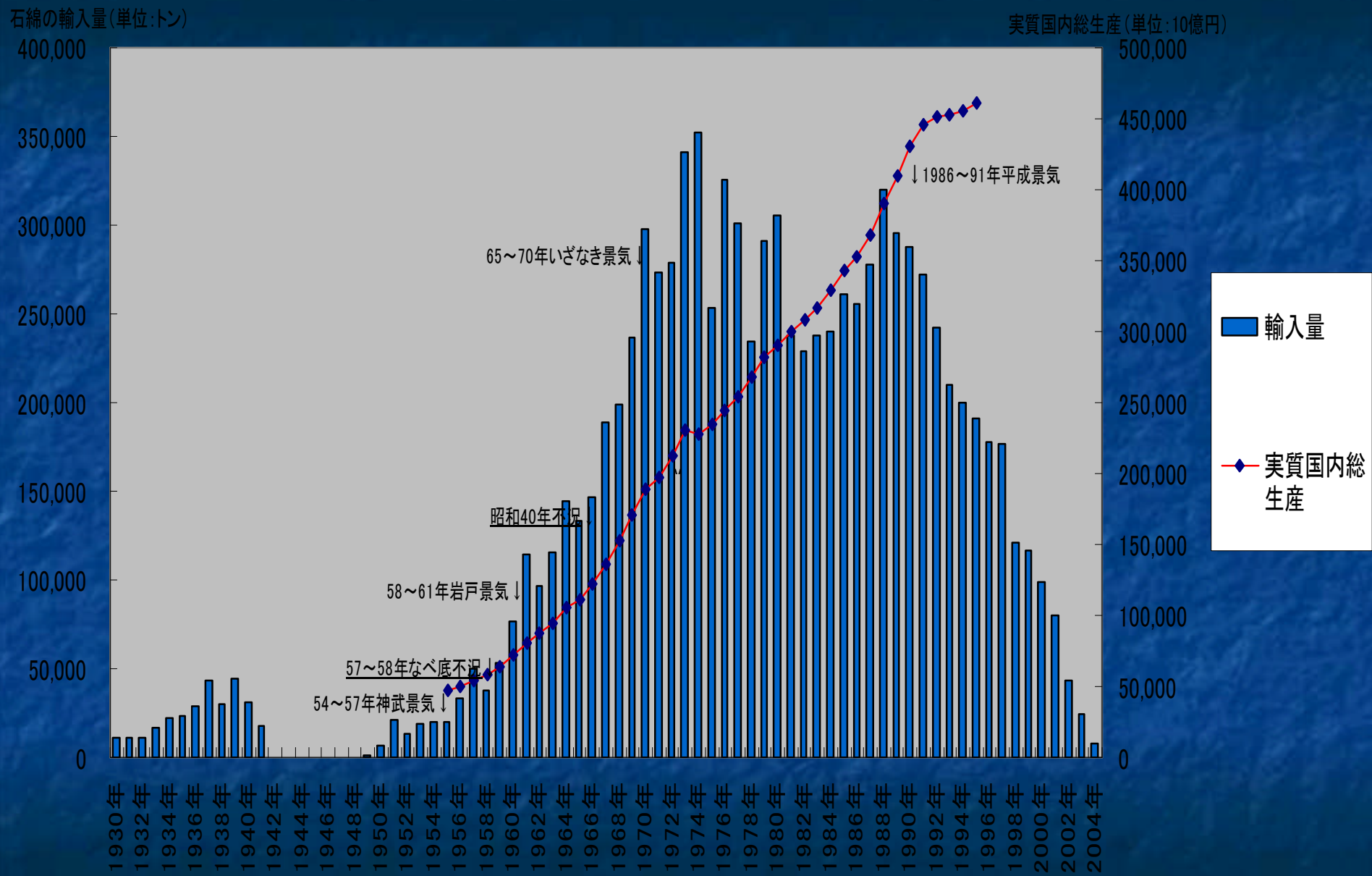
原告8名が大阪地方裁判所に提訴
石綿工場の元労働者・家族・近隣住民

* 全国初のアスベスト国賠訴訟

日本の「アスベスト被害の原点」 泉南地域の石綿産業史

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1891年 | 石綿保温材の発売(日本の石綿産業の始まり) |
| 1896年 | 日本アスベスト株式会社の設立 |
| 1900年頃 | 石綿紡織業の始まり |
| 1907年 | 栄屋石綿が泉南で操業開始 |
| 戦時中 | 軍需産業と結びついて石綿産業が発展 |
| 高度成長期 | 基幹産業と結びついて石綿産業が発展 |
| 1980年頃 | 泉南地域の石綿紡織品
全国シェア約80% |
| 2005年 | 泉南最後の石綿工場が閉鎖 |

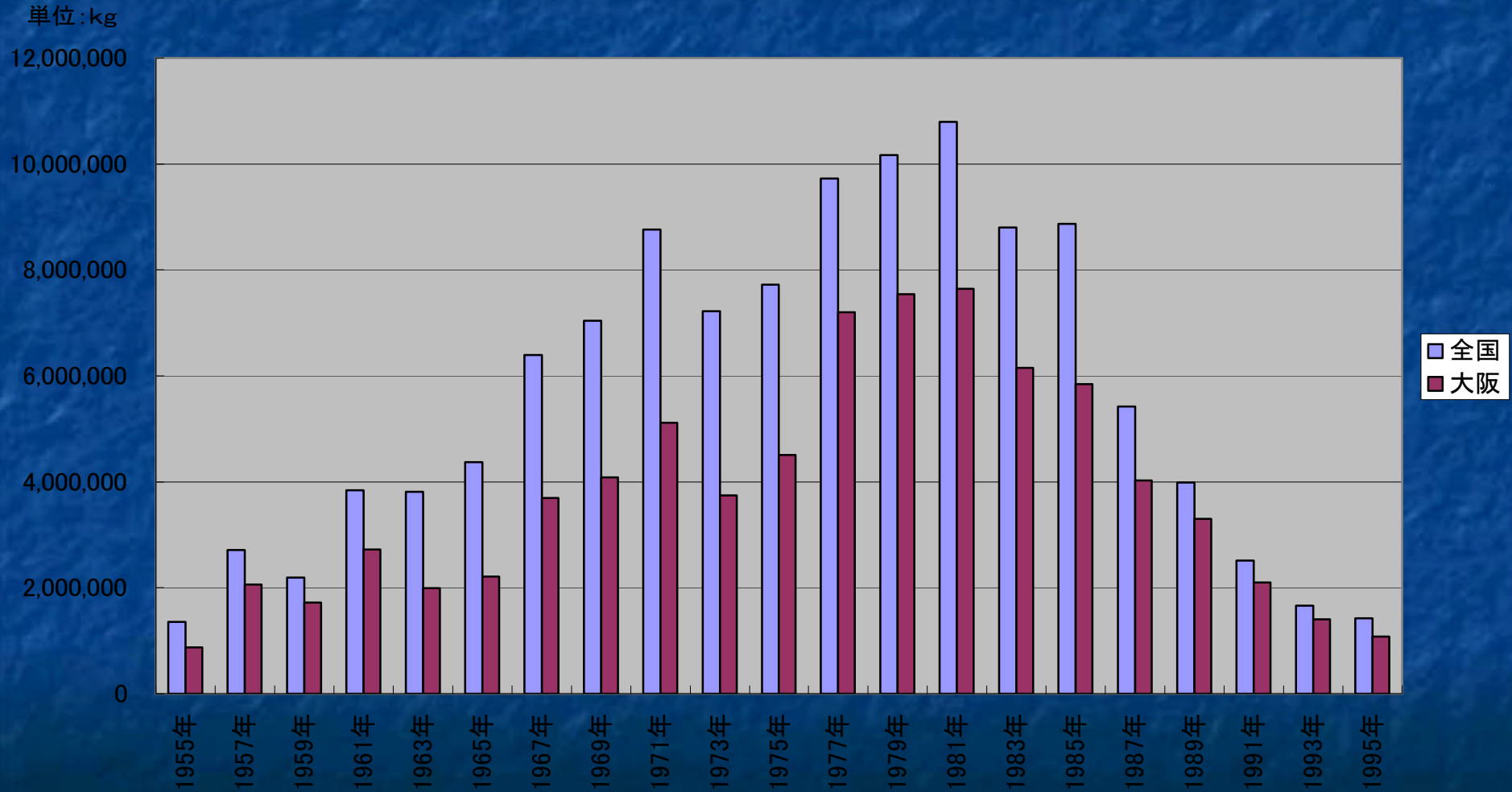
図1 日本の石綿の輸入量と実質国内総生産の推移



出所)大蔵省『貿易統計』、財務省『貿易統計』、経済企画庁『戦後日本経済の軌跡 経済企画庁50年史』等より作成。

大阪府の石綿糸・布の圧倒的シェア

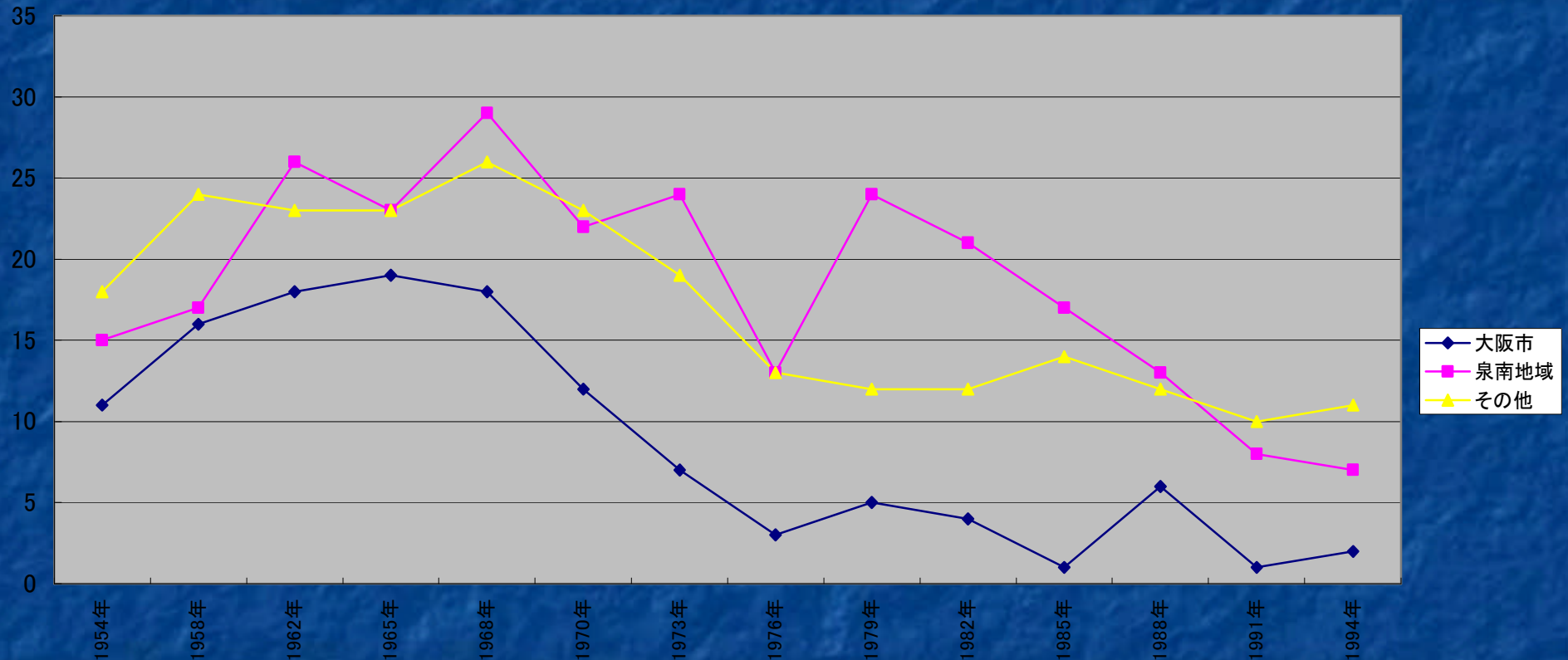
図5 全国および大阪府の石綿糸・布の出荷量の推移



注) 1995年以降は掲載されず。
出所) 通商産業省『工業統計表(品目編)』各年版より作成。

泉南地域の石綿紡織工場の地位

図4 大阪府における地域別石綿紡織工場数の推移



注1) 1976年で一時的に泉南地域の工場数が下がっているのは、小規模工場の多くが一時的に集計から外れたため。

注2) 1968年までは4人以上、1970年以降の『大阪府工場便覧』では10人以上の規模の工場のみ掲載。

出所) 1954年は大阪府・大阪通商産業省・大阪労働基準局監修『大阪府産業総覧』、1958～1968年は大阪府『大阪府工場名鑑』各年版、1970年以降は大阪府『大阪府工場便覧』各年版より作成(南慎二郎氏による)。

大阪泉南地域の石綿産業の特徴

- 1 全国一の石綿産業集積地
 - ・ 戦前から約100年
 - 軍需産業・基幹産業の下支え
 - 一次加工品の製造が中心
 - ・ 下請けの中小零細企業・個人事業主が多い
 - ・ 石綿村
 - 石綿工場が住居・田畑と混在

- 2 被害の長期化・広範化
 - ・ 戦前から現在まで
 - ・ 出入り業者・工場近隣住民・家族まで

泉南地域の石綿工場の分布



栄屋石綿工場



粗紡



機械に付着した石綿



精紡1



撚糸1



撚糸2



原石の破碎



混綿した原料を カードに入れる作業



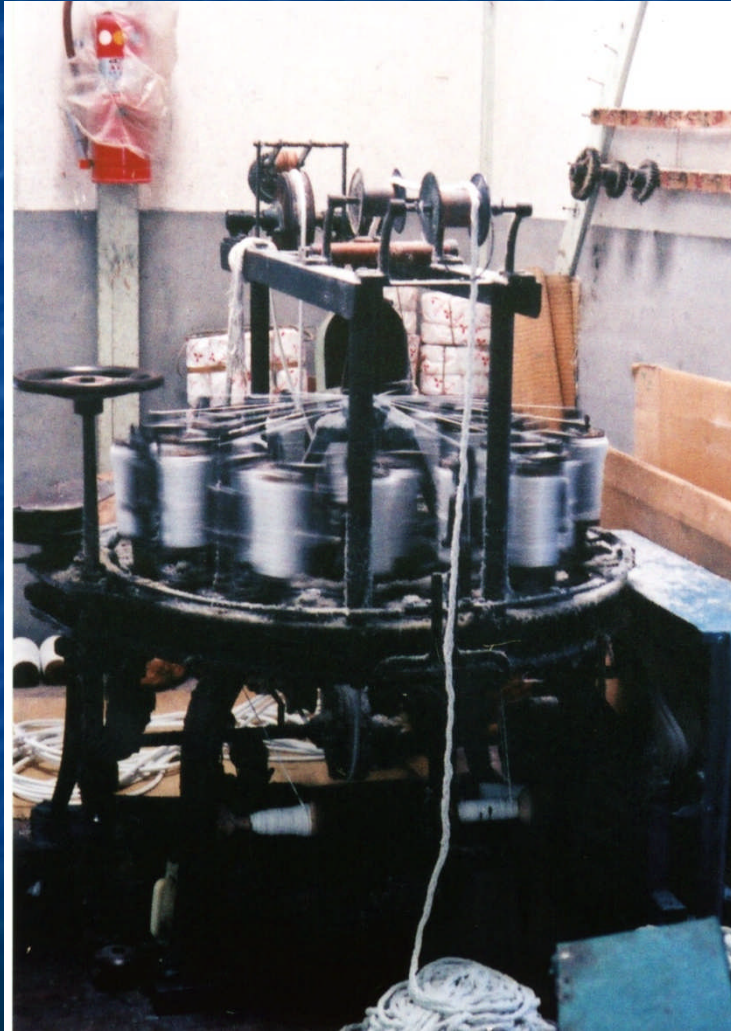
梳綿



リング



編立



石綿布の製織



国の責任追及の必要性

- * 泉南地域の医療法律相談(2005年11月)
- 83名中63%に異常所見

- ① アスベスト新法(2006年2月)による救済の隙間
 - ー 非労働者の石綿肺の除外
 - * 中皮腫・肺ガンのみ

- ② 石綿工場の廃業・無資力
 - ー 零細企業
 -

国の法的責任

- ① 知ってた！
- ② できた！
- ③ やらなかつた！

調査研究(戦前)

- 昭和12(1937)年～同15(1940)年
 - 旧内務省保険院社会保険局
 - 石綿工場19工場・1024人(泉南中心)
 - 疫学的・臨床的調査研究
 - じん肺罹患率12%
-
- * 医師が法的規制・具体的対策に言及
 - * イギリス・ドイツなどの情報

調査研究（戦後）

- 昭和27年（宝来調査）
 - 203人中10人（5%）が石綿肺
- 昭和30年（宝来調査）
 - 50人中29人（58%）が石綿肺
 - 10人（20%）が石綿肺疑
- 昭和31年～34年（労働省労働衛生試験研究）
- 昭和32年（瀬良調査）
 - 32工場814人中88人（11%）が石綿肺

調査研究(住民)

- 昭和53年～同56年
- 尾崎保健所
- 労働者・家族・近隣居住者2万7000人
- 159人が胸膜肥厚斑
- 石綿曝露確実な40人中7人は家庭内曝露

→ 住民調査が必要なほどの被害実態

国は何をすべきであったか (石綿粉じん曝露対策)

- 工場内での発生・飛散抑制と工場外への放出防止
 - ・ 局所排気装置・集じん機
 - ・ 機械化・密閉化・湿式化
 - ・ 粉じん濃度測定・評価
- 曝露防止
 - ・ マスク・防護服
 - ・ 作業工程分離・作業時間短縮
- 情報開示・危険告知・安全教育
- 輸入・製造・使用禁止
 - * 管理使用するなら厳格に

国はなぜ規制しなかったのか

○ 産業の二重構造

- 石綿産業：戦前は軍需産業
- 戦後は基幹産業を下支え

■ ○ 産業政策の優先

- 国民の健康保護よりも石綿の有用性
- ー 労働者の安全と事業者の利益の比較考量の余地はない(はず)

「静かな時限爆弾」 アスベスト被害の広がり

- 1 潜伏期間
 - 中皮腫 20～50年
 - * 低濃度短期間曝露でも発症、「閾値」なし
 - 肺ガン 15～40年
 - 石綿肺 10～20年
- 2 救済の困難性
 - 工場の廃業・建物解体・過去の職歴
 - 短期間就労・周辺住民
 - * 患者・医師が石綿疾患に気づかないことも
 - → 曝露歴の証明困難・責任追及の困難

アスベスト被害の特徴③

健康被害の深刻さ

- 3 発病者数
 - ○環境省推計
 - 過去:中皮腫 約5万人
 - 肺ガン 約3.5万人
 - 将来(2010年まで):中皮腫 6千人
 - 肺ガン 9千人
 - その後数十年間以上 ← 完全な対策を前提
 - ○中皮腫死亡者数
 - :今後40年間で10万人との予測も

大阪泉南アスベスト国賠訴訟の意義

< 司法による国の責任の明確化 >

産業政策優先の結果、国は、「何もしないこと
の意思決定」を行った。

アスベスト新法の抜本的見直し、万全な防
止対策のためには、国の責任の明確化が不
可欠。

裁判の進行状況

* 2009年1月現在、原告28名

2006年5月 提訴

2008年7月 尋問開始

(経済政策、医学的知見、工学的知見、被害)

2009年秋 結審

2010年春 判決(予定)

大阪泉南アスベスト国賠訴訟 第17回弁論期日

1月29日(木)午前10時

大阪地方裁判所202号大法廷

被告側証人沼野雄志氏に対する反対尋問

原告本人尋問(3名)

公正判決を求める署名に
ご協力お願いします

大阪の公害被害をめぐる現状と わたしたちの取り組み

あおぞらプロジェクト大阪

事務局長 中村 毅

2009年1月31日

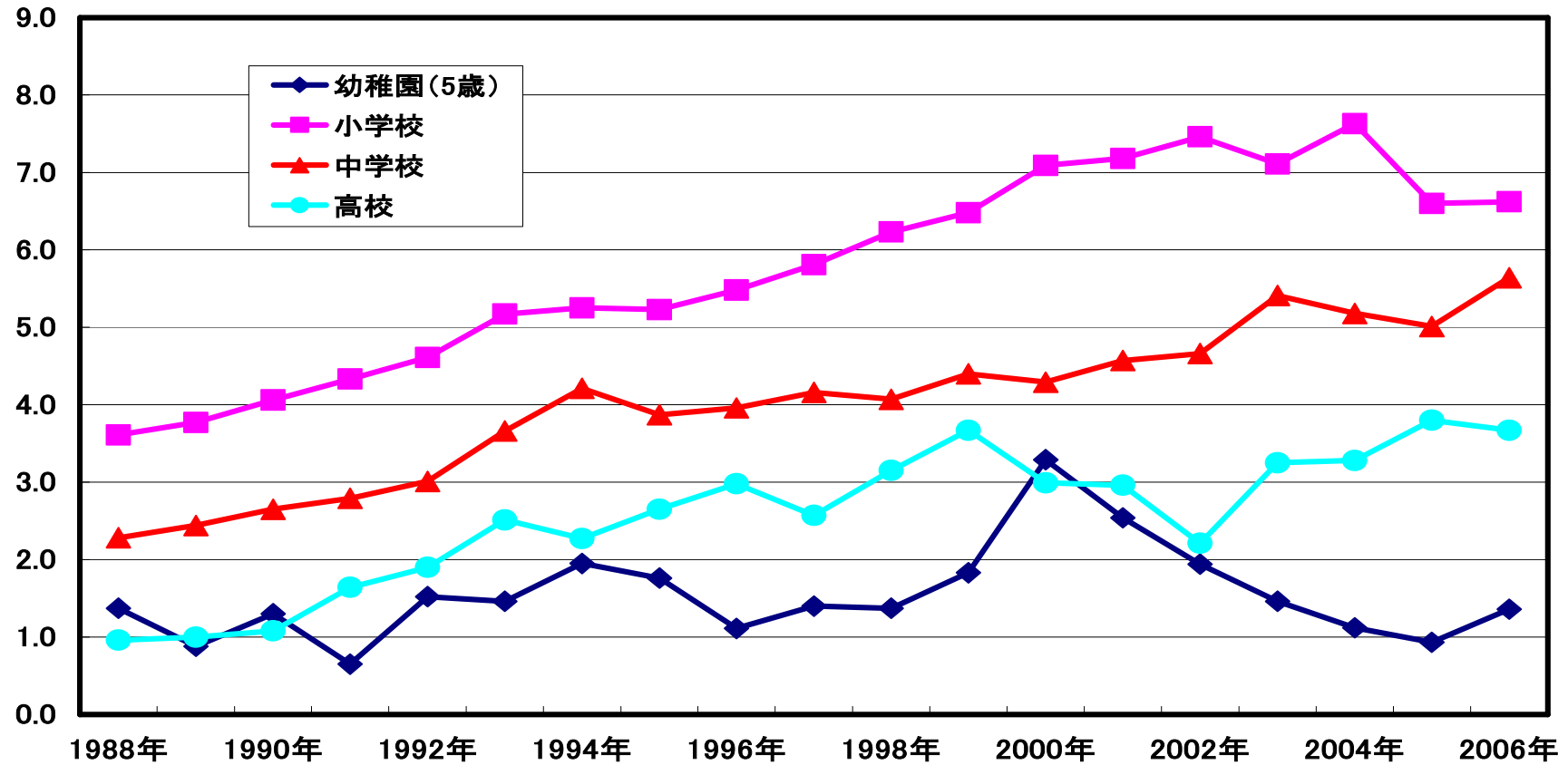
大阪市の公害認定患者数の変化

行政区	認定患者数		08/88 比率	行政区	認定患者数		08/88 比率
	1988年3月	2008年3月			1988年3月	2008年3月	
北	287	145	50.52	東成	335	152	45.37
都島	436	208	47.71	生野	1,326	462	34.84
福島	442	165	37.33	旭	472	203	43.01
此花	1,496	578	38.64	城東	1,869	878	46.98
中央	231	119	51.52	鶴見	718	404	56.27
西	350	135	38.57	阿倍野	364	160	43.96
港	909	332	36.52	住之江	844	363	43.01
大正	1,145	422	36.86	住吉	605	251	41.49
天王寺	167	78	46.71	東住吉	660	271	41.06
浪速	431	150	34.80	平野	841	386	45.90
西淀川	2,668	1,079	40.44	西成	1,653	585	35.39
淀川	854	397	46.49				
東淀川	536	223	41.60	総計	19,639	8,146	41.48

大阪市保健所提供の資料より作成

大阪市の子どもぜん息被患率

(%)



大阪市学校保健統計より作成

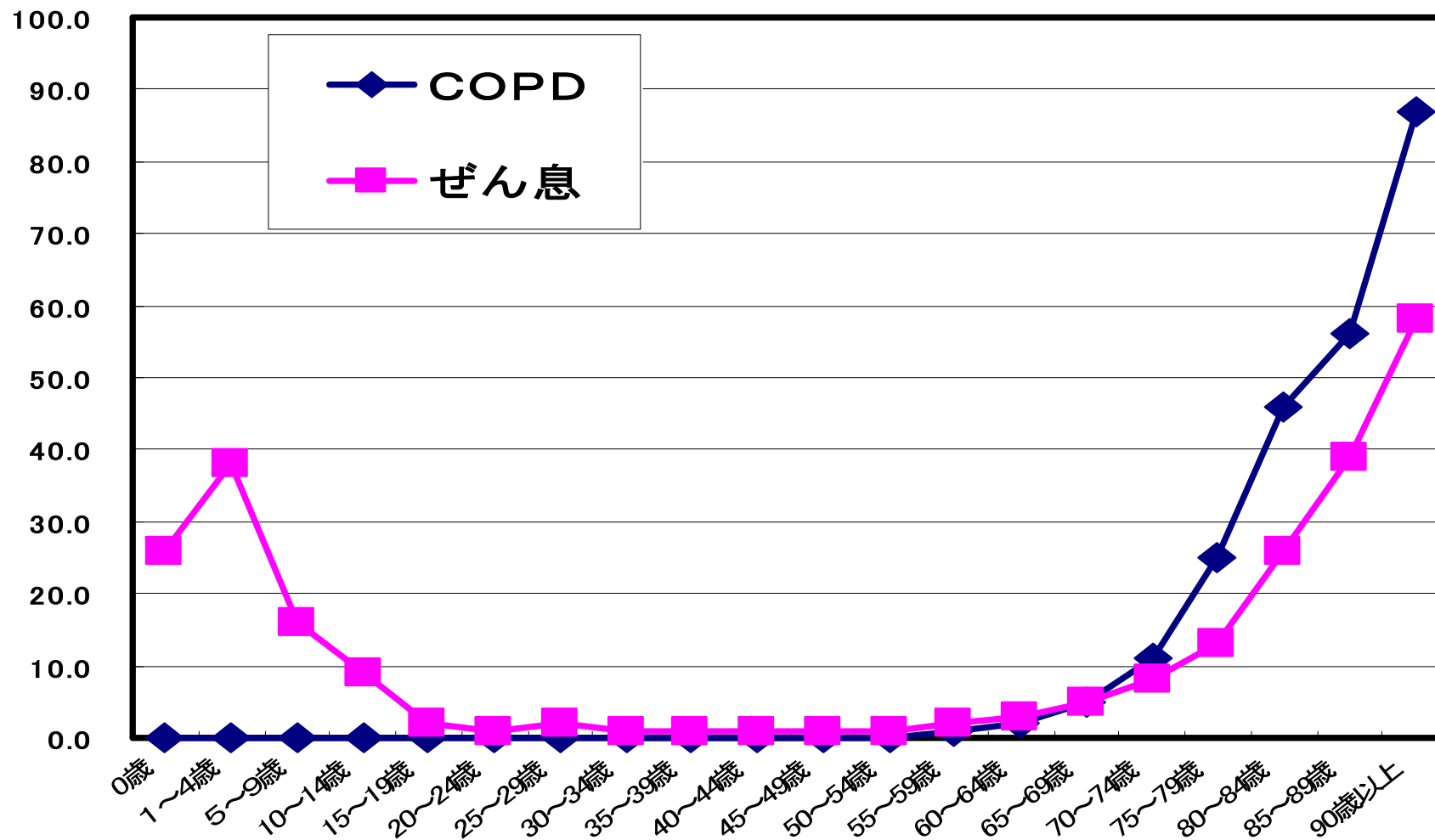
大阪市の小児ぜん息医療費助成数

年 度	総数	就学前	小学生	中学生	(再)15歳
2003年度	16,560	2,779	11,374	2,407	576
2004年度	18,586	4,795	11,151	2,640	654
2005年度	16,616	3,632	10,334	2,650	649
2006年度	13,607	1,166	9,755	2,686	663
2007年度	13,066	884	9,478	2,704	694
比率 (07/03)	79.00%	31.81%	83.33%	112.34%	120.49%

大阪市保健所提供の資料より作成

COPD・ぜん息受療率の年齢構成

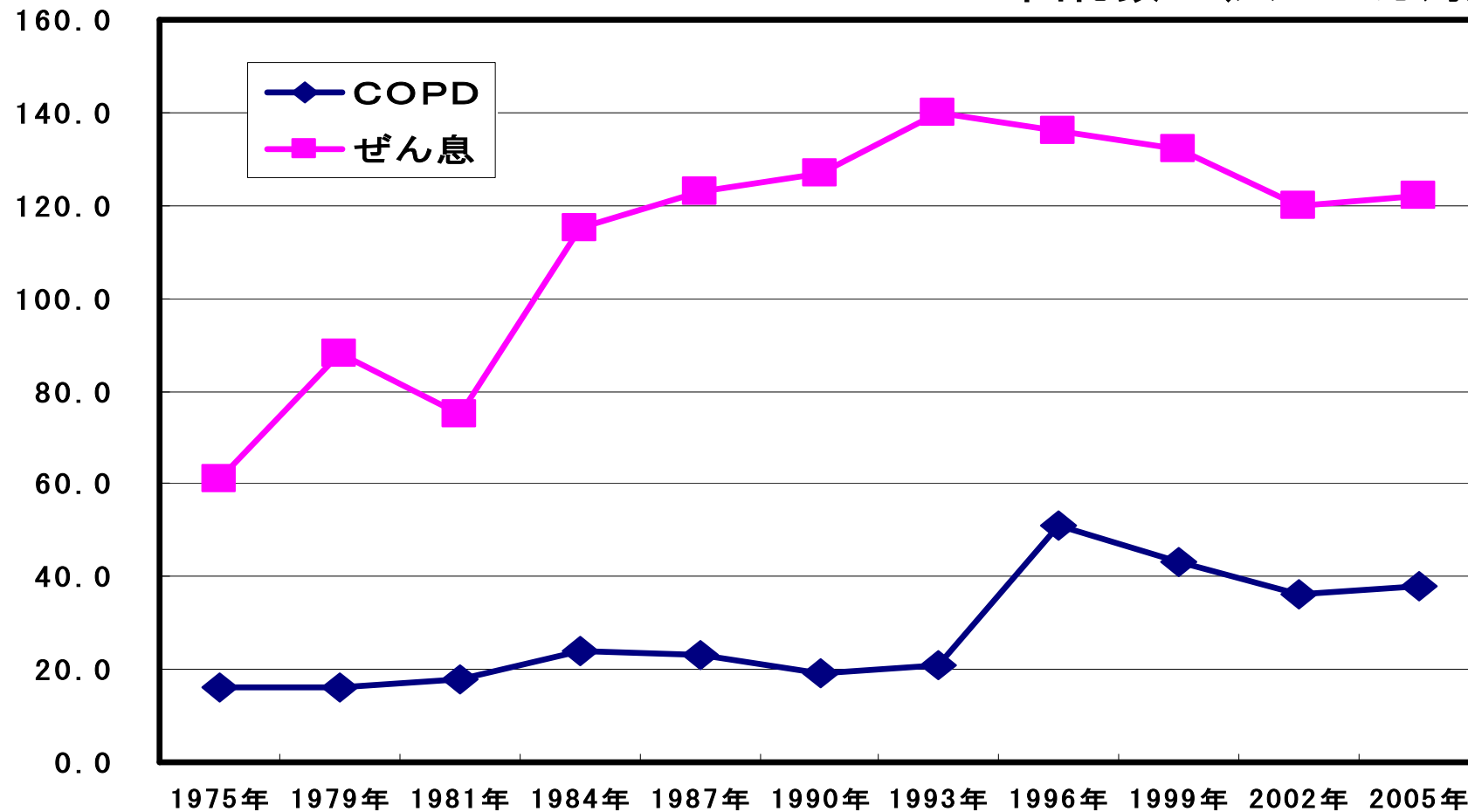
全国総数(人口10万対) 平成17年(2005年)



厚労省:「患者調査」平成17年度版より作成

COPD・ぜん息の受療率の年次推移

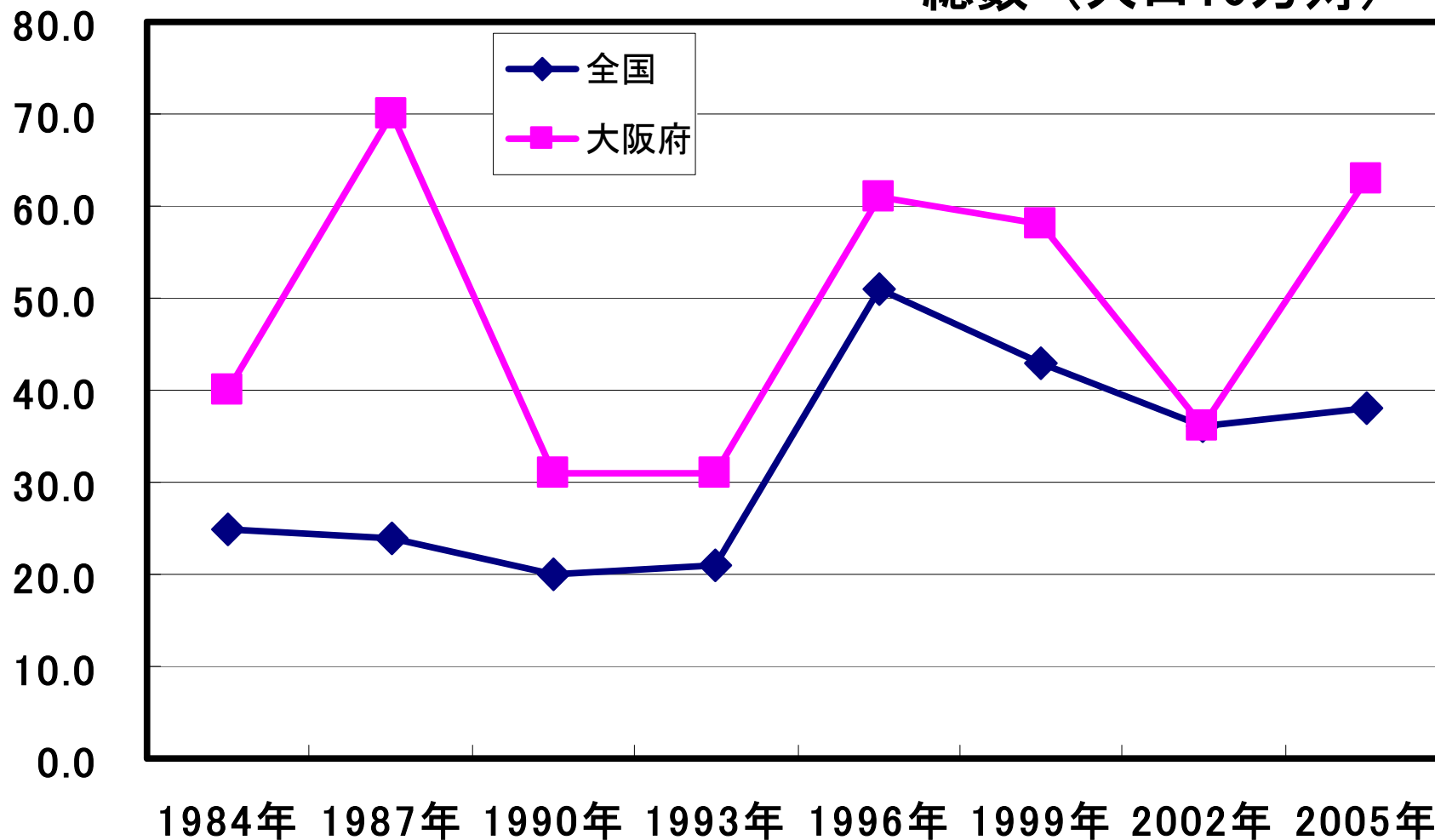
全国総数（人口10万対）



厚労省：「患者調査」平成17年度版より作成

慢性気管支炎受療率の年次推移

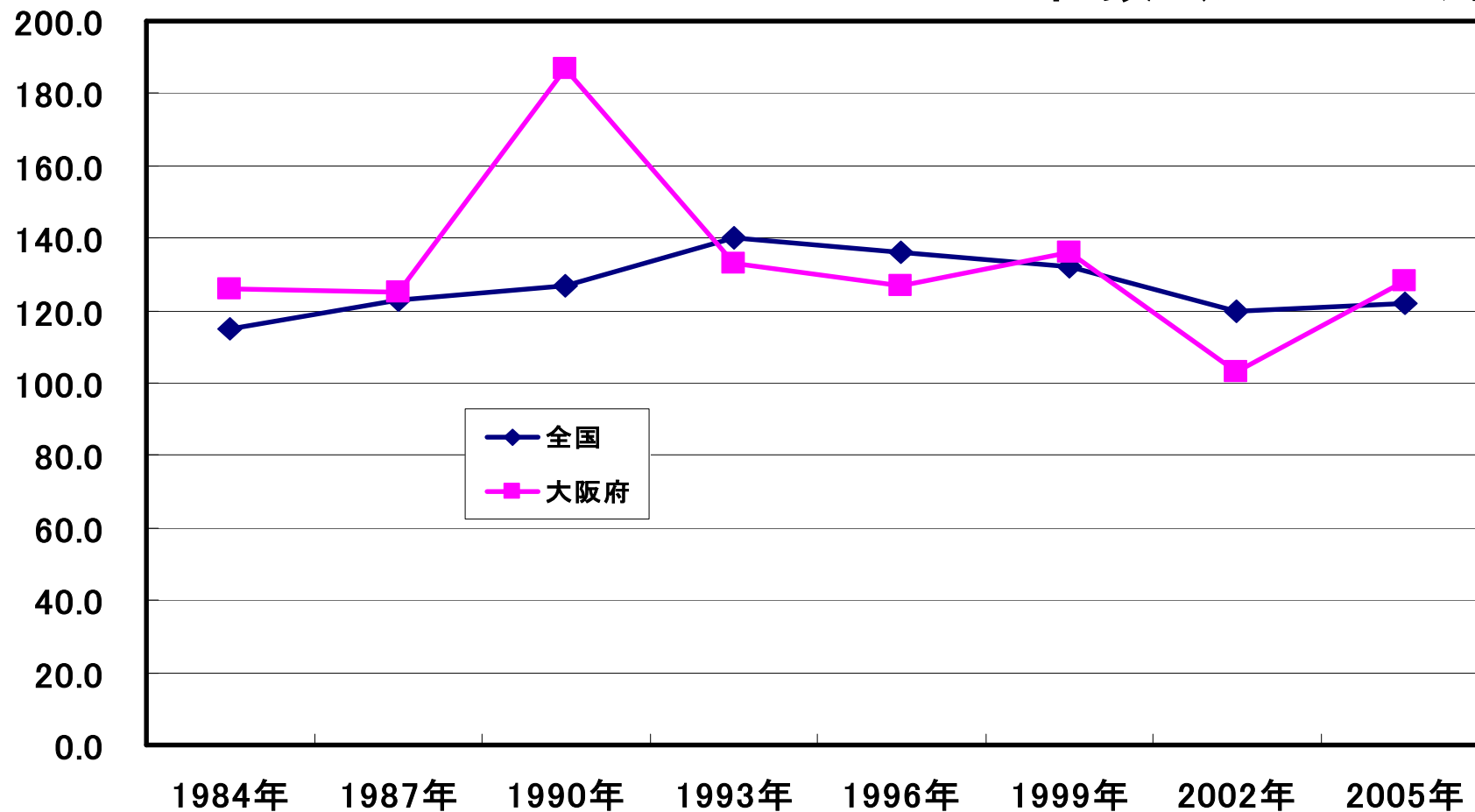
総数（人口10万対）



厚労省：「患者調査」各年度版より作成

ぜん息受療率の年次推移

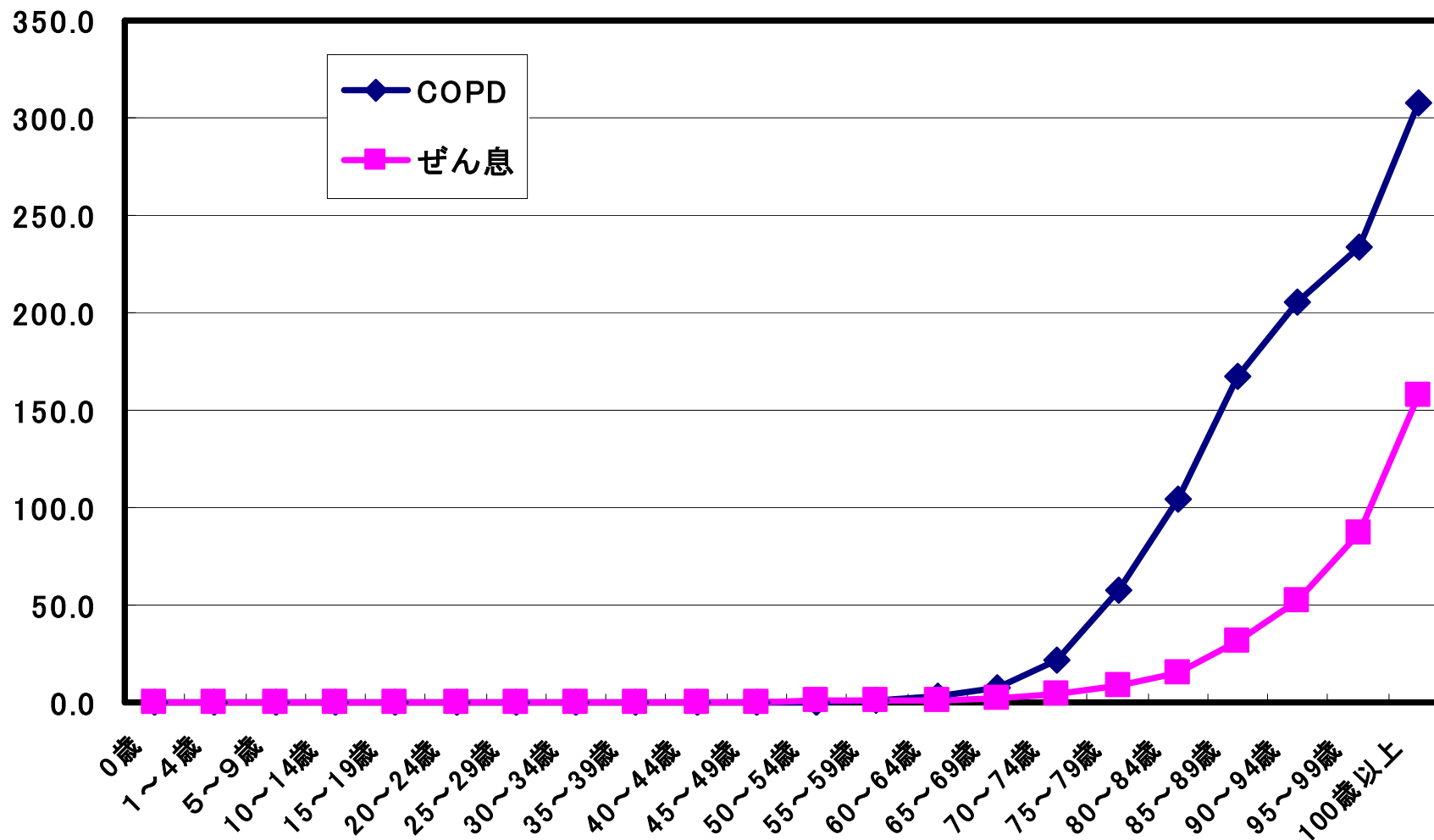
総数（人口10万対）



厚労省：「患者調査」各年度版より作成

COPD・ぜん息死亡率の年齢構成

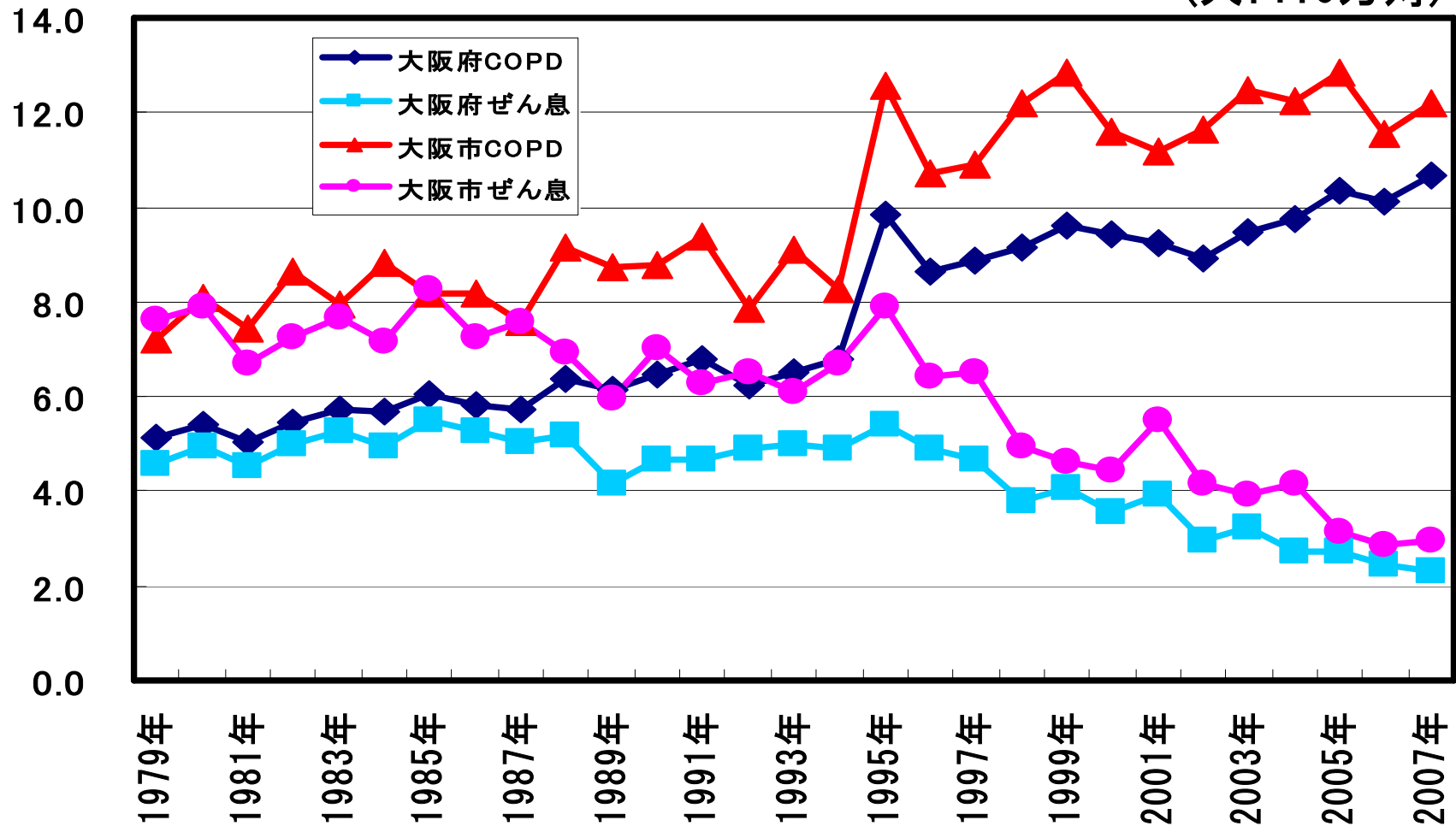
全国総数(人口10万対) 平成17年(2005)



厚生統計協会「国民衛生の動向」2007年度版より作成

大阪府・市のCOPD・ぜん息の死亡率

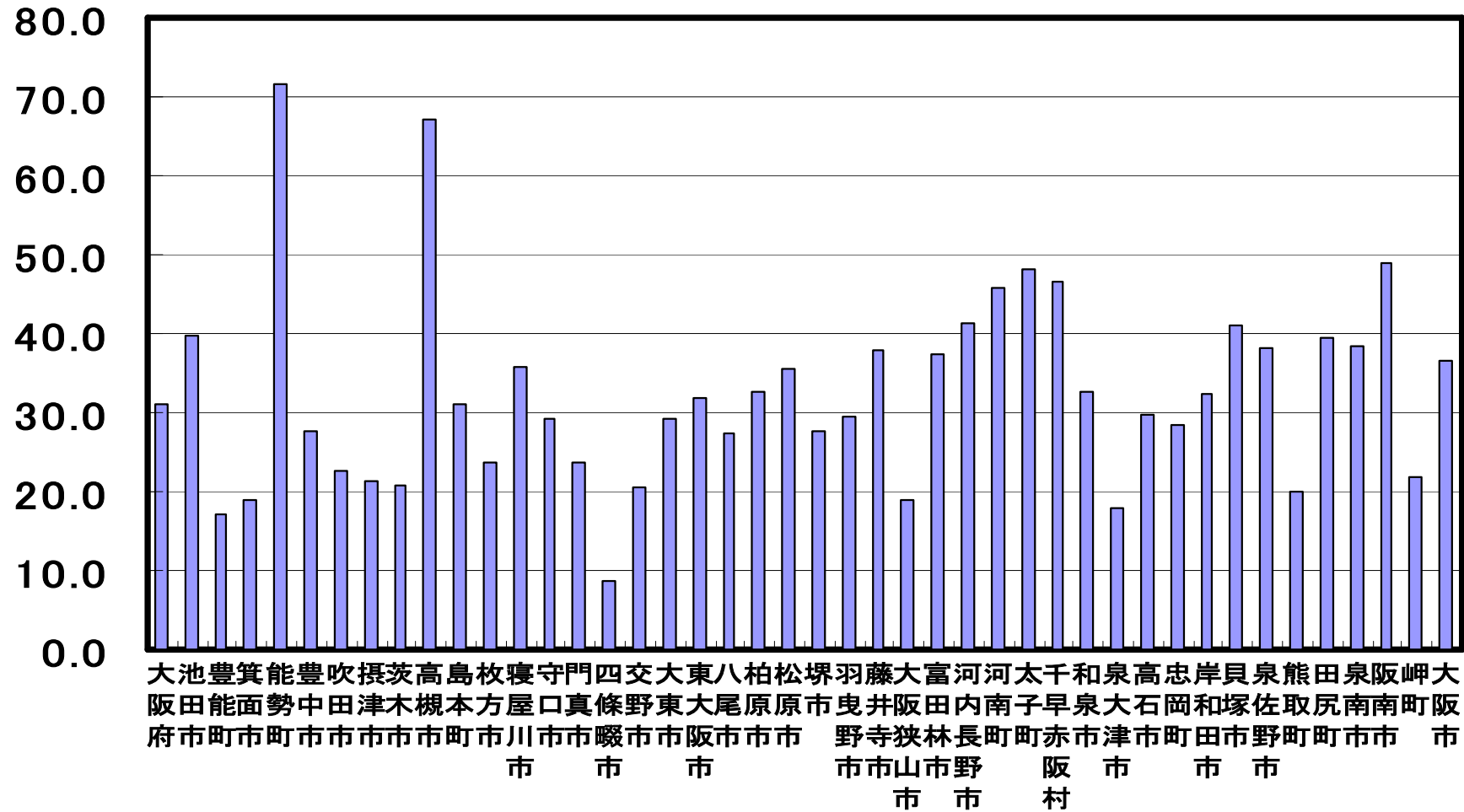
(人口10万対)



「大阪府衛生統計年報」各年度版より作成

大阪府の市町村別COPD死亡率

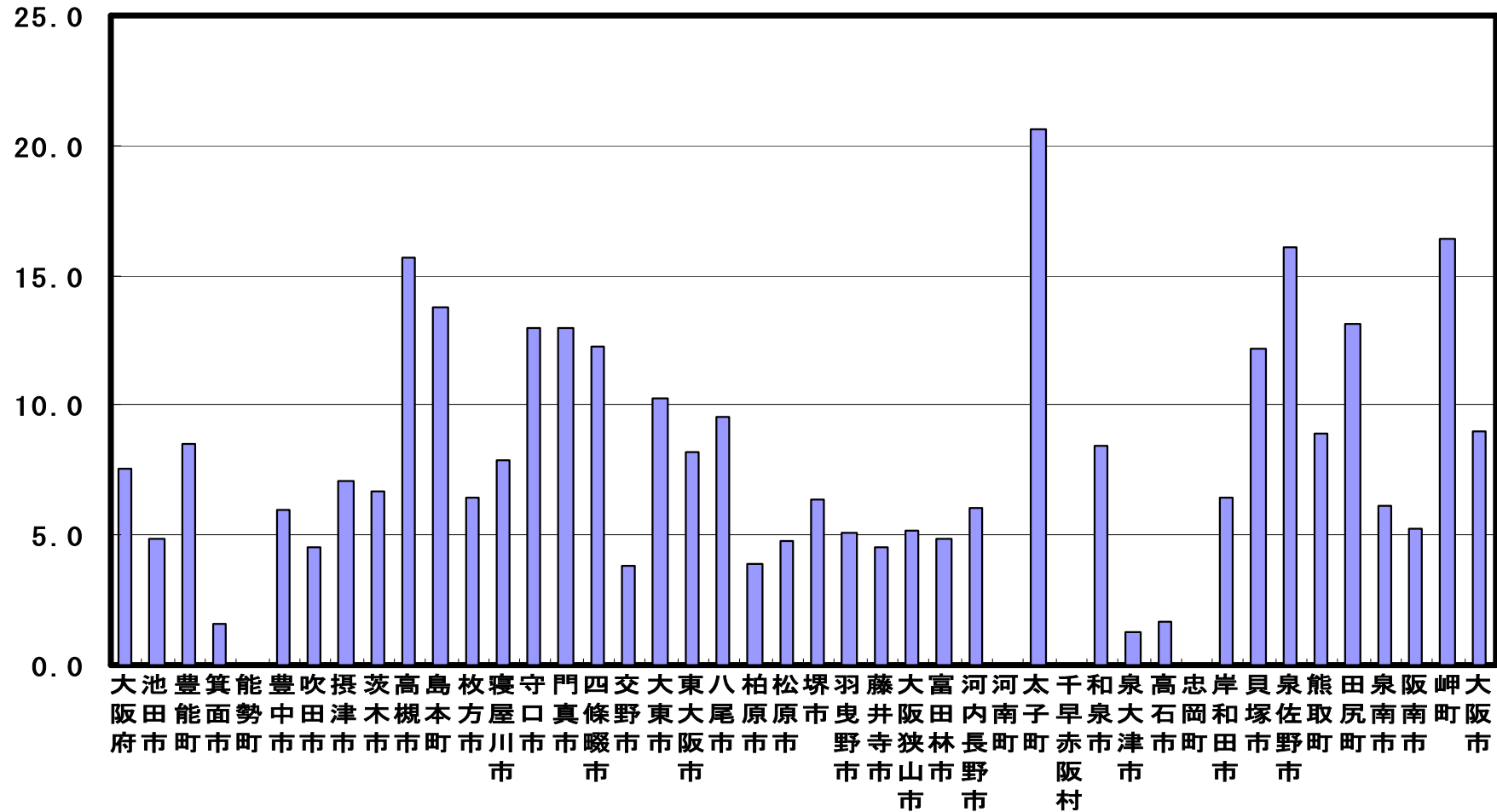
平成18年。(人口10万人対)



「大阪府衛生統計年報」17~19年度版より作成

大阪府の市町村別ぜん息死亡率

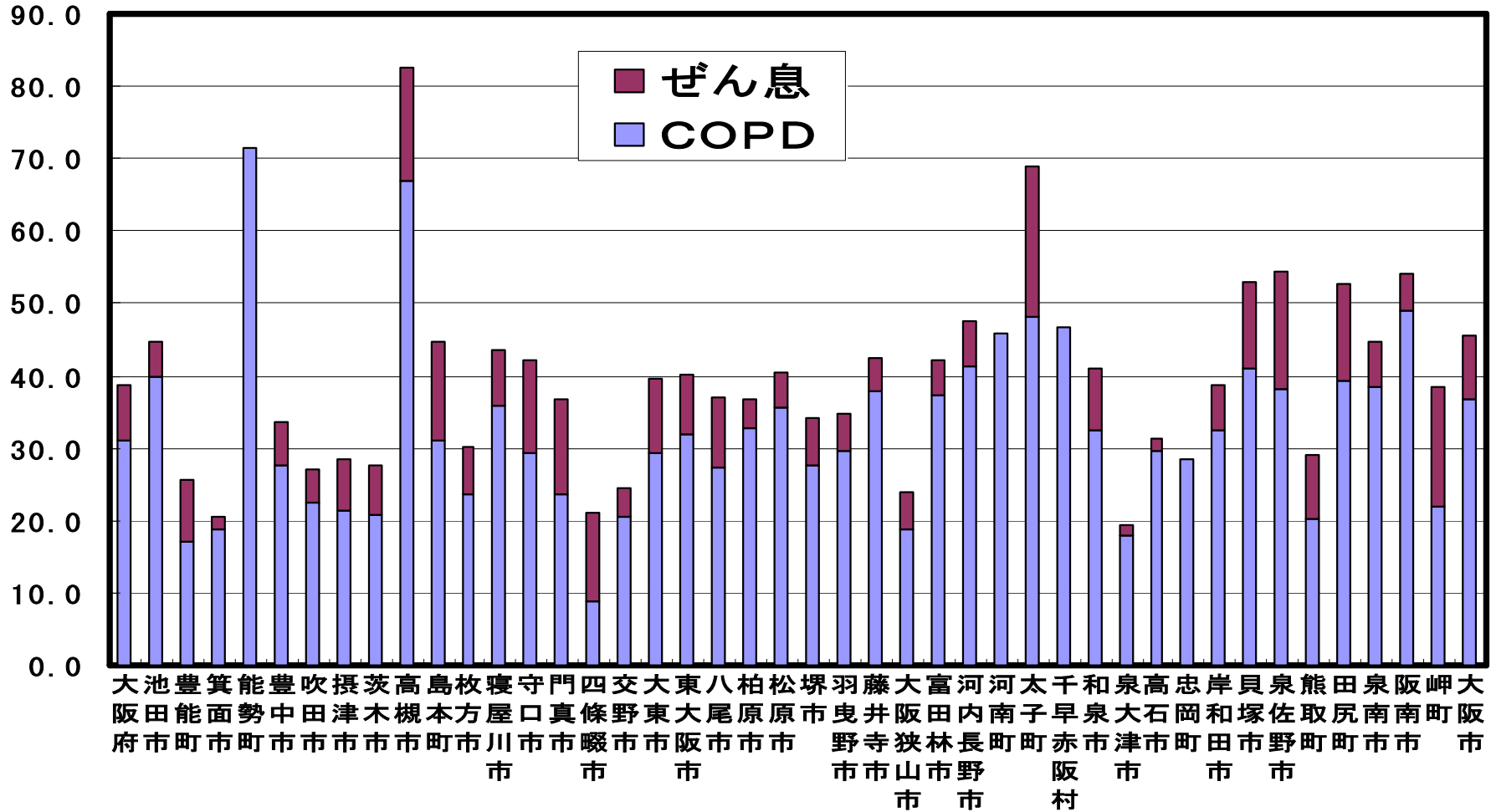
平成18年。(人口10万人対)



「大阪府衛生統計年報」17～19年度版より作成

市町村別COPD・ぜん息合計死亡率

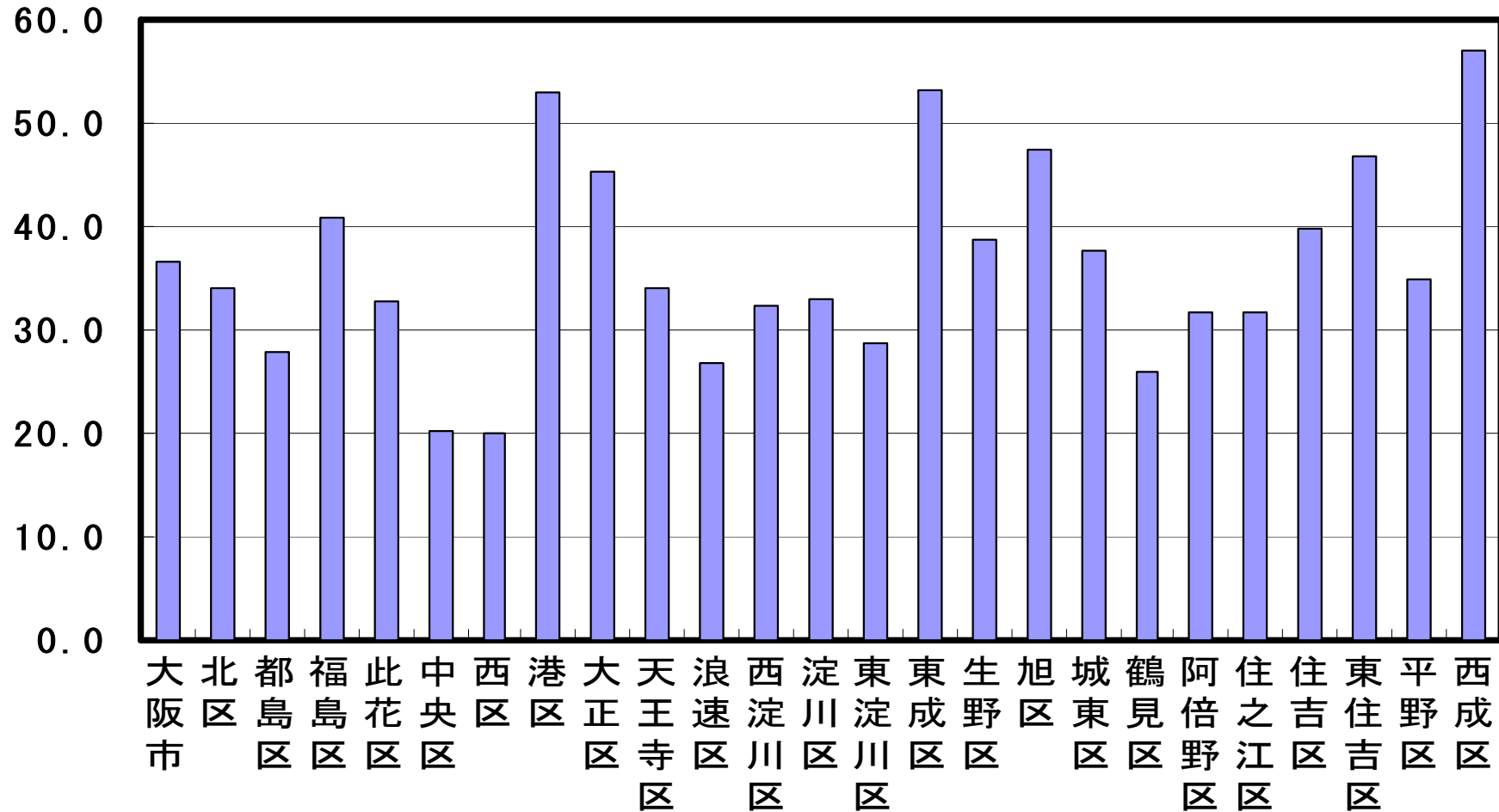
平成18年。(人口10万人対)



「大阪府衛生統計年報」17~19年度版より作成

大阪市の行政区別COPD死亡率

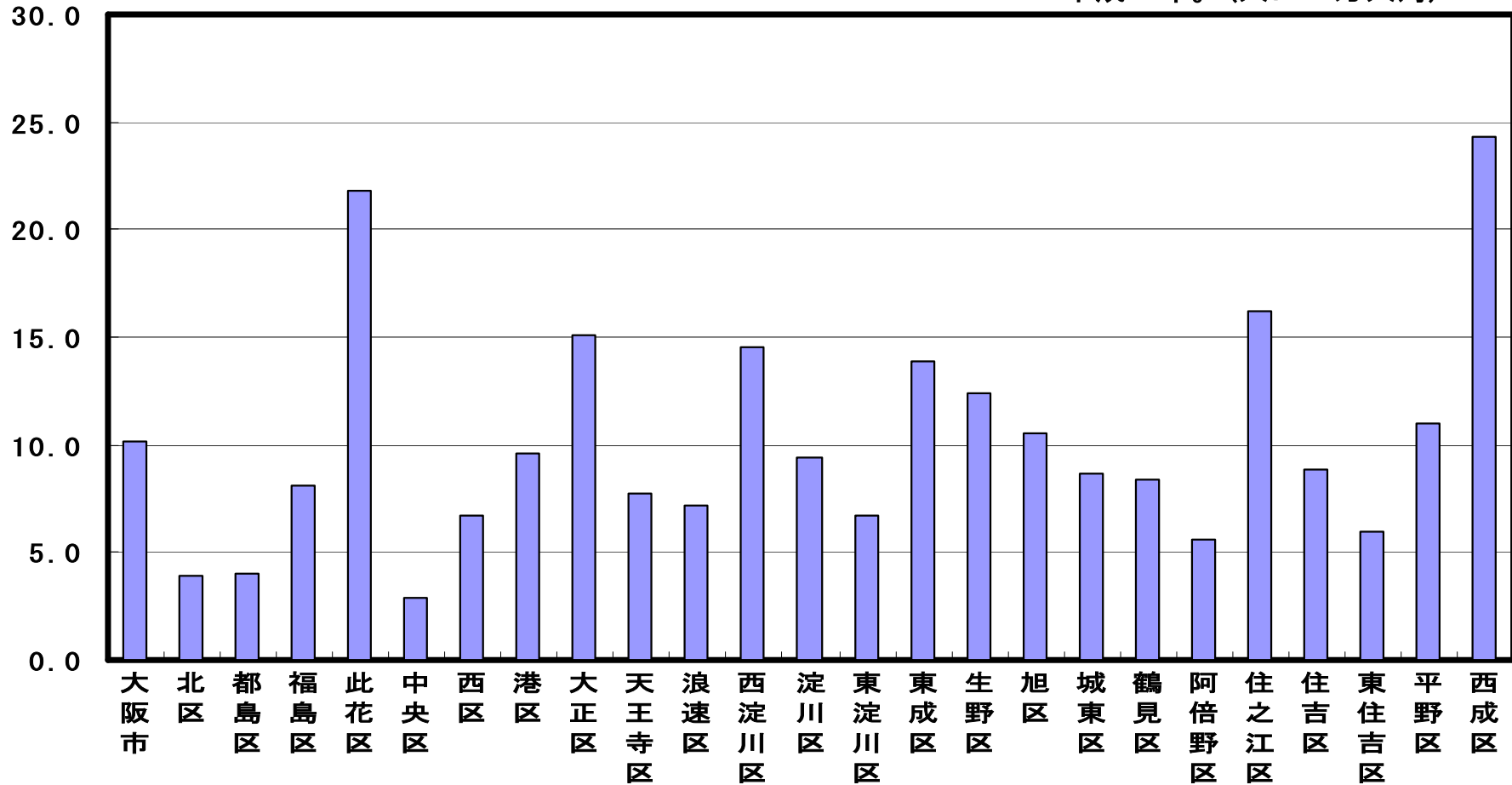
平成17年（人口10万人対）



「大阪市衛生統計年報」16～18年度版より作成

大阪市の行政区別ぜん息死亡率

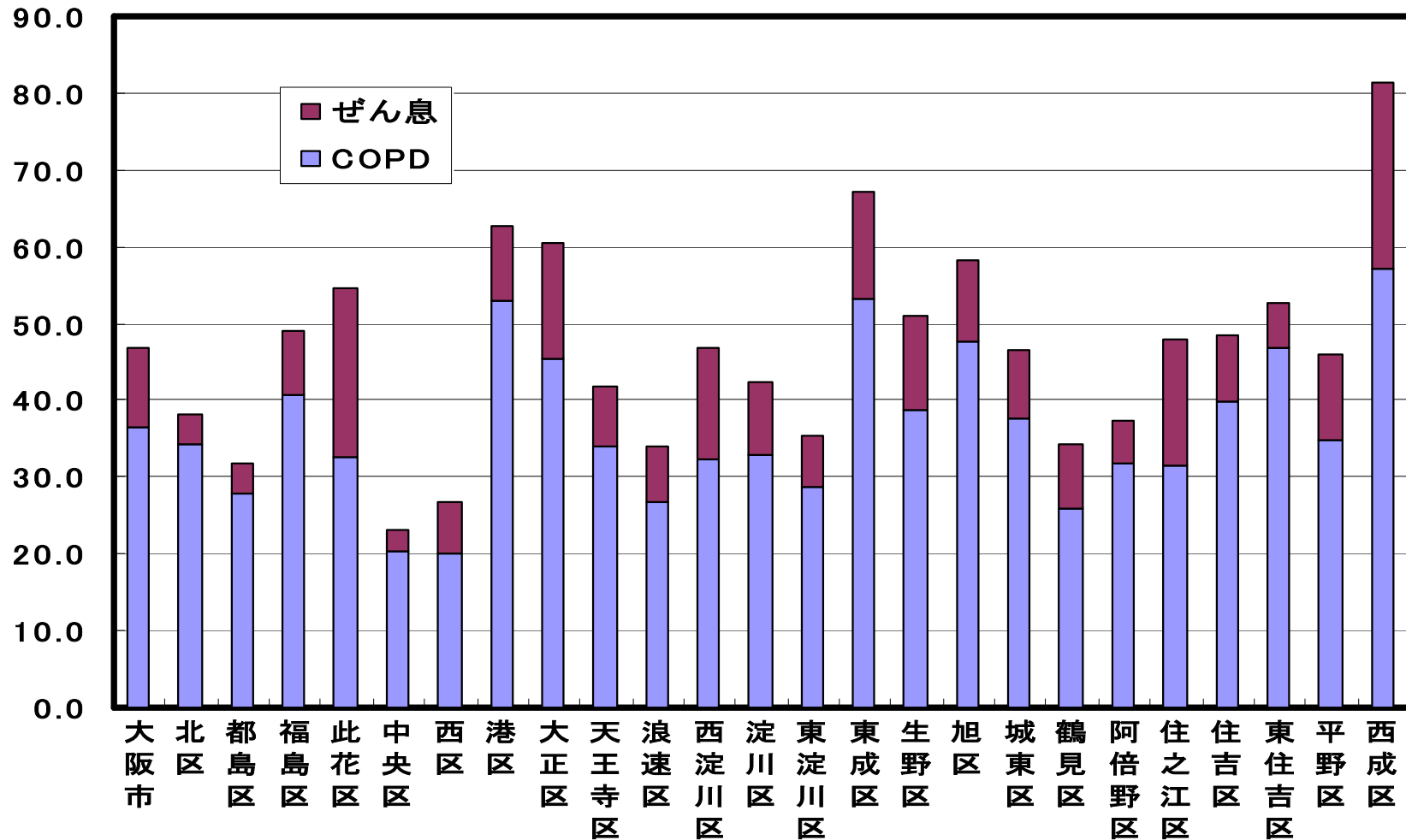
平成17年。(人口10万人対)



「大阪市衛生統計年報」16~18年度版より作成

行政区別COPD・ぜん息合計死亡率

平成17年。(人口10万人対)



「大阪市衛生統計年報」16~18年度版より作成

大阪の公害健康被害の現状のまとめ ①

- ①1988年に公害指定地域が解除され公害患者が認定されなくなって降、認定患者は年々減少し、この20年間で6割も減っている。このままでは今後とも激減していくことが予測される。
- ②しかし、大阪市の子どものぜん息被患率など見られるように、子どものぜん息は増加傾向にある。受療率の年齢構成からすれば、当然高齢者での増加が推測される。
- ③COPD・ぜん息の受療率の全国的な推移は、1995年前後まで増加し（特にぜん息）、以後横ばい状態にある。
大阪の受療率は、ぜん息は1990年を除いて全国とほぼ同じ数値で推移しているが、慢性気管支炎は常に全国平均を上回っている。

大阪の公害健康被害の現状のまとめ ②

- ④大阪府・市のCOPDの死亡率は上昇傾向にあり、ぜん息の死亡率は1995年をピークに下降傾向にある。大阪市の死亡率は、どちらも大阪府平均を上回っている。
- ⑤COPD・ぜん息の合計死亡率で見ると、大阪府全体では高槻市、能勢町、太子町、泉佐野市、阪南市、貝塚市などが高い。医療体制との関係を検討する必要があると思われる。
- ⑥大阪市の合計死亡率では、西成区、東成区、港区、大正区、旭区、此花区などが高くなっている。道路問題を中心にした環境問題との関連が強いと考えられる。
- ⑦いずれにしても、「公害は終わった」などと言えない状態にあることは明白である。

公害被害者救済制度の現状

(1) 公害4疾病を対象に医療費助成を行っている自治体

- 吹田市----全年齢を対象
- 東大阪市--16歳未満を対象
- 大阪市----15歳未満を対象

(2) 何らかの救済制度を持っている自治体

- 八尾市----15歳未満の気管支ぜん息患者を対象に、月に3回以上の外来受診または月に1日以上入院した者に対し、2000円の奨励金

(3) 医療費助成などの救済制度を廃止した自治体

- 守口市----2005年3月に廃止(15歳未満に医療費助成)
- 豊中市----2004年6月に廃止(15歳未満に医療費助成)
- 堺市-----2000年に廃止(月2000円の奨励金)

非認定の公害患者さんの声

(1) 11・25集いでの患者さんの声

- ぜん息で月3～4回診療所に行く。医療費は1カ月1万円くらいかかり、年金収入月3万円の者にとっては重くのしかかる。とにかく43線の車を何とかしてほしい。(港区・68才の女性)
- 指定地域解除のころは、子どものぜん息で精いっぱい、自分のことは二の次になっていた。せめて医療費の助成だけでもして欲しい。(西淀川区・64才の女性)
- 子どものころからぜん息に悩まされてきた。医療費は1回3000円くらいかかる。何が困るって一番は医療費の自己負担。子どもがぜん息になったら生活に困ってしまう(守口市・29歳の女性)

(2) 実態調査で「一番お困りのこと」に寄せられた声

- 仕事など。普通に呼吸できたら良いと思います。(47歳の男性)
- 仕事をやめてからの生活。(50歳の男性)
- 独り暮らしのためいつ発作が起きるか不安です。(53歳の男性)

他府県の医療費助成制度

(1)川崎市

- 20歳未満の小児ぜん息患者(気管支ぜん息またはぜん息性気管支炎)に対し医療費助成を実施してきた。
- 2007年1月1日からは20歳以上の気管支ぜん息患者を対象に医療費の1割負担を超える分の医療費助成事業を開始した。
- 現在、公害患者会を中心に患者1割負担の廃止と対象疾患を公害4疾患に拡大することを求める運動が取り組まれている。

(2)東京都

- 18歳未満の公害4疾患を対象に医療費助成を実施してきた。
- 2007年の東京大気汚染裁判の勝利判決等を受けて、08年8月1日から気管支ぜん息の患者に限って医療費助成の対象年齢を全年齢に拡大する制度を発足させた。地域は東京都全域。

わたしたちの運動の課題

(1) 被害者の救済制度を確立させること

(2) 環境基準の強化と制定

- NO₂について、0.04PPM以下を目指すことが本来の環境基準であることを国や自治体、企業に再確認させ、その達成を具体化させること。

環境基準とは「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基本法第16条)

- 微小粒子状物質(PM_{2.5})は、新たな健康被害の原因物質として指摘されており、諸外国の知見と施策を参照しながら早期に基準を設定し、規制していくこと。

外国のPM_{2.5}環境基準(マイクログラム/立方メートル) >

★アメリカー1997年に年平均値を15以下とすることを決定

★WHO(世界保健機構)ー 2006年に年平均値を10以下とする基準を設定

わたしたちの当面の取り組み ①

当面の取り組みは「ぜん息被害実態調査」に全力をあげることに

①公害運動の原点

- 被害の実態を土台にした運動をすすめること。
“被害に始まって、被害に終わる(被害の根絶をもって終わる)”
- 「被害者が動かなければ環境行政は動かない」(神戸商船大学・川名誉教授)

②調査活動の目的

- 被害者の困っている実態をつかみ、実態を基礎にした救済制度づくりを政策化し、その確立を訴える。
- 被害者の自立的な運動づくりをめざし、被害者の“横の連携”が図れる人的つながりをつくっていく。

わたしたちの当面の取り組み ②

③調査方法

- 第1段階…ハガキアンケート付きチラシを使って、実態調査に協力してもいいという人を探し、掘り起こす。
- 第2段階…アンケートで「実態調査に協力してもいい」と回答した人に対し、その健康と生活に関する詳しい実態調査表(「ぜん息被害実態調査票」)を渡す。
- 「ぜん息被害実態調査票」の調査項目に回答してもらい、調査票をあおぞらプロジェクト大阪に送ってもらう。

④調査スケジュール

- 4月末までに「ぜん息被害実態調査」を集める。
- 5～6月で集計・分析し、7月にはまとめ、報告集会を持つ。
- 以後、マスコミや世論への訴え、自治体・行政への要求運動につなげていく。

ぜひ大きなご支援、ご協力をお願いします！

継続的なNO₂測定を地域のまちづくりに活かす取り組み

2009.1.31 公害環境デー

道路公害に反対し、東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会

1、NO₂測定を始めた経過

1994年12月会結成後、1996年6月に高速道路大阪泉北線計画との関係で、区内の大気汚染の現状を把握することを目的に、東住吉区単独でメッシュ測定（250カ所）を実施。以降現在まで、毎年6月と12月に測定を実施。

なお2004年2月に高速道路大阪泉北線計画は、いったん都市計画決定された事業では全国初となる廃止決定がされております。

高速道路大阪泉北線計画とは、JR阪和線に沿って阿倍野区美章園3丁目～住吉区山之内町1丁目までの4.9kmの計画。JR阪和線を高架化して2階に、その上の3階部分に高速道路を建設するというもの。幅26m、高さ20～25m、1日走行予測車両13.8万台、6車線という内容で1981年に都市計画決定されたもの。

2、測定実施状況と結果報告

公害環境測定研究会の指導もいただきながら、区内幹線道路の交差点（7ヶ所）と住宅地と1番空気がきれいと思える長居公園内との対比を意識しながら実施。

1998年12月からは、JR百済貨物駅問題に関連して駅構内や周辺や今後の道路予定地で実施。阪和線ぎわのマンション各階での測定も2000年5月から実施し、今では希望者の自宅なども含めて134カ所で実施しています。

ここ5年間10回の測定値で、交差点平均を100とすると、長居公園内は交差点平均の55%住宅地は72%という状況で、同じような傾向が毎年続いています。

昨年12月4～5日の測定では、3年振りに全交差点で50ppbを越え、交差点平均58ppb、長居公園内でも37ppbと高い測定値。

カプセル代（300円）は、各個人からも民主団体や労組からも担当交差点などのカプセル数分を負担していただいています。

また2001年6月からは、ペットボトルを活用してのSPM（浮遊粒子状物質）測定（同時レーザー粉塵計でも測定）も、杭全町交差点（NO₂測定と同場所）などで毎回同時に実施。いつも下校の小学生が「何してんのん」と興味をもって近寄ってきます。

測定結果はすぐ集約して、ニュース「なのはな」で一覧表（交差点分布図・年度別対比）を添付し、個人配布（手配り）で約600部と各団体活用で900部。

3、 私たちのまちづくり運動課題

① 天王寺大和川線計画

大阪泉北線計画が廃止となった跡地を、植栽とベンチ、一般道、自転車などを複合させ、憩いの場や防災空間を兼ねた「緑地街路」とする都市計画道路「天王寺大和川線」として2004年3月に都市計画決定。

私たちは、『大阪市の阪神高速「大阪泉北線」廃止決定を歓迎する』とコメントを出し、長居公園を真ん中に、北は天王寺、南は大和川へ、虫・鳥なども通う「緑の回廊」「風の道」の実現へと運動方向を確認しました。

2006年12月に発行された「風かおる”みち”」(大阪市)では、

『こもれびの中 駅まで歩いてみる

豊かなみどりが街の熱気を鎮め 心地よい風が頬なでる

ゆったりとした歩道 ジョギングを楽しむ人々

歩道とひとつながりになった公園まで かけっこして行く子ども達

時折 行き交う車も ころなしに くつろいで走っているように見える』

と表現しており、私たちが主張してきた言葉が散りばめられています。

一方で整備方針の中で、車道を北行き南行きそれぞれ1車線確保(一方通行4m、対面通行7m)を基本とするとしており、「家の前が道路だが、裏にも道ができるなんて無茶や」「今まで車道なんかなかったのにそこに通すなんてなあ」などの意見もあり問題点があります。

大阪市は、この整備計画の具体化を「住民参加」で決めると、連合町会や商工会と地域の運動団体などから参加募集し、この1月から2年がかりの会議が始まります。もちろん私たちも参加することにしました。長年の測定結果を活かしながら、「緑の回廊」「風の道」の実現へと頑張りたいと思っています。

② JR百済貨物駅と周辺地域のまちづくり

梅田貨物駅の機能移転の受け入れ先とされている百済駅(1/2は吹田へ)が、外見からは分かりにくいのですが、500mのホームづくりなど改装工事が着々と進められています。

移転に伴いコンテナ車の増加などでの環境悪化対策は当然ながら、駅近くの杭全町交差点の歩道橋(五角形)架け替え問題や、同地域での寂れている町並み、JR東部市場前駅のバリアフリー化問題など、地域の皆さんとともにじっくりと「環境・まちづくり」に取り組む課題と実感しています。

当面、2004年6月から地域の方々と一緒に測定してきた結果などを活用して、環境の実情を地域に知らせていく活動と、あおぞらプロジェクトの「健康被害調査」を活用したいなあと思っています。(文責・中森)

2009.1.31 公害環境デー

継続的なNO₂測定を

地域のまちづくりに活かす取り組み

道路公害に反対し、東住吉区の環境を守り
街づくりを考える連絡会



高架となったJR阪和線 (阿倍野区・美章園-住吉区・我孫子)

NO₂カプセル設置



なのはな

通学公共交通機関の環境
改善の取り組みを推進する
連絡先 東住吉区交差点116
6713・9464
松田 安弘

避難路として重要、自転車も
考慮してもらっては、
せせらぎや子どもも園児が安
心して遊ぶ所も必要

天王寺大和川線に關わっ
て、つい最近鶴ヶ丘駅周辺の町
区に回覧で回された駅前長
原公園北側一道路の高架下通過
と全体的な一方通行化につい
て、駅と仮設駐輪場との行き来
の安全問題での改善にはなる
が、さらに通行方法の改善は可
能(駅までの南側道路に基本的
にクルマを運ぶこと)である
こと、指摘や、みちみどり会
議について、これまでの大阪市
の姿勢からすれば、開明的な
ものであるけれど、これが市民に
とって本当に「好いものになる
のかどうか」は、まさにこの中身
にかかっているのだから、取り
組んでいくことが必要とい
う問題提起もされました。

天王寺大和
川線計画の
具体化を討
論する「み
ちみどり」
会

人を呼ぶ/魅力ある“みち”へ

マンション9階に座って行き、
上から見るとアスファルトの1
本道が目立った。落葉一面のみ
ちもよいのでは。
車の通るみちは要らない。堺
の上原川のような道がよい。
周辺住民の中に、立ち退きで
町が寂れたという思いも多い。
魅力あるみちにして、京
都の哲学の道によ
うに人を呼ぶ。



落葉、落花は一時的で、
風情があつてよいのでは。
落葉、落花は一時的で、
風情があつてよいのでは。
落葉、落花は一時的で、
風情があつてよいのでは。

懇話会で
盛り上がる



(1) なのはな47号



東住吉道公連 第14回定期総会

12月17日(水)午後7時/東住吉会館

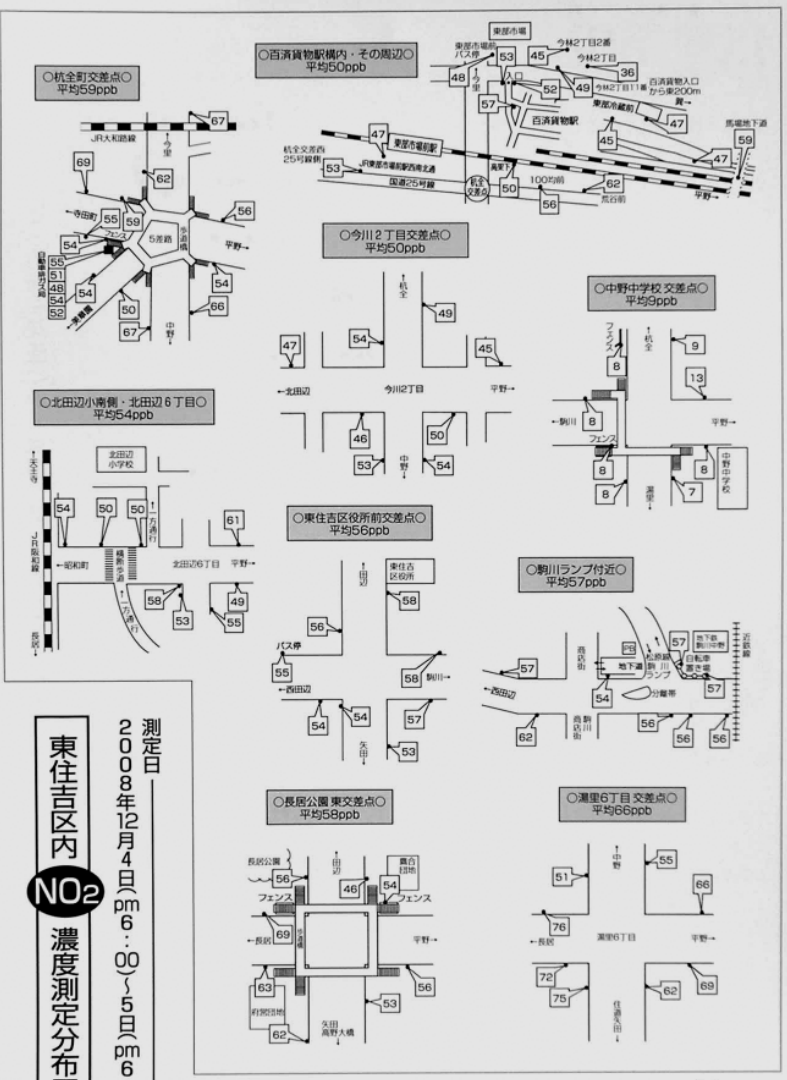
今年の総会は前半部分で、この1年間取り組
んできた「天王寺大和川線計画」「阪和線関係」
「学習」「NO2・SPMの自主測定」「草園駅
の運動」などの活動経過の報告と今後の運動を進
める体制などの確認を行なった後、後半部分で
は確認された方針に基づいて早速3つのグル
ープに分かれて(それぞれの内容は別に報告記
事)の「懇話・討論」としました。

また当日、会場には道公連活動の内容を知ら
せる6枚の展示パネルで写真や図表、印刷物な
どを使ってこの間の活動の様子や内容などを掲
示しましたが、これらのパネルの前では「ああ、
そういえばこんなこともあったねえ」、「このグ
ラフからはこういうことも読み取れるのちが
う？」などなど、思い思いの花も咲いていま
した。参加者はあわせて22名
でした。

なみ、活動カンパの訴えに
みなさんから19,000円のカン
パが集まりました。ほんとう
にありがとうございました。

道公連運動について「ええ ことやってるのに間違いない」 けれど、運動に参加する人の輪 を広げることが重要という認 識はほぼ共通するものの、その具 体的な手立てについて、なかな かこれ、「いい特効薬はみ つからないことや、この課題に 関わってなのはなやホーム ページ」の活用方法、さらには そのために「組織、ひと」の問 題となることなどを再確認。 これまででも「これからも」病 むしけれど「これ」に取り組 むことが道公連の運動、そのの みであること、そして何より元 気のある楽しい活動をしていく ことを肝にして、これからも かめかめ取り組んでいくことを確 かめました。

天王寺大和川線計画の
具体化を討
論する「み
ちみどり」
会

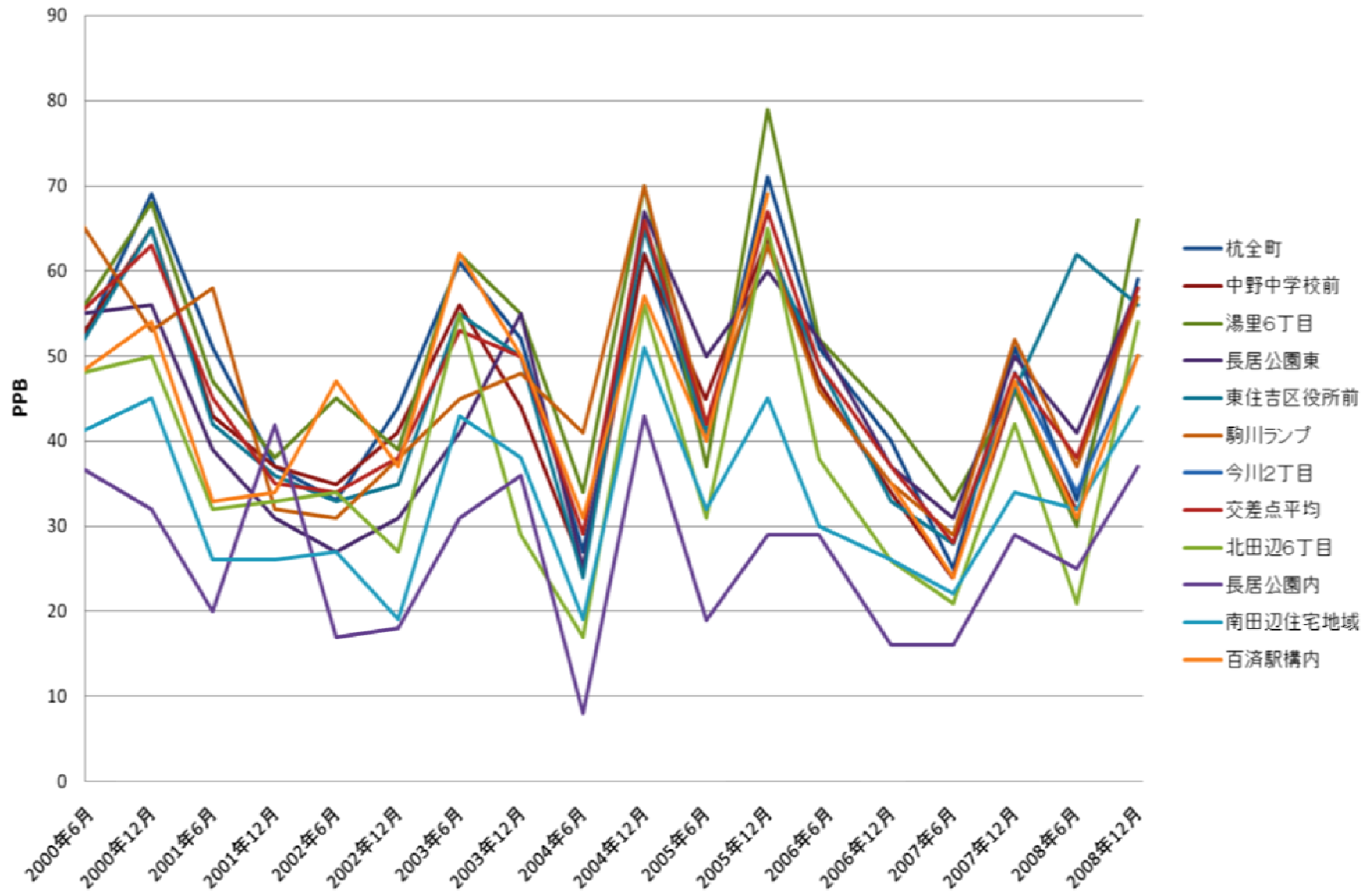


測定日
2008年12月4日 pm 6:00 ~ 5日 pm 6:00
東住吉区内
NO2
濃度測定分布図

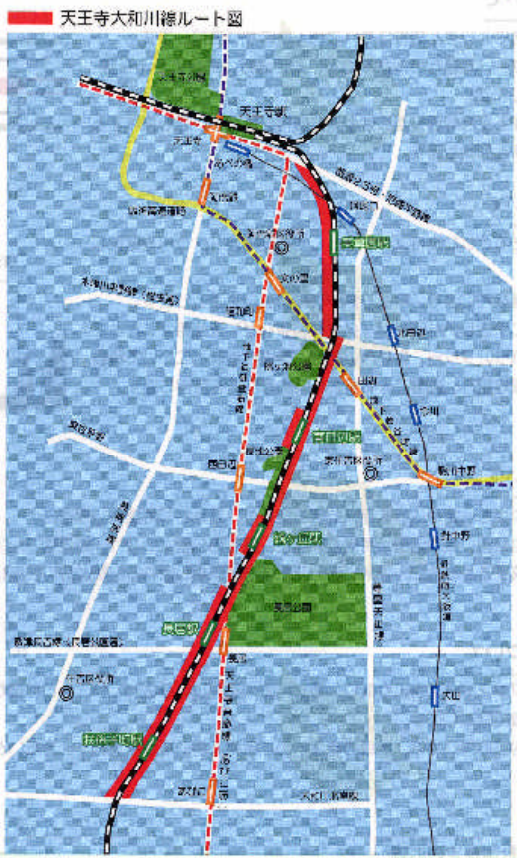
交差点のカプセル取付位置ごとに測定値をppb単位で表示しています。
50ppbは0.050ppmに相当します。



NO2濃度年度別分布・対比一覧表(2000.5~2008.12)



天王寺大和川線ルート図



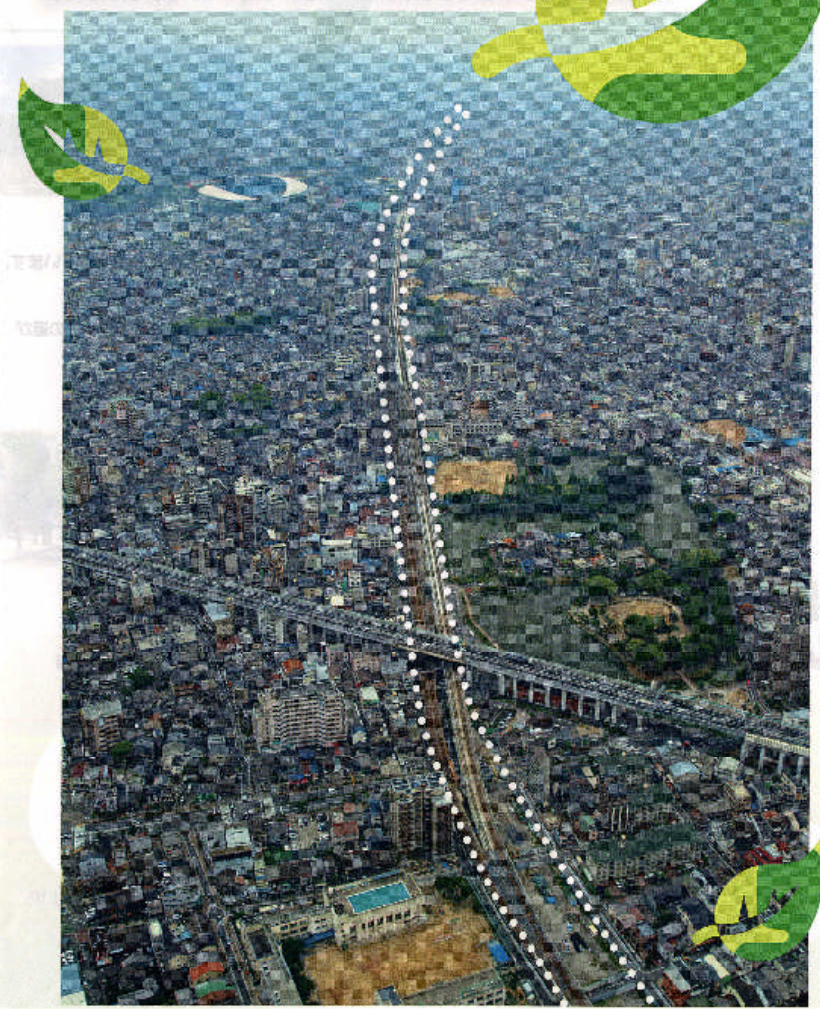
道路に関する問い合わせ先
 建設局 道路部 街路担当
 〒559-0034 住之江区南港北1丁目14番16号
 WTCビル 11階 TEL 06-6615-6755

公園に関する問い合わせ先
 ゆとりとみどり政策局 緑化推進部 計画担当
 〒559-0034 住之江区南港北1丁目14番16号
 WTCビル 17階 TEL 06-6615-0943

平成20年6月20日 作成

風かおる“みち”

都市計画道路 天王寺大和川線の整備計画に向けて



こもれびの中駅まで歩いてみる

豊かなみどりが街の熱気を鎮め心地よい風が頬をなでる

ゆったりとした歩道ジョギングを楽しむ人々

歩道とひとつながりになった公園までかけこして行く子ども達

時折行き交う車もこころなしかつろいで走っているように見える



風かおる "みち"



そんな道でありたいと考えています。

そして そのような道は 今のつくりだけではできないと思っています。

地域に住み 地域を愛する皆さんの まちに注ぐ思いによってこの道が
永く愛される道になるように。

これから、皆さんとともに、「風かおる"みち"」づくり
をはじめたいと思います。



風かおる"みち"を 永く愛される"みち"に

「いつまでもきれいで 快適な道路であってほしい」

みんなで育む「みちづくり」

そんな願いを込め 地域の皆さんが 花の手入れや清掃などに

積極的に活動していただける制度の導入を目指します。

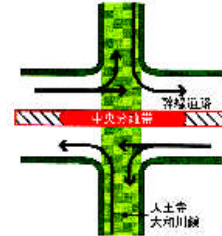


天王寺大和川線の整備方針



車道について

- ① 基本的に北行きと南行きそれぞれ1車線ずつ確保します。
- ② 幅員は、一方通行の場合4.0m、対面通行の場合7.0mを基本とします。
- ③ 交差する主な幹線道路には中央分離帯を設け、通り抜けする自動車を抑制します。



歩道について

- ① ゆったりとした歩行スペースとして有効幅員3.0mを確保します。
- ② 植樹帯などにより、みどりの豊かな幅の広い歩道とします。
- ③ 環境にやさしい舗装材料（保水性舗装など）を使用するとともに、バリアフリー、景観への配慮、無電柱化などについて積極的に取り組み、快適で人にやさしい歩行空間を目指します。



緑地について

- ① 道路中央に一定の広さを確保できる空間は、緑地として整備します。
- ② 林ヶ池公園、長池公園や長屋公園など、既存の公園とつながり、新たなみどりのネットワークを形成するとともに、アメニティ豊かな市民に親しまれる空間として整備します。



駅周辺について

- ① オープンスペースを広く取り、新しい街の玄関口にふさわしい、みどりの豊かで、安全で快適な歩行者空間とします。
- ② 整備内容については、地域の皆様方のご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

道路都市計画決定の内容

決定年月日 : 平成16年3月12日 4種2級 大阪市告示第237号
 起点 : 阿倍野区天王寺町南1丁目(国道25号・足崎平野線)
 終点 : 住吉区山之内元町(大和川北岸線)
 延長・幅員 : 延長 約5,520m 標準幅員 29m
 車線数 : 2

注) 幅員は11~46mと変化しており、29mを標準的な幅員としています。
 国道25号 ~ 木津川平野線 30m程度
 木津川平野線 ~ 敷津長吉線 15m程度
 敷津長吉線 ~ 大和川北岸線 10m~20m(片側幅員)

天王寺から大和川へ「緑の回廊」にむけ大きな一歩に

—大阪市の阪神高速「大阪泉北線」廃止決定を歓迎する—

12月15日、大阪市都市計画審議会が開催され、阪神高速「大阪泉北線」廃止が決定されました。同時に、高速道路予定地は、植栽とベンチ、一般道、自転車道などを複合させ、憩いの場や防災空間を兼ねた「緑地道路」として整備する方針が決定されました。JR阪和線の高架化の3階部分に高速道路をつくる計画に反対し、公害のない緑豊かなまちづくりを求めてきた私たちは、遅すぎたとはいえ今回の決定を心から歓迎するものです。

大阪泉北線は、1971年に計画が発表されて以来、町会、住民の広範な反対運動が行なわれ、黒田知事は「住民の合意なしに決定しない」と約束しました。ところが、'81年、岸知事に代わるや大阪府は、広範な反対を押し切って都市計画決定を強行し、地域住民に立ち退きを押しつけました。着工を目前に起きた、'95年1月の阪神・淡路大震災は、3階建て高速道路計画が安全性を軽んじた無謀極まりないものだとすることを尊い犠牲をもって教えたのです。その後も、道路予定地に「活断層」の存在が明らかになり、「公害道路はいらぬ」との世論が全国的に広がり、道路行政の側にも「採算の合わない道路はつぐらぬ」との方針が打ちだされざるをえませんでした。

私たちは、この高速道路計画が、はじめから決定されるべきものではなかったと確信します。住民の不安、疑問、反対を踏みつけにしてきた大阪市、大阪府の猛省を促したいと考えます。

阪和線高架後の跡地、高速道路計画による空地の利用は、地域住民の意見を十分採り入れたものとすべきことは言うまでもありません。そのうえで、私たちは、天王寺から大和川へ「緑の回廊」をつくることを提案するものです。

大阪の「ヒートアイランド現象」は深刻で、緑被率もみすぼらしく、防災空間も不足しています。長居公園を真ん中に、北は天王寺、南は大和川へ、虫・鳥なども通う「緑の回廊」「風の道」の実現を期待するものです。

2003年12月20日

道路公害(泉北線)に反対し、東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会



移転工事前の梅田貨物駅(大阪駅北ヤード)



近畿圏広域地方計画は公共事業推進の新たなシステム

2009年1月31日

第37回公害環境デー

大阪府職員労働組合

土建支部 中村徳三

1 国土形成計画と近畿圏広域地方計画

国土形成計画（全国総合開発計画に代わるもの）の閣議決定 2008年7月4日

① 国土形成計画（全国計画）の4つの戦略目標

東アジアとの円滑な交流・連携、持続可能な地域の形成、災害に強いしなやかな国土の形成、美しい国土の管理と継承 — 横断的視点「新たな公」を基軸とする地域づくり

② 広域地方計画

国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織

学識経験者からの意見聴取、市町村からの提案、地域住民の意見（パブリックコメント）

近畿圏広域地方計画協議会の設立 2008年8月13日

③ 新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築、美しく、暮らしやすい国土の形成

ブロックの外へ： 東アジア等との交流・連携、太平洋・日本海・東シナ海の活用

ブロック内部： 成長エンジンとなる都市・産業の強化、各地域の連携、安心して暮らせる生活圏の形成

④ 近畿圏広域地方計画協議会

関経連会長、関西経済同友会代表幹事、各地域の商工会議所会頭、

近畿地方整備局長等国の地方行政機関の長、都道府県知事、政令市長、市長会、町村長会が構成会員

H21年度に計画原案のとりまとめ

広域物流ネットワークプロジェクト

a) 陸・海・空の広域物流ネットワークの形成

環状道路のミッシングリンクの解消

淀川左岸線・同延伸部、大和川線、京奈和道、第二名神

b) 関空・阪神港等の機能強化

国際航空貨物ネットワークの強化、阪神港の物流戦略の展開

北東アジア・ロシアの玄関口として京都舞鶴港等を活用

2 道州制を先取りする国土形成計画と広域地方計画

- ① 「国土形成計画における広域地方計画の策定は、地方にとって道州制時代の合意形成のあり方を問う絶好の『練習問題』だといえる。」(荒田英知「国土形成計画を道州制の練習問題とせよ!」『PHP Policy Review』Vol.2-No.9 2008.7.22)
- ② まとまった財源を地域財界が自由に配分したいという意図が見え隠れ (岡田知弘京大大学院教授)
- ③ 道州の役割は広域的な公共事業 (二宮神戸大教授)

3 開発推進の新たなシステムとしての道州制

- ① 第四次全国総合開発計画 1987年6月 閣議決定
多極分散型国土の形成
全国一日交通圏構想、14,000 kmの高規格道路網 ⇒ 東京一極集中を促進
近畿：すばる計画 双眼型国土形成は多極分散型国土形成を主導する
関空を中心とした大阪湾岸環状都市構想 ベイエリア法
- ② 都市再生推進本部の設置 2001年5月8日
都市再生プロジェクト
大都市圏における環状道路体系の整備 (淀川左岸線・大和川線：合併施行方式の導入)、空港・港湾の機能強化
淀川左岸線延伸部 (早期に都市計画決定)、関空二期
- ③ 新直轄方式による高速道路の整備 2002年12月12日 政府・与党の申し合わせ
不採算路線の計画中止はゼロに
- ④ 近畿圏広域地方計画による整備
これまでの事業を「広域的な視点」を名目に推進
 - a) 新名神
「需要があるから道路の必要性を判断するのではない」「大阪府だけでは都市間競争を乗り切れない。広く関西州の地図を見ると、基幹道路は重要。関西の発展と産業政策に生かす。これ(新名神)がなければ、次の一手をうてない」(橋下知事：大阪府議会住宅水道常任委員会 2008年7月17日)
 - b) 淀川左岸線延伸部
ア 「関西圏域の産業政策を考えると、どうしても必要」(橋下知事：第二京阪道路整備促進大阪協議会会長として国土交通省に訴え 2008年7月30日)
イ 平松邦夫大阪市長は「淀川左岸線延伸部は大阪市域を通る道路ではあるが、関西全体として重要なプロジェクト。関西圏として整備が促進できる事業主体、事業手法を見いだしてほしい」と強調した。(第1回近畿圏広域地方計画協議会(秋山喜久会長) 2008年10月21日)

近畿圏広域地方計画は 公共事業推進の新たなシステム

2009年1月31日

第37回公害環境デー

報告の要旨

- 国土形成計画
2008年7月4日閣議決定 広域地方計画
東アジアとの円滑な交流・連携
- 道州制を先取りする国土形成計画と広域地方計画
近畿圏広域地方計画協議会の設立
2008年8月13日
- 開発推進の新たなシステムとしての道州制

国土形成計画(全国計画)について

- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
- 国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ

国土形成計画の枠組み

根拠法：国土形成計画法
 (国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

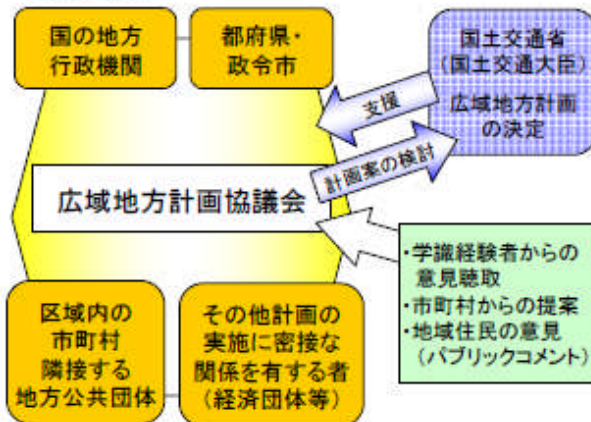
全国計画

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



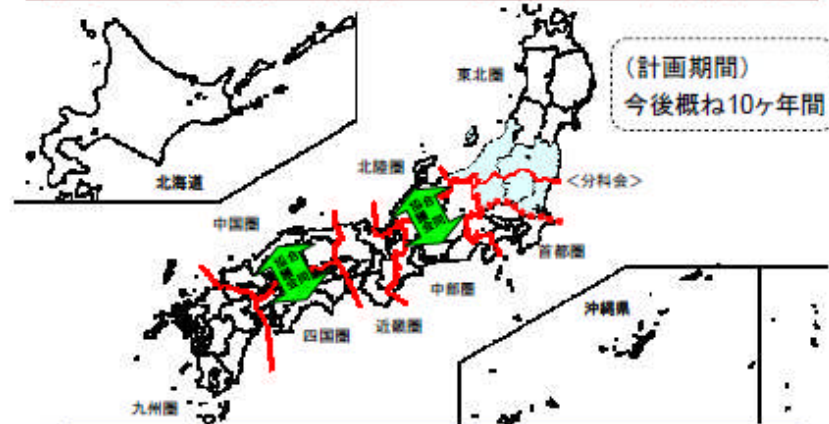
広域地方計画

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
 - ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
 - ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力



新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- > 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- > 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- > 各地域が相互に補い合って共生
- > 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かっては、とりわけ、

- ・ 東アジア等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、日本海及び東シナ海の活用

ブロックの内部では、

- ・ 成長エンジンとなる都市・産業の強化
- ・ 各地域が連携、相互補完
- ・ 地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

領域指定(C)

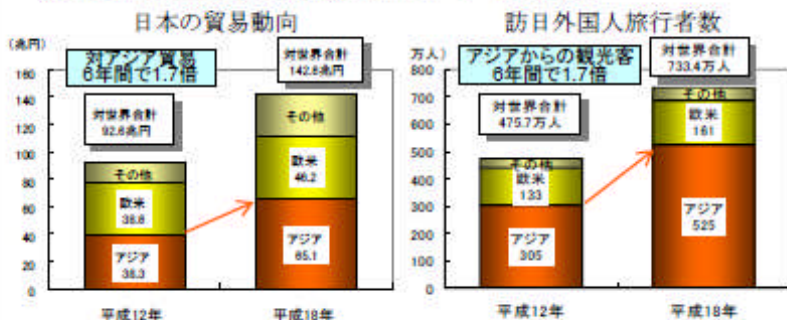
新しい国土像実現のための戦略的目標①

＜グローバル化や人口減少に対応する国土の形成＞

東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく

- ・東アジアの市場をにらんだ企業の新しい発展戦略
- ・観光立国の実現
- ・陸海空にわたる交通・情報通信ネットワークの形成



広域的な観光連携による外国人観光客誘致



持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

- ・集約型都市構造への転換
- ・医療等の機能維持など広域的対応
- ・新しい科学技術による地域産業の活性化
- ・美しく暮らしやすい農山漁村の形成
- ・二地域居住、外部人材の活用
- ・条件の厳しい地域への対応



救急医療を支える高速道路の緊急出入口(青森市)

地域資源を活かした産業の活性化(山形県)



山形 カロツェリア・プロジェクト
・県内の優れた職人技術による世界に通用する山形ブランドの商品開発

二地域居住の情報プラットフォーム(平成19年 試行運用実施)



道の駅等を活用した交流・連携の核となる場(熊本県小国町)



道の駅に併設され領域指定(C)

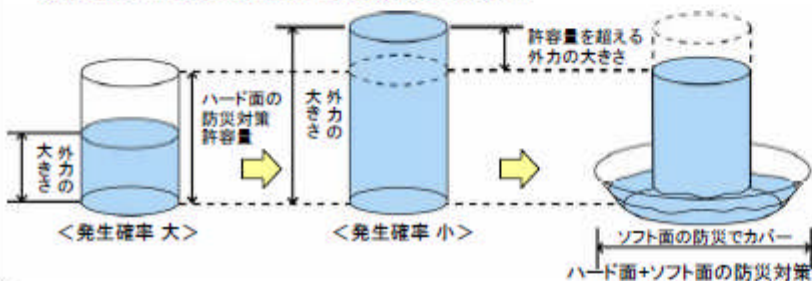
新しい国土像実現のための戦略的目標②

<安全で美しい国土の再構築と継承>

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

- ・ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進
- ・災害に強い国土利用への誘導
- ・交通・通信網等の迂回ルート等の余裕性
- ・避難誘導體制の充実など地域防災力の強化



美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復

- ・健全な物質循環と生態系の維持・形成
- ・海域の適正な利用・保全
- ・個性豊かな地域文化の継承と創造
- ・国土の国民的経営の取組

「国土の国民的経営」の取組事例

多様な活動者の育成



地域全体で農地等の保全・管理
(栃木県河内町)

国土管理への参加手法の多様化



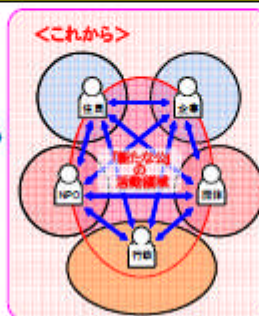
間伐材を活用したバッグ
(高知県馬路村)

<4つの戦略的目標を推進するための横断的視点>

「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

- ・地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政等の協働による居住環境整備等
- ・地域の発意・活動による地域資源の発掘・活用等
- ・維持・存続が危ぶまれる集落への目配りと暮らしの将来像の合意形成



従来の私の領域で
公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用
した中心市街地活性化
(高知市)

公と私の中間的な領域を
新たに担う活動



NPO等による過疎地有償
運送(長野県中川村)

従来の公の領域で
民間が主体的に担う活動



市民との協働による河川敷
の清掃活動(熊本県白川)

領域指定(C)

新たな公共事業の推進者としての関西州

- まとまった財源を地域財界が自由に配分したいという意図が見え隠れ（岡田京大教授）
- 道州制への移行（目標2015年） 道州の役割は広域的な公共事業（二宮神戸大教授）
- 広域地方計画は道州制時代の合意形成の絶好の練習問題（PHP総合研究所）

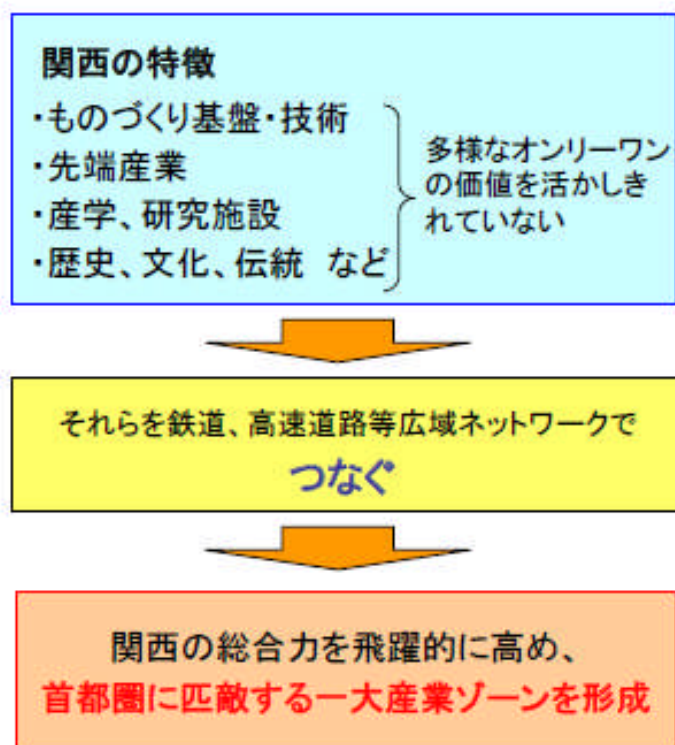
5. 陸・海・空の広域ネットワーク形成プロジェクト

6

・散在する多様な集積の人と物、情報をスムーズにつなぐ → 首都圏に匹敵する一大産業ゾーンを形成

【具体的な取組の代表例】

多様な集積をつなぐことによる関西の総合力向上



環状道路のミッシングリンクを解消し
効率的な移動を実現



※中部圏や中国・四国圏等隣接する圏域とのネットワークも強化し、広域産業エリアを形成

関西における「新たな公」について

資料3

1

多様な主体が協働し、従来の公の領域などにその活動を拡げるとい、言わば「新たな公」と呼ぶべき考え方で地域づくりに取り組んでいく。

①従来、もっぱら行政が担ってきた分野を民間が主体的に担うもの



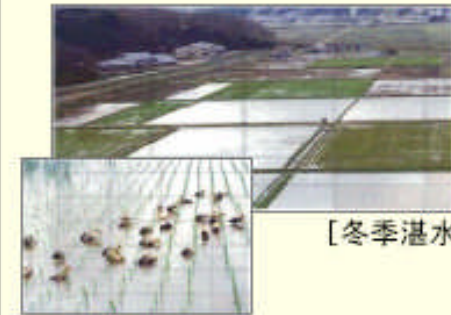
橋洗いによる地域コミュニティの活性化
(大阪市)

②行政も民間も携わっていなかったが、時代の変化により、新たに対応が必要になったもの



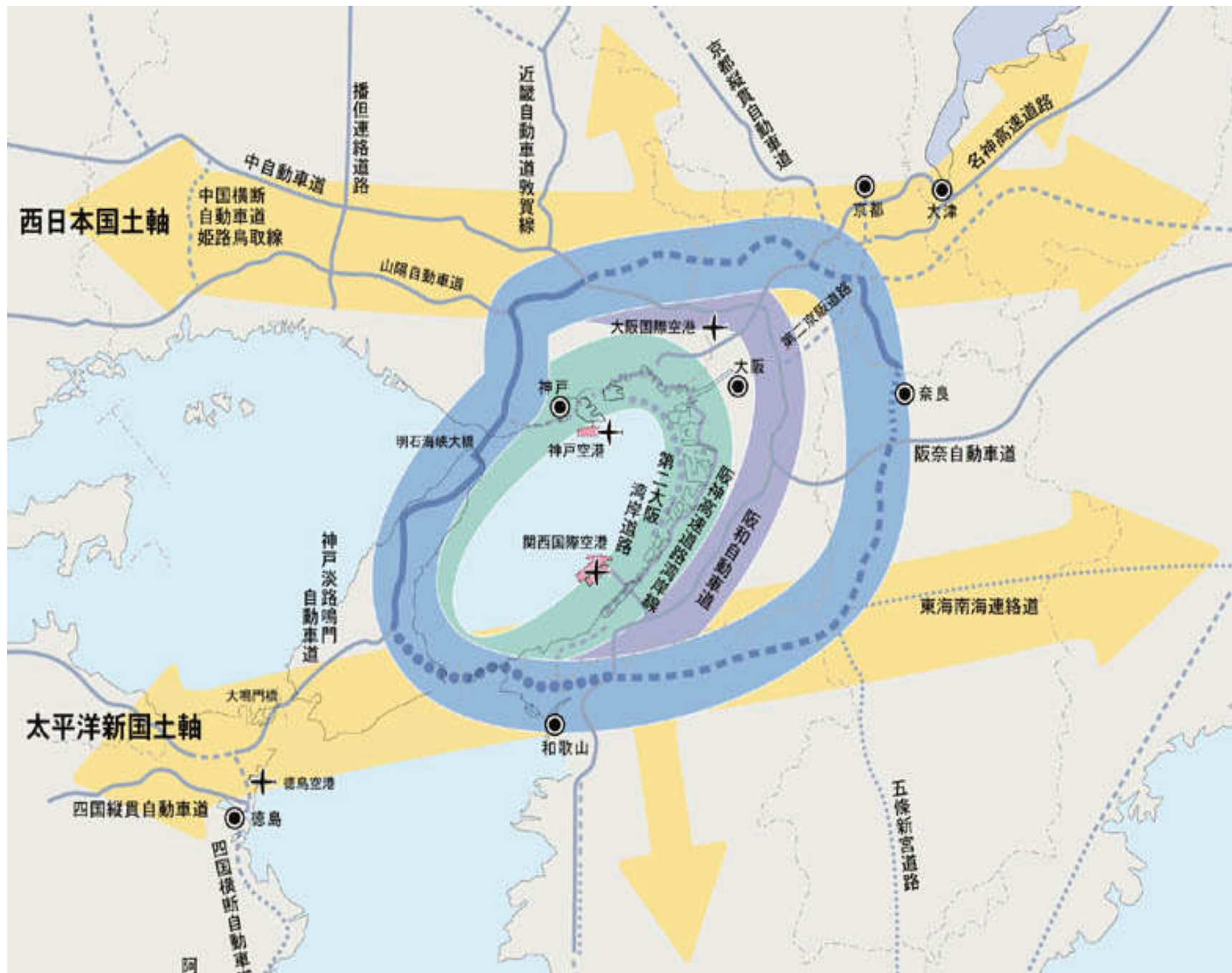
市民が運営するコミュニティバス
(京都市)

③従来から民間が担ってきたが、活動内容に公共的な価値を含むもの



無農薬農法によるコウノトリと共生できる環境づくり
(豊岡市)

新たな公の活動領域



開発推進の新たなシステムとしての道州制

- ・第四次全国総合開発計画 1987年6月
- ・都市再生推進本部の設置 2001年5月
環状道路、空港・港湾の機能高度化
淀川左岸線・大和川線 合併施行方式
- ・新直轄方式による高速道路の整備
不採算路線の計画中止ゼロ 2002年12月

橋下知事の答弁

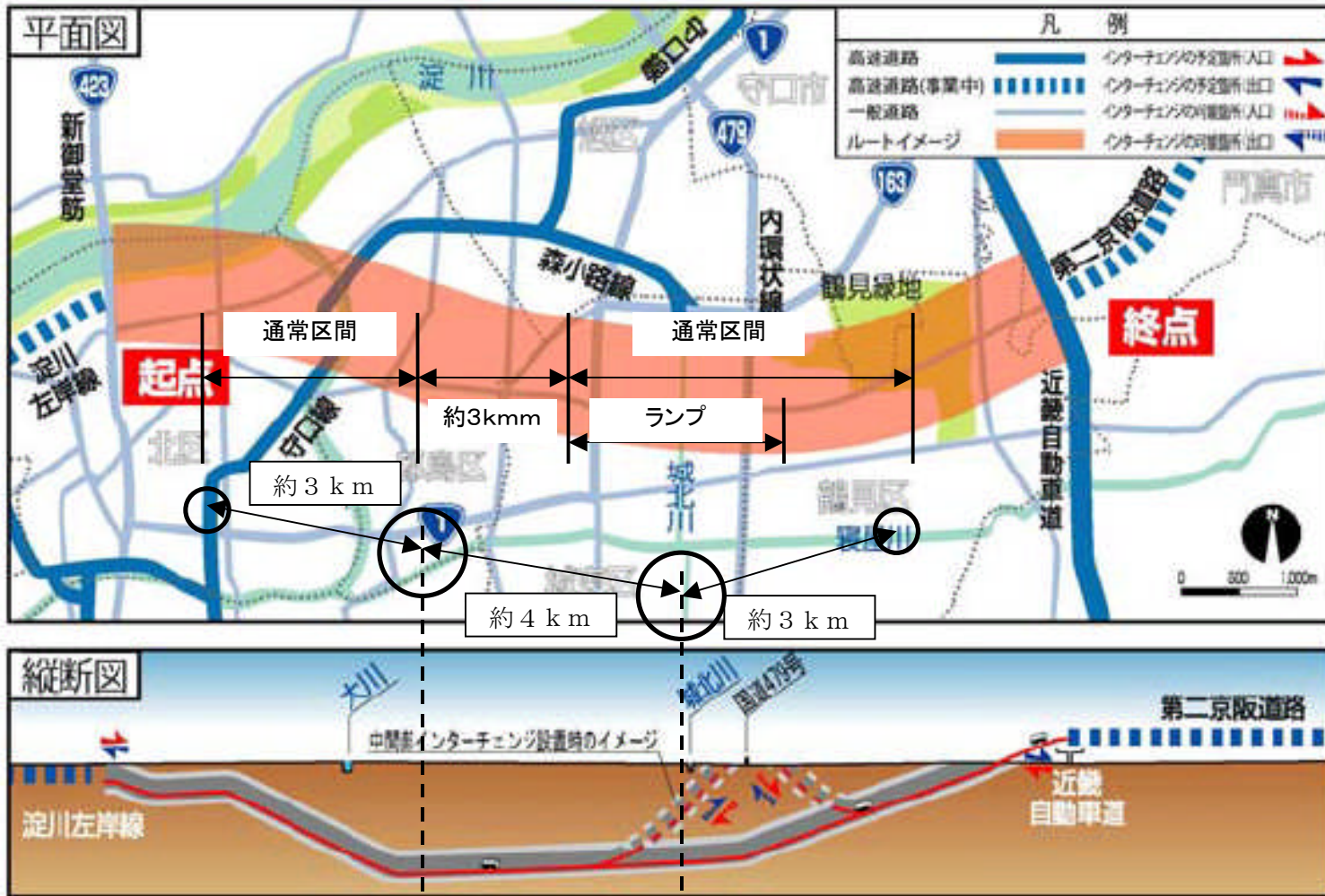
- 「需要があるから道路の必要性を判断するのではない」「大阪府だけでは都市間競争を乗り切れない。広く関西州の地図を見ると、基幹道路は重要。関西の発展と産業政策に生かす。これ(新名神)がなければ、次の一手をうてない」(府議会 2008年7月17日)
- 「関西圏域の産業政策を考えると、どうしても必要」(第二京阪道路整備促進大阪協議会会長として国土交通省に訴え 2008年7月30日)

平松市長の発言

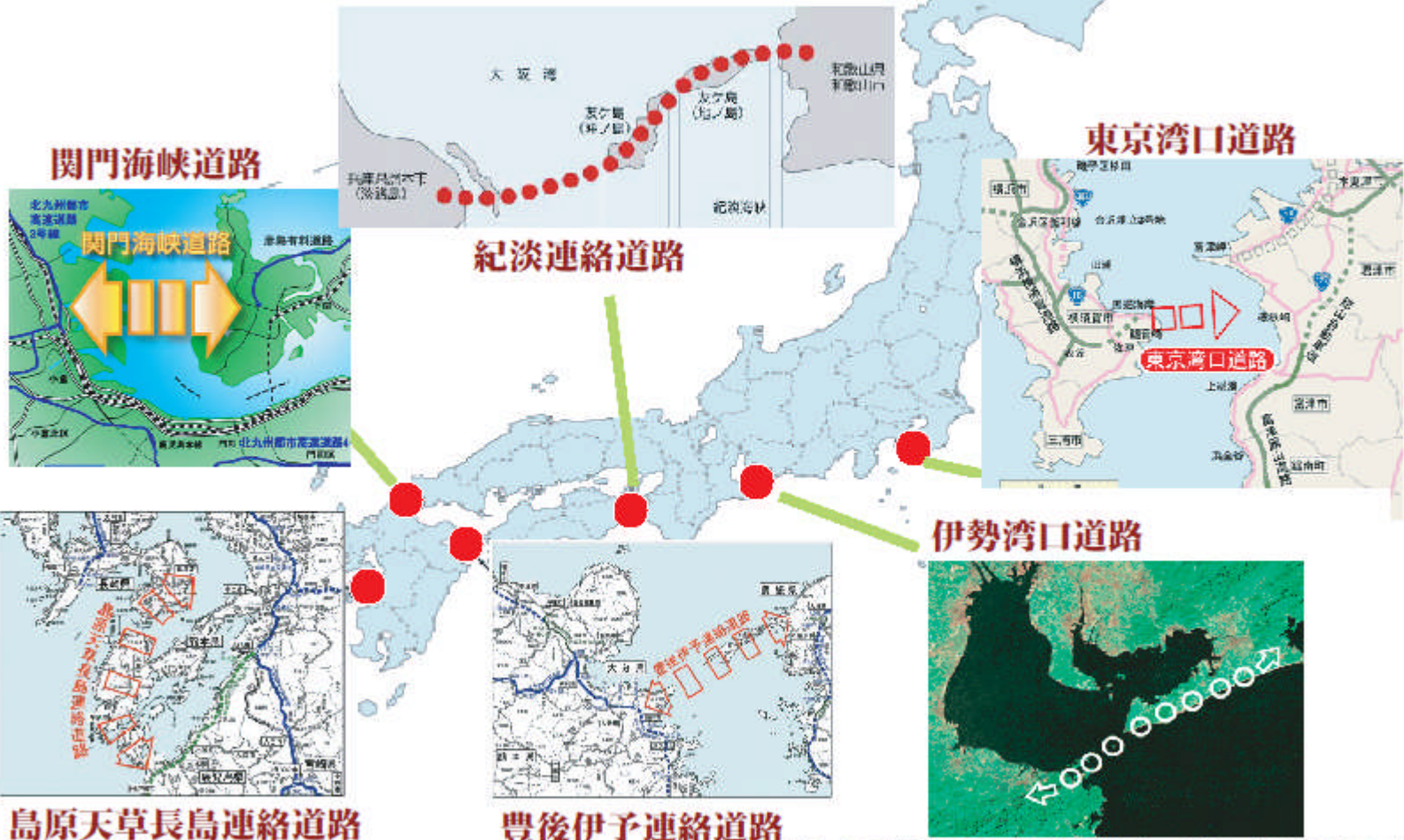
- 「淀川左岸線延伸部は大阪市域を通る道路ではあるが、関西全体として重要なプロジェクト。関西圏として整備が促進できる事業主体、事業手法を見いだしてほしい」(平松市長(第1回近畿圏広域地方計画協議会(秋山喜久会長)2008年10月21日)



推奨すべき計画案の参考イメージ



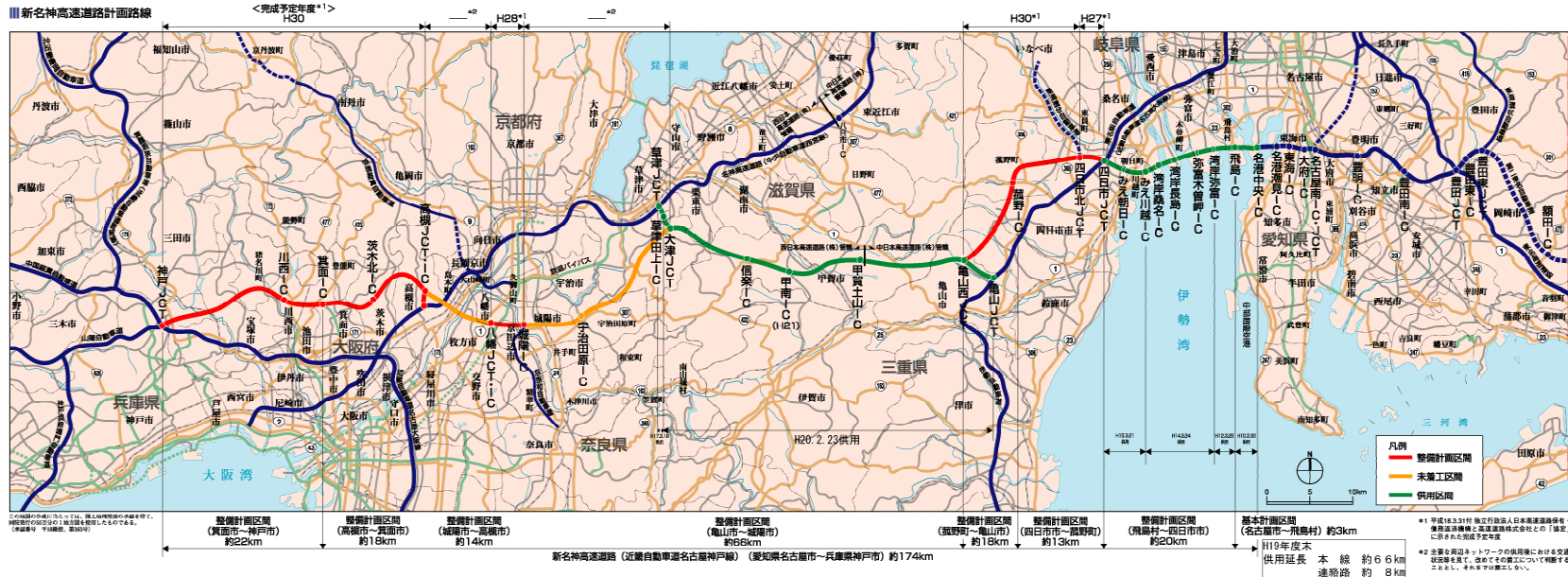
6本の長大橋道路



日本共産党 笠井 亮

出典：各長大橋の図面は、国土交通省資料、東京湾口道路 HP をもとに作成

第二名神道路計画路線図



高齢者を襲う 大阪のヒートアイランド

2008年地域から熱中症による死亡者を
出さないための調査のまとめ

大阪民医連 山北 祥予

調査概要

- * **目的** ①熱中症の危険が高い高齢者の生活実態を継続して調査・把握する
- ②気になる方へ熱中症対策のアドバイス、対応等を行い、困難事例を把握し、必要な場合は保健所や地域包括支援センターに報告し、ともに対応していく
- * ③対策の必要性を行政・世論に提起する

- * **方法** アンケートと健康チェック、午後2時から3時の居室の温度測定

- * **対象** 大阪民医連各事業所の外来・在宅患者で65歳の以上の老人独居
老夫婦世帯の方

- * **調査期間** 7月28日(月)より8月9日(土)までの2週間の期間
- * **調査目標** 500件以上
- * **調査時持参** 「熱中症から命を守りましょう」注意喚起文書、温度計(進呈)
ペットボトルのお茶なども持参し水分補給もおこなう
- *

調査票(熱中症予防と対策のための調査)

2008年 大阪民主医療機関連合会

調査日 月 日

対象者の氏名: 男・女 年齢: 独居・老夫婦世帯・その他 ()

外来患者: 在宅患者: デイサービス(ケア)利用者: その他 ()

① 日常生活自立度 (J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2)
認知症自立度 (I II IIa IIb IIIa IIIb IV M)
介護認定を受けている場合 介護度 ()

② ・クーラー あり なし ・扇風機 あり なし ・冷蔵庫 あり なし
クーラーをつけている時間
(1日中 12時間以上 8時間以上 4時間以上 2時間以上 2時間未満)
クーラーを設置していない場合やつけている時間が短い(2時間未満)理由
(1. 体調や病気による理由 2. 経済的な理由 3. きらいだから 4. その他)

気になったこと

③ 室温 午後 時 °C

環境や健康状態で気付いたこと、対応内容など

④ 体温 °C

⑤ 本人が熱中症予防のために気をつけていること

⑥ 本人からの行政等への要望

⑦ 世帯の経済状況

1. 所得税課税世帯 2. 所得税非課税世帯 3. 住民税非課税世帯 4. 生活保護世帯 5. 不明
(世帯の収入状況 合計月額 円)

⑧ 昨年調査した方は昨年調査以降の変化や状況

⑨ 調査者の感想意見、行政への意見要望など 氏名 () 職種 ()

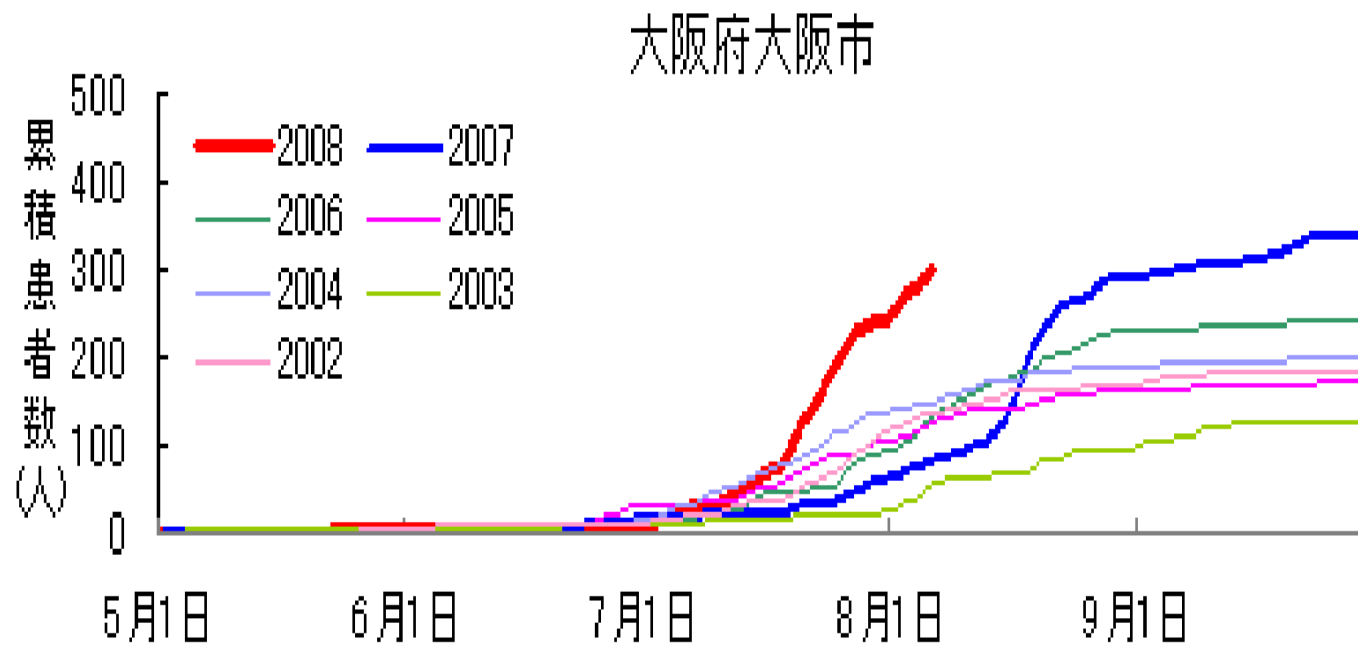
法人名 ()

事業所名 ()

院所・事業所で保管せず1件ごとに大阪民医連にFAXしてください。

(FAX 06-6268-3977)

累積患者数

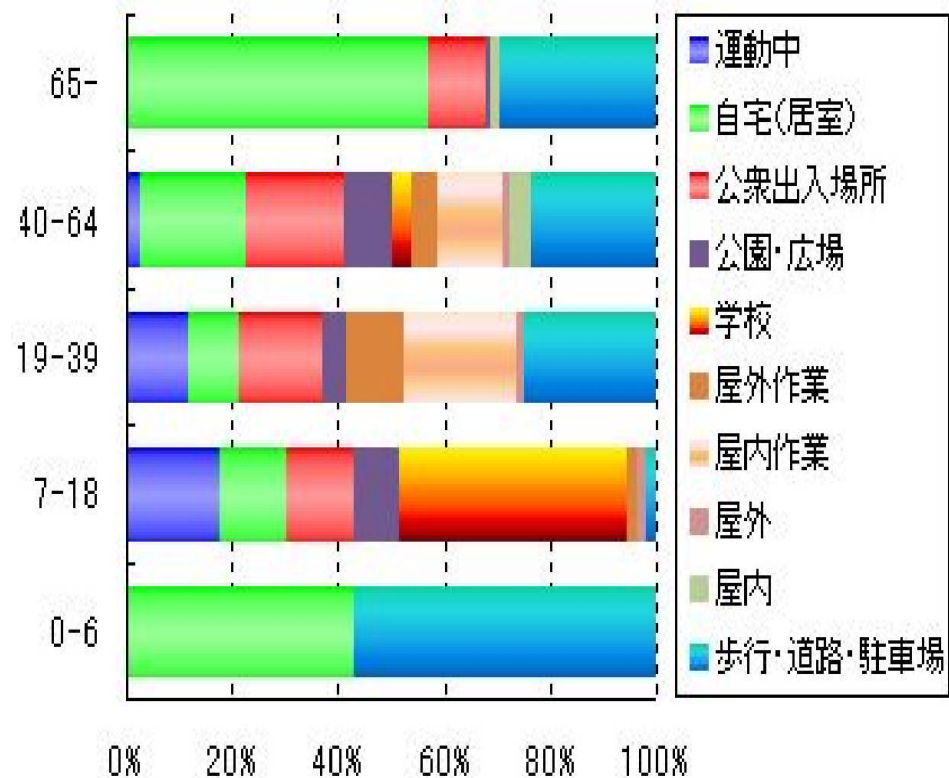


2008年環境省予防サイトより

表4 年齢階級別・重症度別患者数

	軽症	中等症	重症	総計
0-6	5	2		7
7-18	49	7		56
19-39	59	24	1	84
40-64	51	28	1	80
65-	38	72	2	112
総計	202	133	4	339

図6 年齢階級別・発生場所別患者数割合



2007年度大阪市報告書より



訪問調査の様子



結果報告

- * 調査数 572件(有効回答 562件)
- * 2週間のうち35度以上の猛暑日が7日間あった
- * クーラーなし世帯は94件16%、
ある方でも87件15%が2時間未満の使用
- * 室温は30度以上が63%、クーラーなし世帯では93%が室温30度以上
- * クーラーなし世帯は独居62世帯、老夫婦世帯14世帯、住民税非課税世帯7世帯、生活保護世帯46世帯と低所得者が多い

- ＊ 熱中症の危険にさらされている深刻な事例も多数見られ、緊急入院や施設入所をすすめる例もあったが根本的には高温環境の改善が必要
- ＊ 生活保護費の削減、社会保障や税制の改定のなか、生活実態が厳しくなっている例が多くみられた
- ＊ 認知症のある高齢者の独居はクーラーの操作が分からない、体温調節、水分補給が出来ないなど危険度が高く、安否確認のしくみや介護・福祉のネットワークの構築、行政の支援が早急に必要である

困難事例紹介

* 83歳 女性 昼間独居 31℃

認知症でクーラーの調節できない。窓をあけたままクーラーをつけている。

* 75歳 男性 独居 住民税非課税 34℃

クーラーはあるが、経済的困難のためつけない。
ねずみが出没し、不衛生

* 76歳 男性 独居 28℃ 進行癌 生活保護

在宅酸素を使用。電気代が通常の4倍。食費を削っている

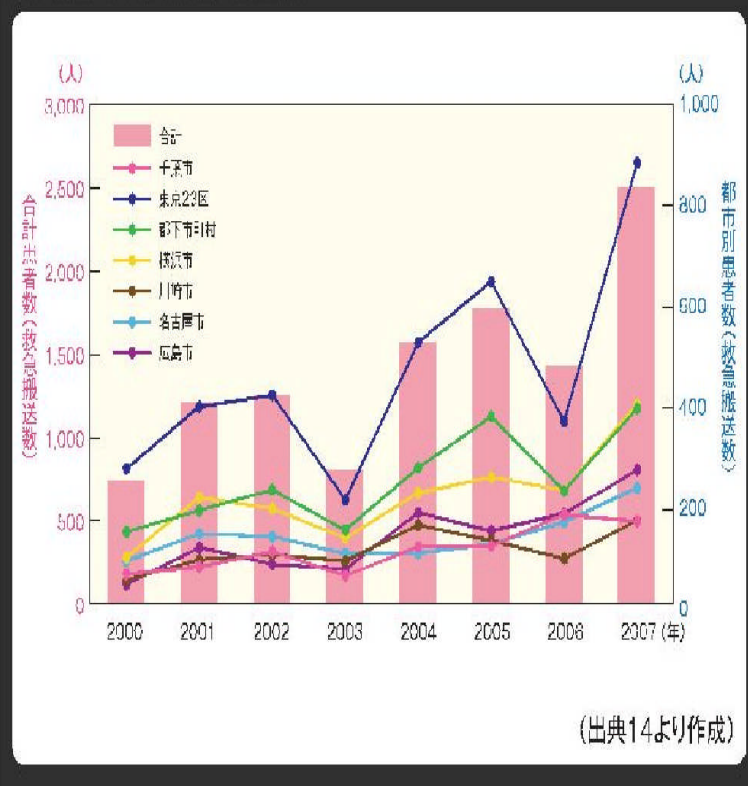
熱中症対府交渉 要求項目

- ✳️ ① 連日猛暑が続く大阪の夏の実態を住民のいのちにかかわる緊急事態と識し、温暖化対策の重要課題と位置付けること。
- ✳️ ② 府全体の状況を速報で把握し、対策のための解析等を行うこと。
- ✳️ ③ 熱中症予防の広報や注意喚起・警報活動を進めること。行政関連部局は府民関係団体等の協力も訴え、府民的な運動を推進すること。
- ✳️ ④ 住民の生活実態を把握し適切な対策を立案し実行すること。高齢者独居・老々世帯の困難層とりわけ認知症のある高齢者の世帯、野宿生活者への援助を強めること。保健所・地域包括支援センター・生活保護課などとともに関係団体・住民団体とともに嚴重警戒予報日に「危険度の高い独居高齢者」等の安否を確認し支援する仕組みをつくるなど、予報や予防策の充実に努めること。
- ✳️ ⑤ 低所得者に対しクーラーの導入費用や電気料金に対する補助を行うこと。府営住宅にはクーラーを設置すること。
- ✳️ ⑥ 生活保護世帯に対する夏季加算を設けるよう国に働くかけを強めること。夏季一時金を復活させること。
- ✳️ ⑦ 温暖化とヒートアイランドに対する抜本的対策を講じること。国に対して抜本的対策を求めるとともに大阪府としての産業界への温室効果ガスの実効ある削減策と環境税の検討、自然エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度を導入すること。

「STOP THE 温暖化 2008」 環境省パンフレットより

日本では、2007年、最高気温を記録。熱中症患者数が過去最多に

都市別熱中症患者数の推移



2007年、日本では、熊谷市・多治見市で40.9℃を記録するなどとても暑い夏となりました。

その結果、2007年の熱中症患者数(救急搬送数)は多くの都市で過去最高を記録し、東京23区では879人、都全体では1,200人を超える患者が報告されました。

またヨーロッパでは、2003年に3月以降高温が続き、8月には特にフランスやドイツを中心に平年より8℃以上高い地域が増加、なかでもパリ近郊のモンスリでは、35℃以上の日が9日間も続き、パリでは最高40.0℃を記録しました(平年より約17℃高い)。その結果、熱波により、多くの被害が生じ、フランスだけで約14,800人、ヨーロッパでは約22,000人以上が死亡しています(WHO推計)。

しかし、年間平均気温で見ると約0.5～1.5℃の上昇、夏の平均気温では3.8℃程度の上昇に過ぎませんでした。

最後に

- ＊ 調査は5年間、継続していることで府も無視できなくなってきた、今後も粘り強く交渉をしていく
- ＊ 「熱中症」に対する認識が広まってきている
- ＊ 地域での見守りネットワークの構築を早急に
- ＊ 事例を大切にしながら、学術的考察も深めていくこと
- ＊ 職員にとっても、患者様の生活を見せて頂き、相談に耳を傾けることが出来る重要な場となっている

最悪の食品偽装事件

汚染米の根本問題

原 弘行 (農民組合大阪府連)

(1) 大本「ミニマム・アクセス米の輸入は義務」とした農政」として農政

主犯格は政府！ 商社・業者と悪のトライアングル

MA 米のノルマ最優先で輸入し、在庫を積み上げ

在庫減らしが至上命令、応札業者との「持ちつ持たれつ」

政府・商社合作の「食用 非食用」通関させ、即売却

事故保険料も農薬検査料も政府もち

(2) 小泉「構造改革」が悪徳業者を呼び込む

政府が米管理責任者を放棄した、「新食糧法」改悪

取扱業者は登録制から届出制に、20トまでは届出も不要に

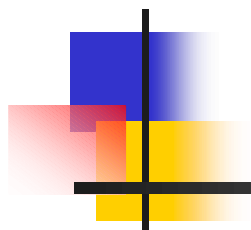
(3) 追いつめられるミニマム・アクセス米と政府・農水省

白日のもとにさらされた「MA 米の害悪」

「義務」とした政府統一見解の撤回を JA 全中の要求

輸入しても「買い手なし」から、輸入中止を勝ち取ろう

大阪府域自治体の「温暖化対策」



2009・1・31.

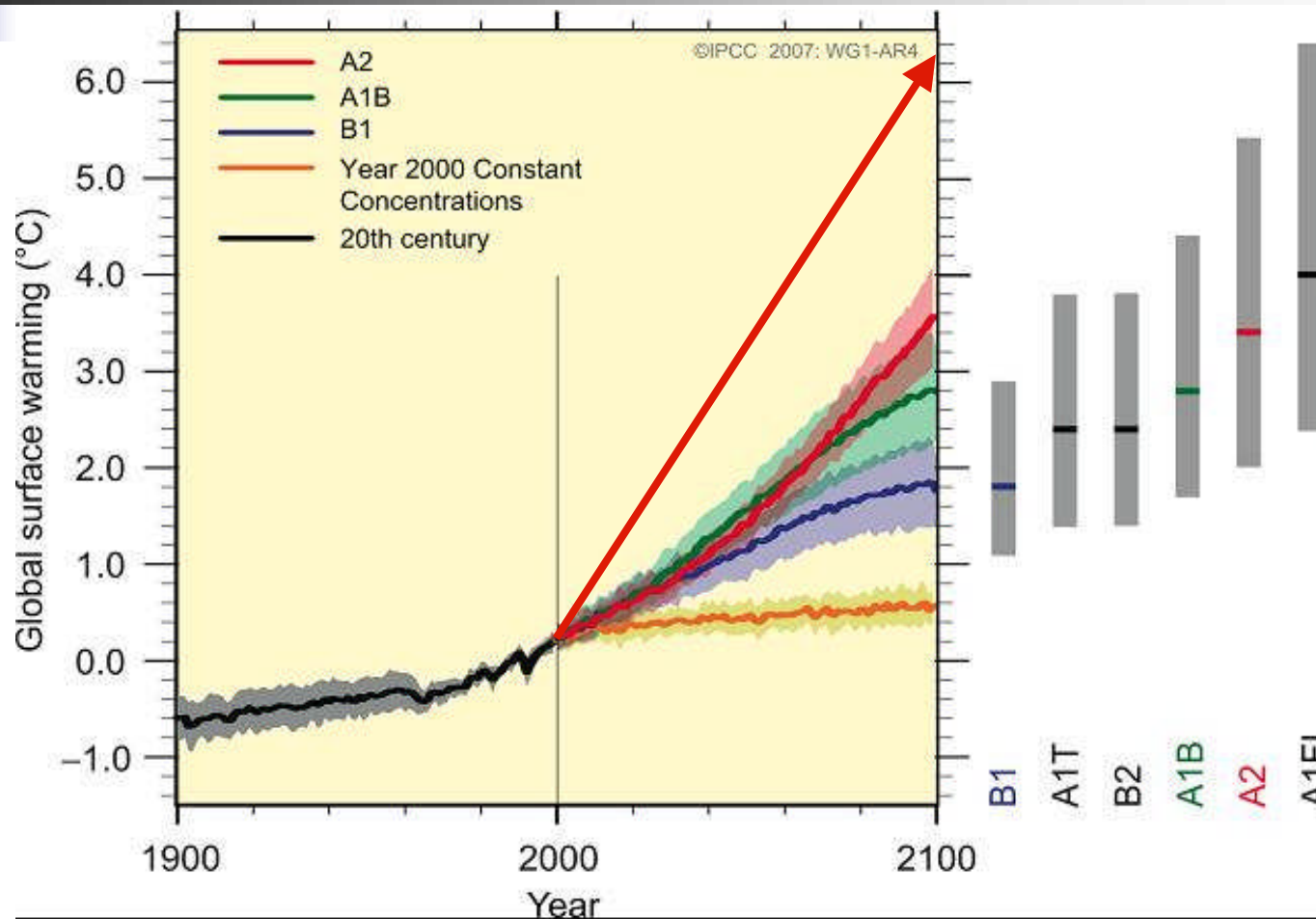
おおさか市民ネットワーク 藤永延代



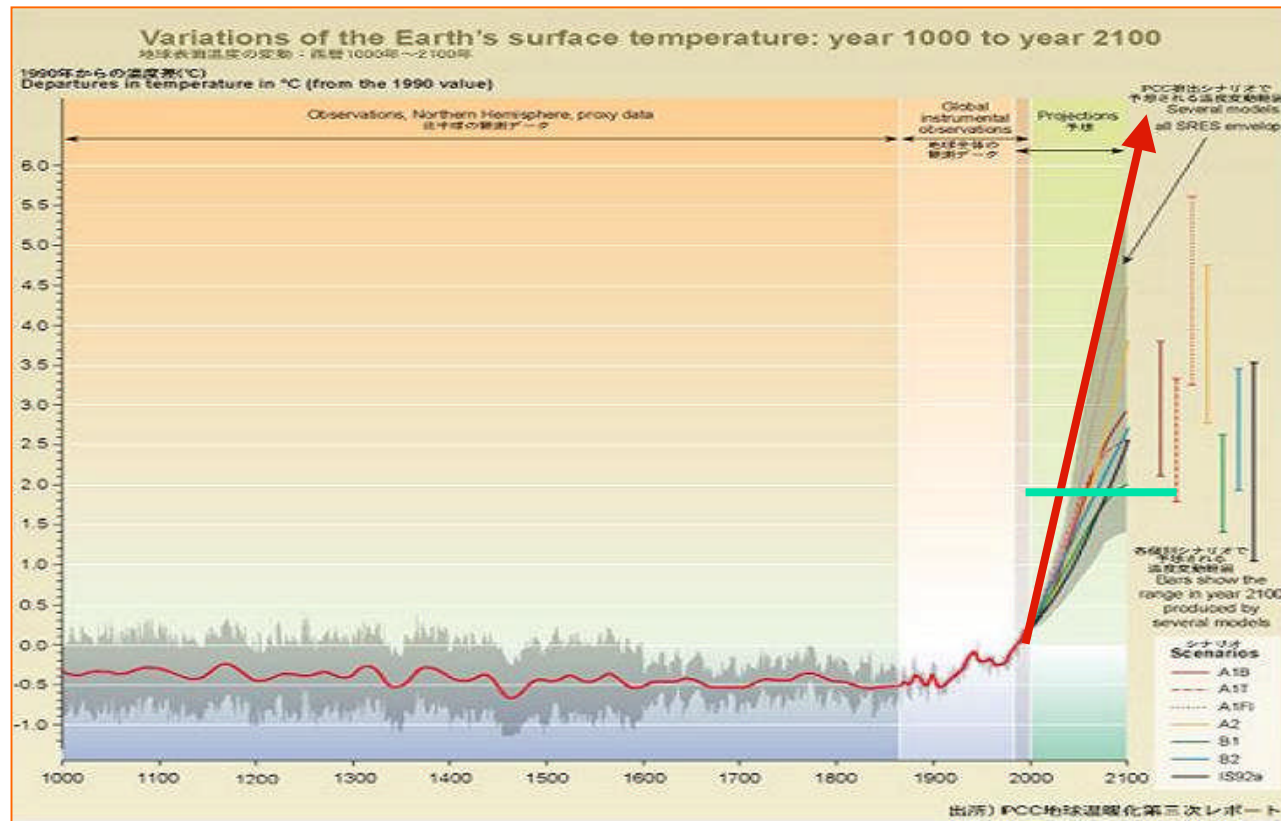
なぜ、地方自治体の対策を重視するのか？

- 温暖化は間違いなく進行している
- 過去1000年間＝地球の平均気温はほぼ15°Cで安定
- 20世紀の100年間(1900～1999)地球の平均気温は0.6°C上昇(IPCC第3次評価報告書)
- 1906年～2005年の100年間に地球の平均気温は0.74°C上昇(IPCC第4次評価報告書)＝気温上昇は徐々に加速している。人為起源であるとほぼ断定。
- 2008年6月、地球温暖化対策推進法改正
都道府県・政令市・中核市・特例市には「温室効果ガス排出抑制計画の策定」が義務づけられた。
足元の対策がどうなっているか、知る必要があった。

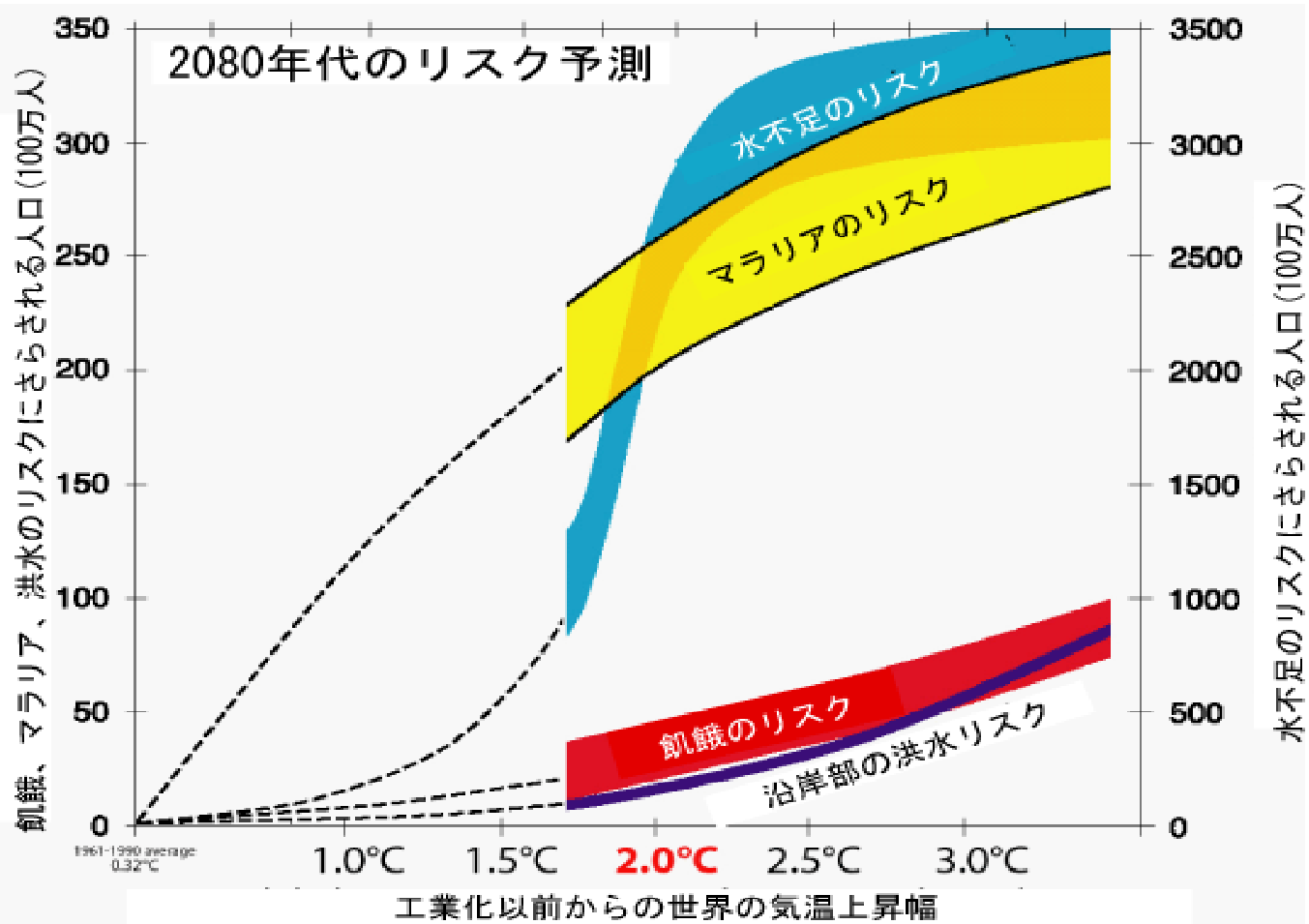
21世紀の気温上昇予測



IPCC過去1000年気温上昇予測



2°Cが限界



出所: Parry et al., Millions at risk, Global Environmental Change, (2001) より作成



**Gurgler Ferner
Langtalereck
Obergurgl, Öztaler Alps,
Austria**

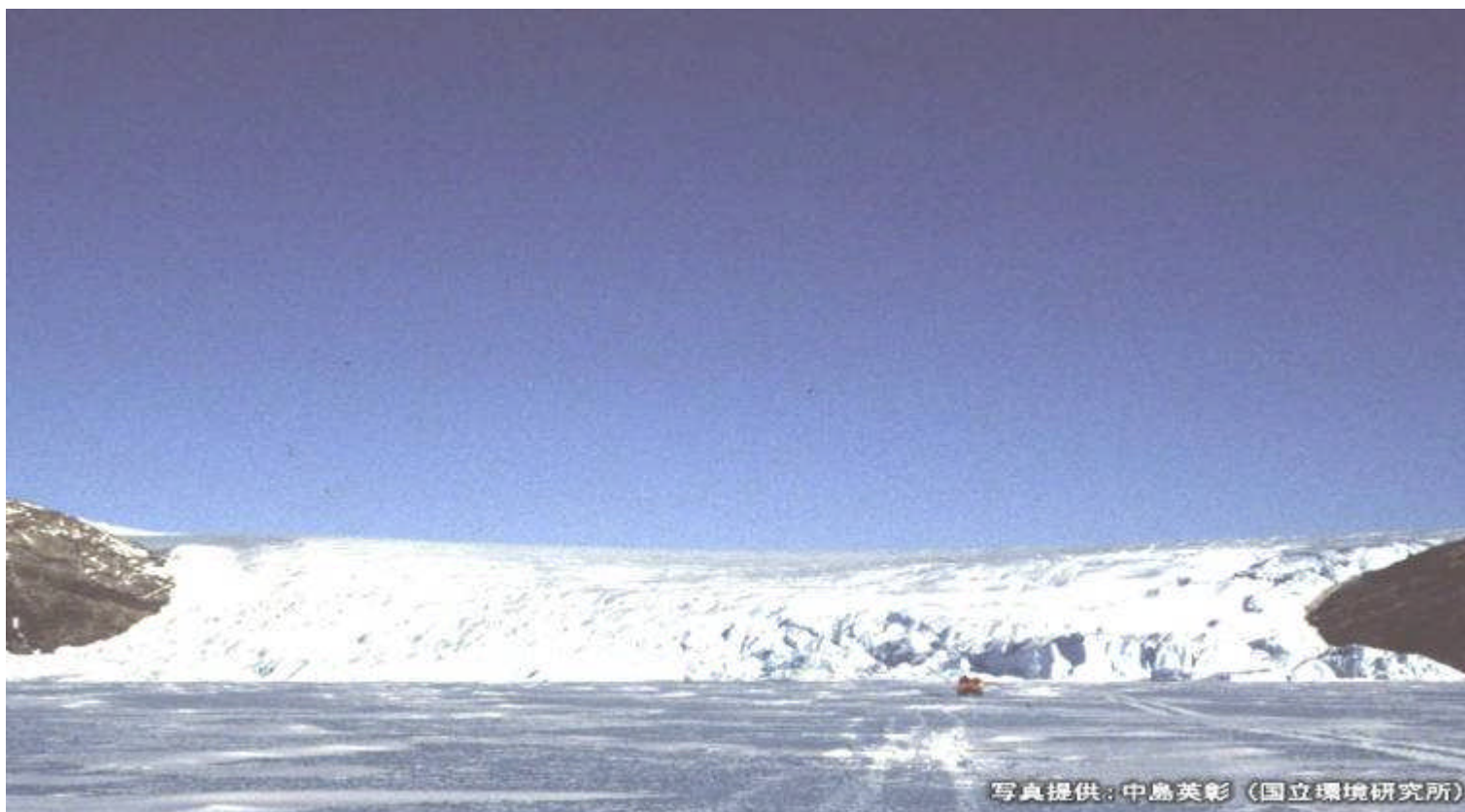
1925



**Wolfgang Zängl & Sylvia Hamberger.
Glaciers in the greenhouse.
Stone-ford: Tecklenborg publishing house,
2004.**

南極大陸が海に流れる！ ハムナ氷瀑

南極昭和基地南方 海洋に流れ出す棚氷を「ハムナ氷瀑と呼ぶ

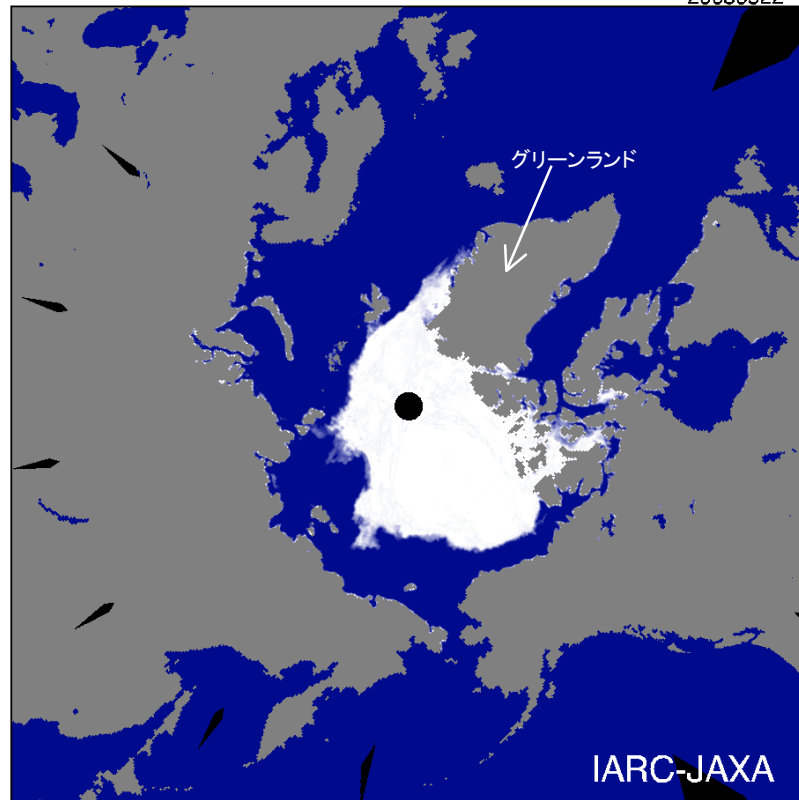


写真提供：中島英彰（国立環境研究所）

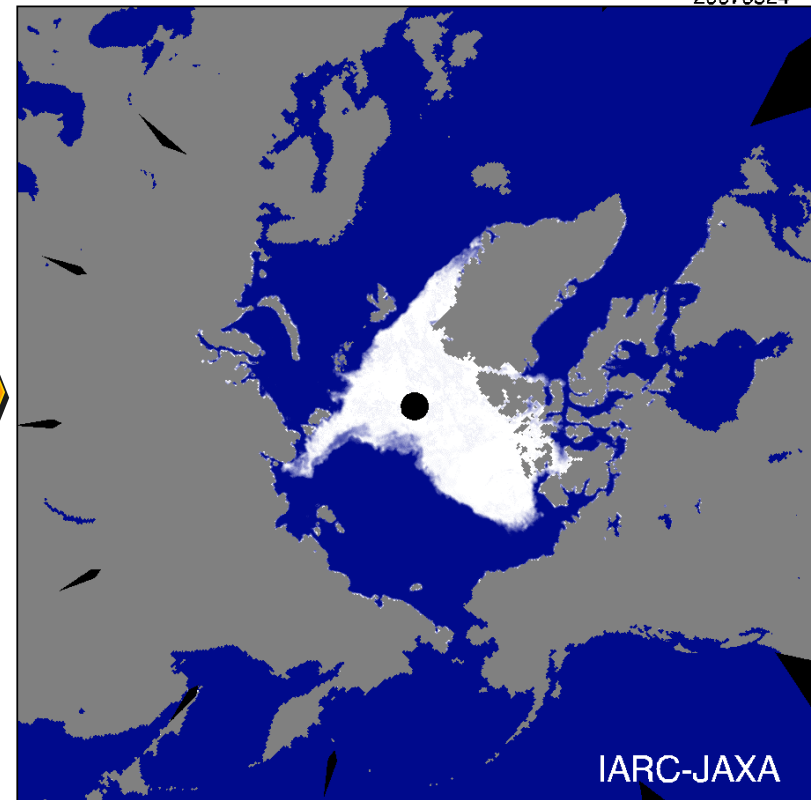
北極圏への影響

図 北極海の海水面積

海水面積532万km³【2005年9月22日】



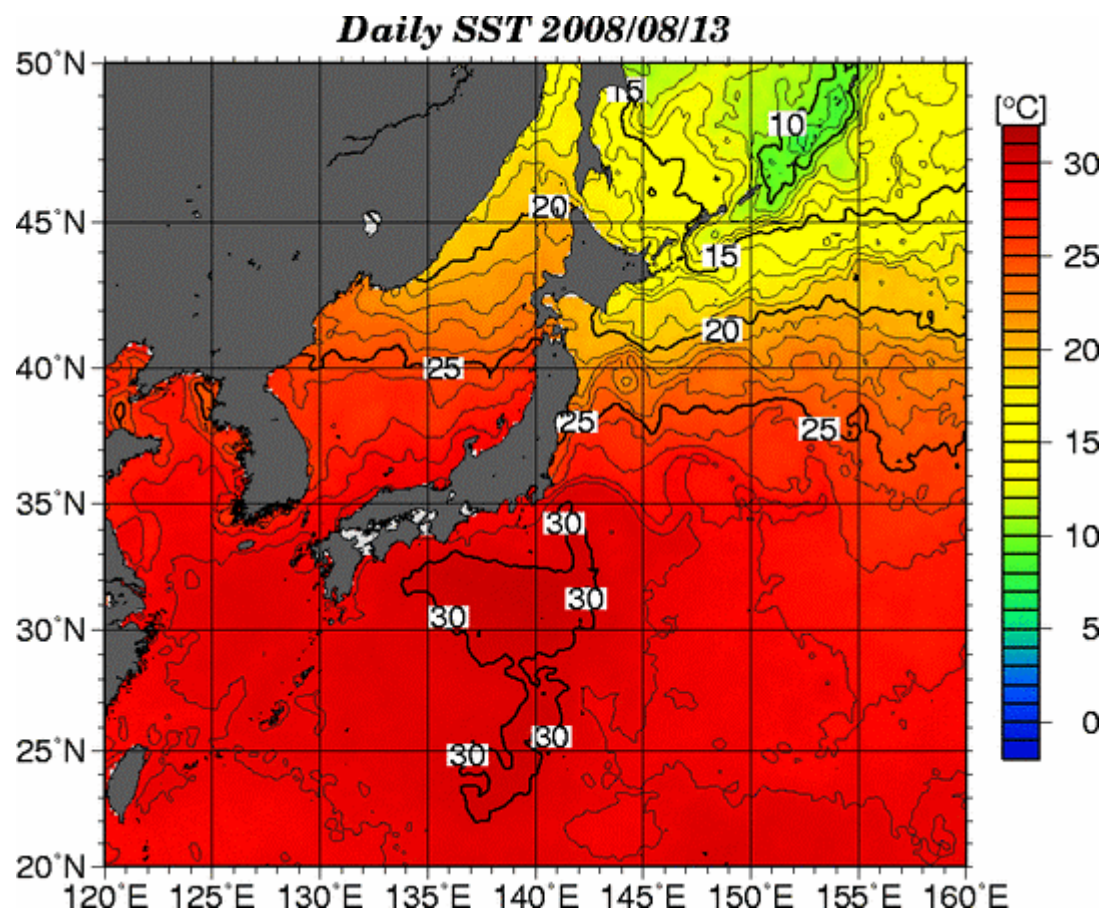
海水面積425万km³【2007年9月24日】



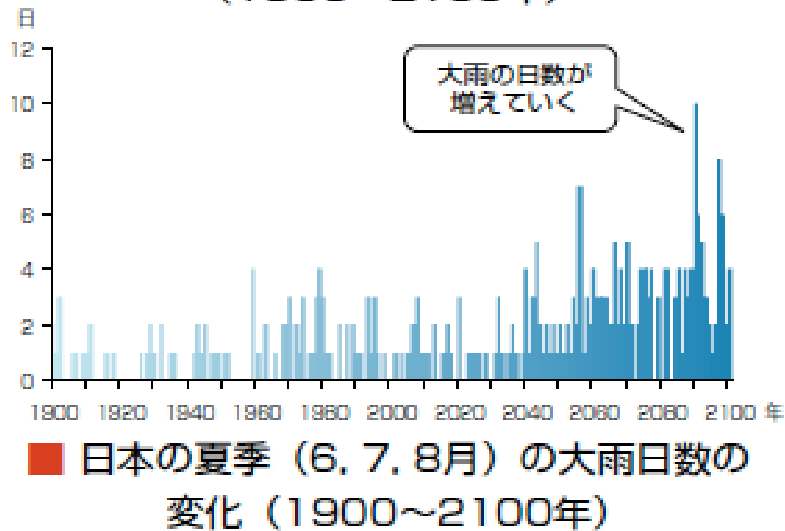
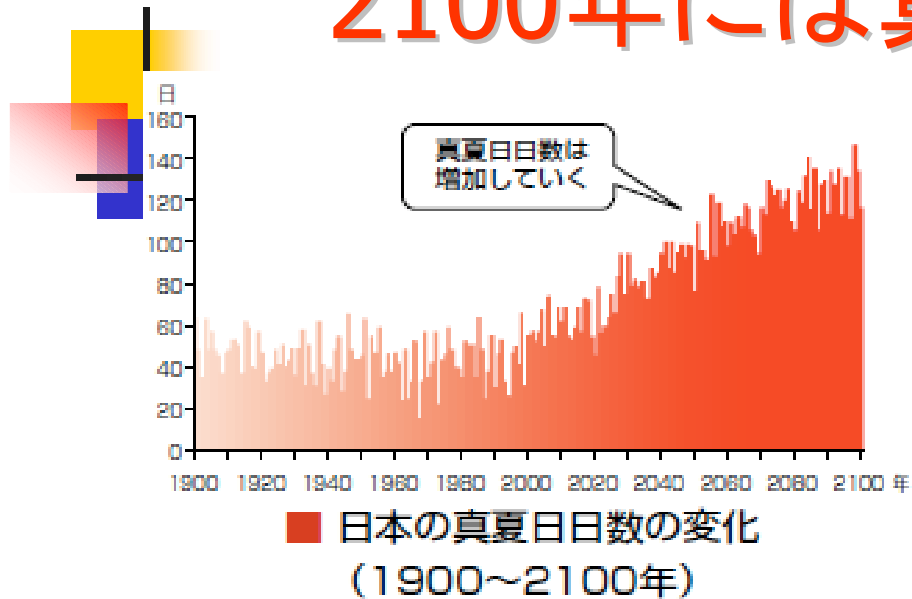
出所:宇宙航空研究開発機構 北極圏海水モニター(2007)

海も暑い！

気象庁：北西太平洋月平均海面水温平年値2008年8月

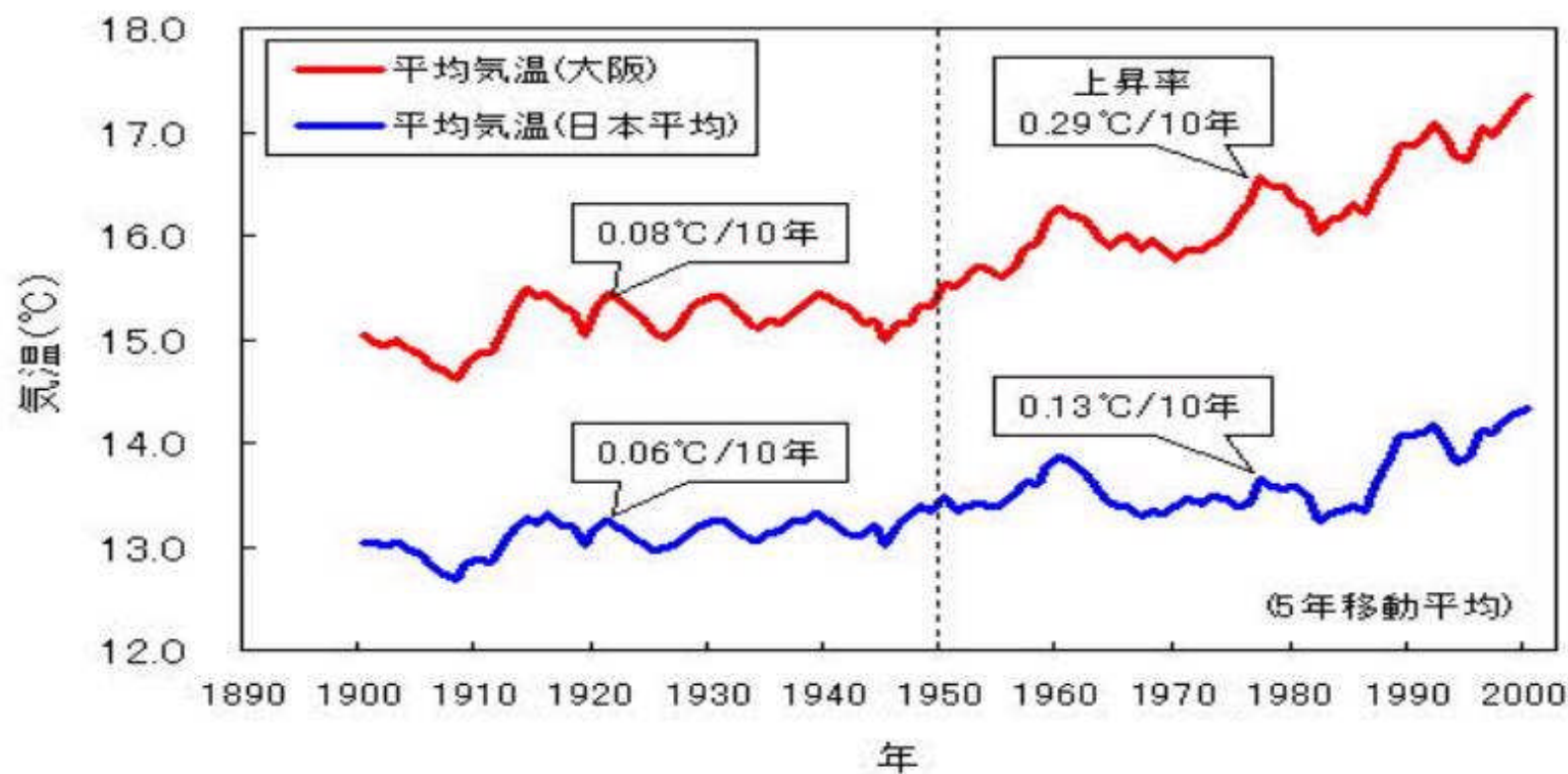


2100年には真夏日が140日？



- 「地球シミュレータ」で予測した最新の結果
 - 日本の平均気温は21世紀末には4.2℃上昇
 - 真夏日は現在のほぼ2倍、140日に
 - 降水量は20%増加。大雨の頻度も増加。

大阪における過去100年の気温変化



大阪では過去100年間で2.1°Cの平均気温上昇

気温と熱中症

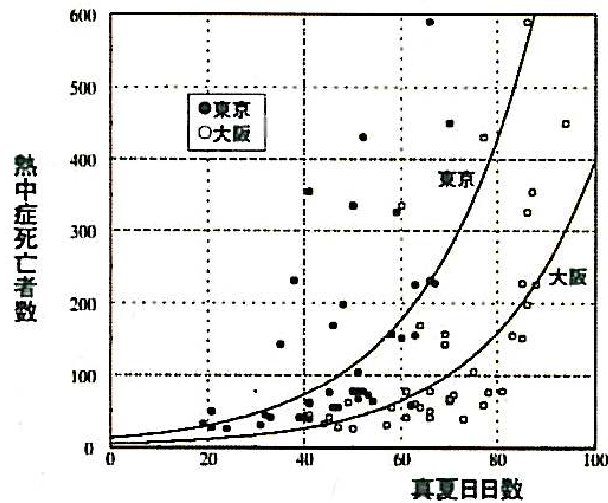


図1-4 真夏日の日数と熱中症死亡者数の関係
(1968年~2005年)

(提供：京都女子大学教授 中井誠一氏)

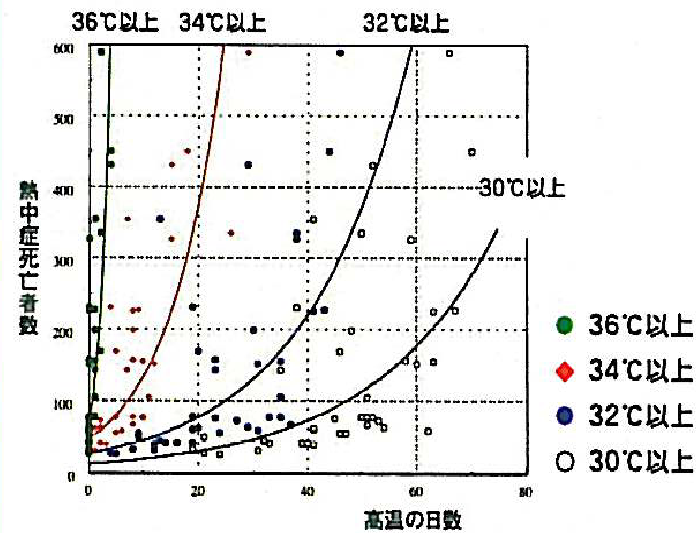
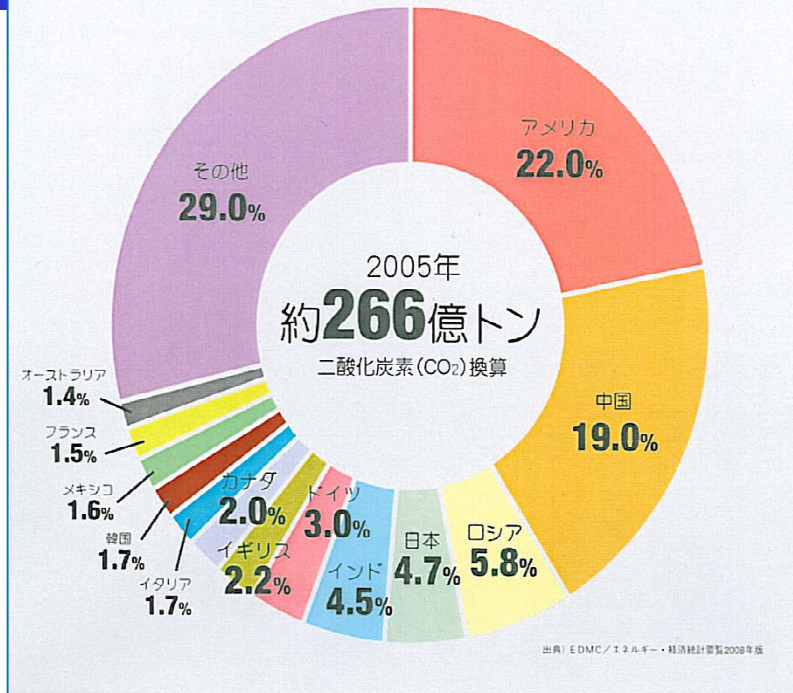


図1-5 高温の日数と熱中症死亡者数
(日最高気温が一定以上の日数)

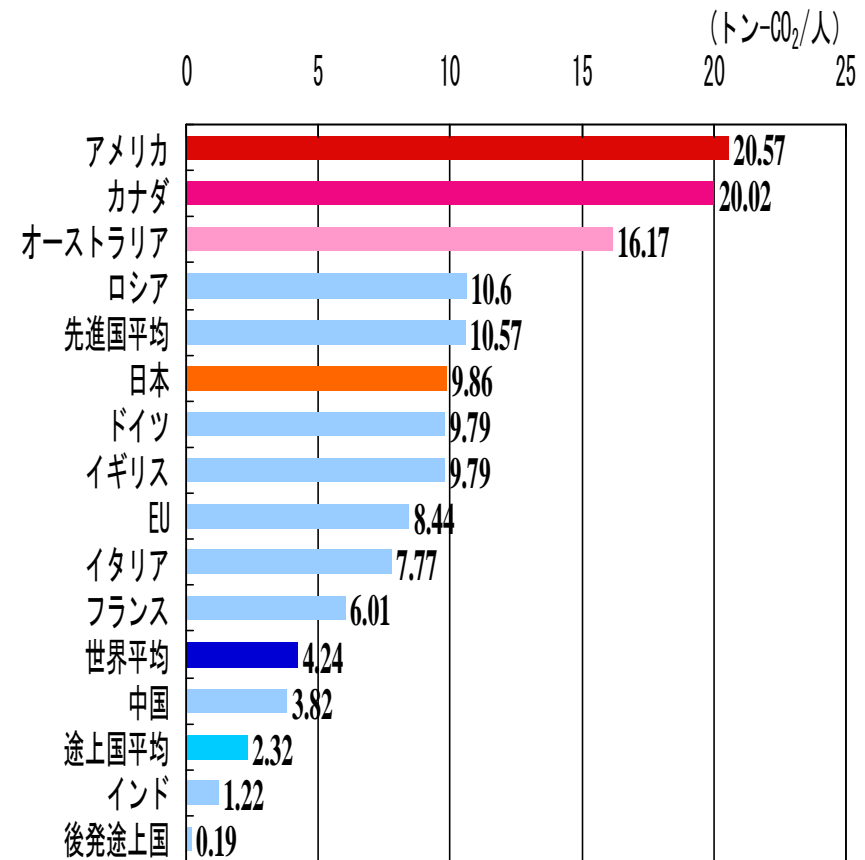
(提供：京都女子大学教授 中井誠一氏)

世界のCO2排出量

世界の二酸化炭素排出量
— 国別排出割合 —



- アメリカ人一人あたり排出量はインド人の**17倍**
- 中国人の**5.38倍**



- | | | | |
|--------|----------|-------|----------|
| ① アメリカ | 5863百万トン | ② 中国 | 5082百万トン |
| ③ ロシア | 1551百万トン | ④ 日本 | 1250百万トン |
| ⑤ インド | 1191百万トン | ⑤ ドイツ | 814百万トン |

京都議定書を履行するドイツ

温室効果ガス削減目標と削減実績（1990年比）

	ドイツ		日本	
	削減目標	削減実績	削減目標	削減実績
2005年 ¹⁾	-25%	-16% ³⁾	-	+13% ⁴⁾
2008~12年の平均 ²⁾	-21%	-19% ⁵⁾	-6%	+7.4% ⁶⁾

1) 2005年の削減目標はCO₂ 2) 温室効果ガスの削減目標 3) 2002年

4) 2004年 5) 2003年 6) 2004年

（出典）ドイツ：ドイツ領事館『環境先進国ドイツ』、日本：温室効果ガスインベントリオフィス



アンケート結果

- 実施日 2008年8月～
- アンケート要請先 大阪府内43市町村
- 回収41市町村 回収率95%
- 設問① 担当部局はありますか？
 - 地球環境保全課あり 1市(大阪市)
 - ほとんどが兼務で回答自治体平均で5~6人
 - 温暖化対策専門部局がない。



温暖化対策予算は？

- 予算ゼロ 12市町村 29%
- 大阪市 一般会計 1兆5千9百億円
- 温暖化対策 1億7千万円 約0.1%
- 多くの自治体で一般会計予算の0.1%
- 豊能町はなんと 1万6千円？



地域からのCO₂排出量は？

- 32市町村(74%)で把握されていない。
- 削減計画義務化されている
岸和田市・茨木市・八尾市・寝屋川市が
把握されていないのは問題？
- * 回答の中には「なし」というものも…。



実際に行っている活動

「打ち水」

「ゴーヤカーテン」

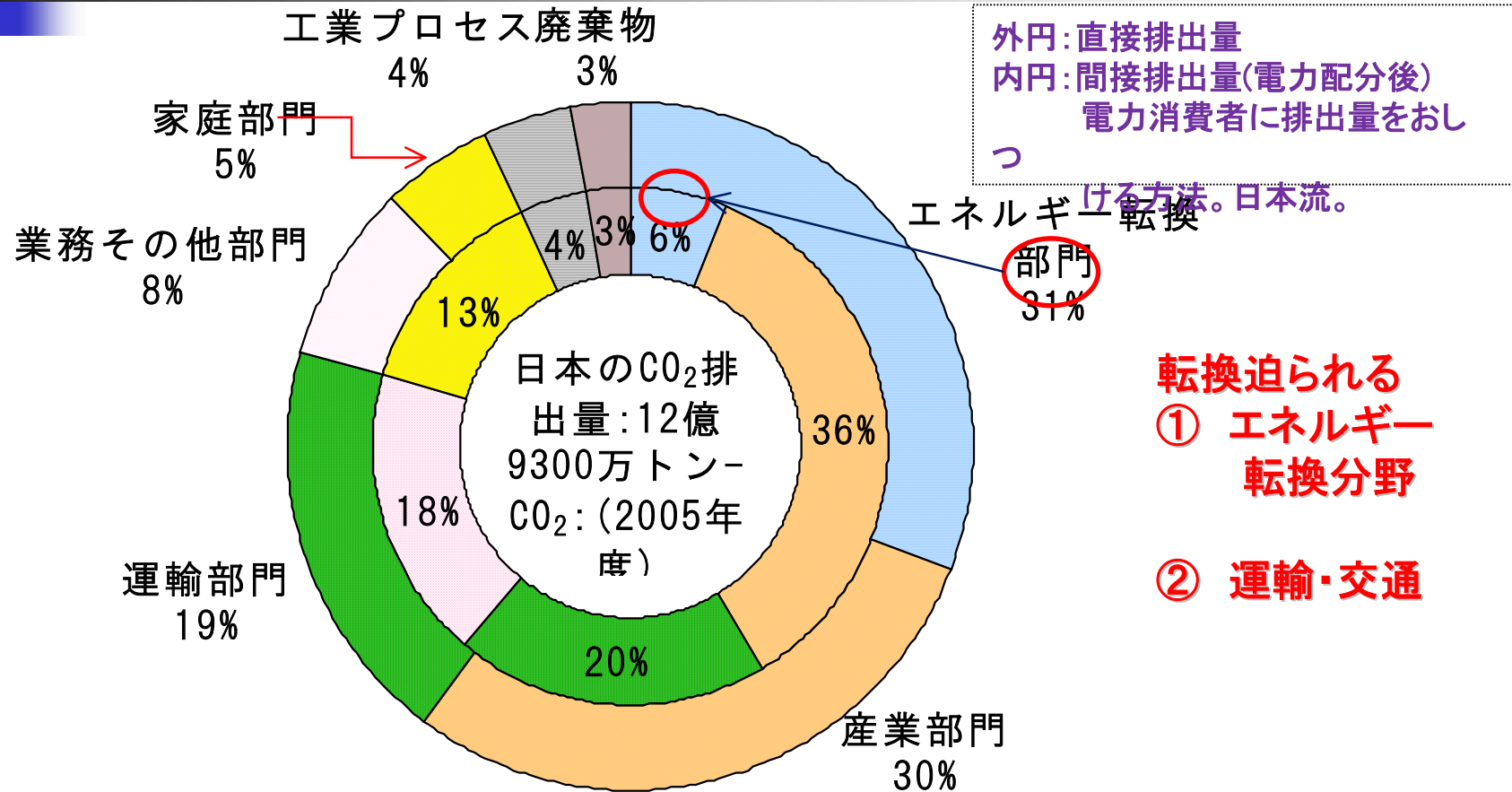
「環境家計簿」

「環境フェア」

「市民向け講座」

市民向け啓発が中心

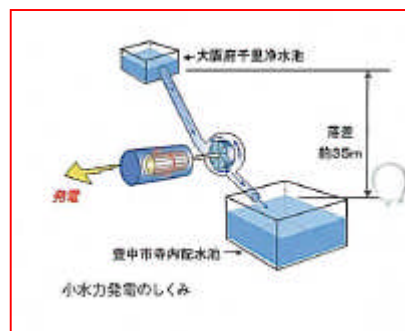
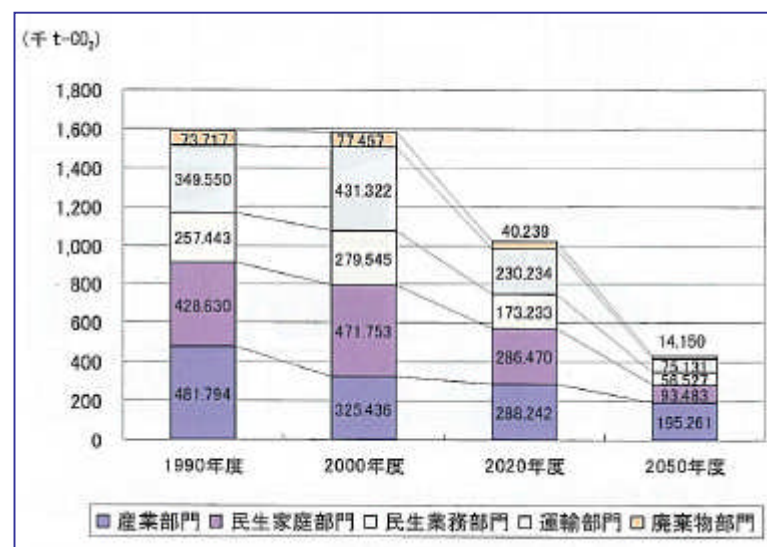
市民向け啓発中心の背景はこれ！



出所：温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2005年度)」(2007)より作成

それでも奮闘する豊中市

2020年に20%削減
2050年に70%削減する計画





COP15・コペンハーゲンへ 「CO₂削減府民会議」の設置を

- アメリカは動いている。
- EUはすすんでいる。
- 中国も変化している。
- 中期目標(2013~2020)も示さず、
また、化石賞？

地球規模で考えて、実践は地域で

大阪府域の自治体の「温暖化対策行政」

藤永 のぶよ（公害をなくす会機関紙委員会
おおさか市民ネットワーク）

今なぜ、地方自治体の温暖化対策を重視するのか。

温暖化現象（気候変動）は、世界各地で、大阪で、間違いなくすすんでいる。

北極圏の海氷の減少。2008年8月日本列島付近の海表面温度が30℃以上になっている。大阪は全国一平均気温が上がっている地域。熱中症患者搬送数も全国一。

- ・産業革命以降100年間で地球地表面の平均気温が0.76℃上昇した。
このままでは、100年後には最大6.4℃上昇するという。（IPCC第4次報告書）
- ・平均気温上昇率をなんとしても2℃でとどめたい。残された時間は少ない。
- ・主要な原因物質CO₂排出量の削減が急務。
京都議定書は2008年から2012年の間に1990年に比べて世界全体で7%減らそうという約束。日本は6%減が義務。実態は8.4%増加。
- ・今年がCOP15開催年。日本政府は、2050年に50～80%減らすという提案をしたが、肝心の中期目標（2020年に20～30%削減）については一切触れない。
- ・一方、国民には「省エネ・温暖化防止責任」を問い、大量排出者である企業には自主行動計画によって、可能な限り・・・に留めている。

『地域の汚染が地球の汚染』である。

温暖化も広い意味で『公害』である。「公害は発生源での規制する」が原則である。

- ・国は2008年6月「温暖化防止対策推進法（温対法）」を改正し、温暖化防止における地方自治体の役割を大きく位置づけた。地方自治体こそ温暖化防止対策の主体である。では、いったいどんな仕事が行なわれているか？知るためにアンケートを実施した。

「市民啓発中心」アンケートの結果

設問は「担当部署の有無」「担当者数」「年間予算額」「エリア内から排出されるCO₂の量」「実際に行われている活動や条例等制度の有無」などである。

住民や企業など地域全体で取り組む必要のある「温暖化防止対策」では、ごみ問題同様「担当部署の設置」「職員の配置」「予算化」「現状把握と計画」「具体的取組の有無」を聞くところから始めた。

- ・府域43市町村のうち41自治体から回答があった。（95%）

・「担当部局の有無」

大阪市だけが「地球環境保全課」を設置。熊取町を除くすべてで「環境保全課」と「環境政策課」で兼務。兼務職員数を記入してきた自治体平均で5～6人。

- ・「温暖化防止対策予算」大都市大阪市でも一般会計予算1兆5千9百億円の0.01%の1億7千万円にすぎません。予算ゼロという回答が12市町村。予算措置されていても一般会計予算の0.1%以下程度。『豊能町では1万6千円』これで何が出来る？

・「地域のCO₂の発生量」

74%に当たる32市町村で把握されていない。現状が把握されていない。

削減計画の立案が義務付けられている中核市の東大阪市、特例市の岸和田市・茨木

市・八尾市・寝屋川市で掌握されていないのは問題。

・「実際に行っている活動

「打ち水」「ゴーヤカーテン」「環境家計簿」「環境フエアー」「市民向け講座」など市民向け啓発事業に偏っている。自動販売機や24時間コンビニも含むエリア内事業所からの排出に関してはほとんど関心が示されていない。

なぜこうなるか？

温暖化防止対策の重点は、「脱化石・自然エネルギーへの転換」と「脱自動車・公共交通活用への転換」。しかし、大量排出源である「電力」で言うならば、発電事業者の脱化石努力よりも、むしろ「消費者・国民の省エネ努力」に焦点があたっています。

この背景には、日本独特の温室効果ガス排出量の計算方法「間接排出量勘定」がある。つまり「CO₂は電気を使った方に責任がある」と言うものです。これによって電力会社の「総量を減らす」という責任が、発電原単位の削減という二次的なものに押しやられている。今回のアンケートで鮮明になった各自治体の温暖化防止活動が市民啓発に偏っているのもこういう背景があるから。

それでも奮闘する地方自治体

先進例：豊中市の温暖化防止対策

1995年「環境基本条例」制定。1998年「環境基本計画（2005年改訂）」
2005年度改正「豊中アジェンダ21」市域の一人あたりCO₂排出量を90年比で4～5%削減計画を遂行。2000年度「第3次豊中市総合計画」「実施計画」策定。
2004年「環境の保全条例」制定。2005年「地域省エネビジョン」2005年「地域交通施策・省エネビジョン」策定。1996年「とよなか市民環境会議」設置。1998年「豊中アジェンダ21」策定。2003年「NPO法人豊中市民環境会議アジェンダ」設立。環境活動のプラットフォームして活動。

温対法の具体策

改正法第二十条の三は、太陽光や風力など化石燃料以外の自然エネルギーの利用促進、事業者や住民の温室効果ガス排出削減活動の促進、公共交通の利用、都市における緑地保全と緑化推進、廃棄物の発生を減らし循環型社会を形成すること、など例示している。

大都市大阪がこれでいいの？

大阪府橋下知事は、維新改革で「温暖化防止対策予算」を削減している。

2012年に90年比9%削減が求められる大阪府。「子どもが笑える」ために、次世代に責任を果たすために、人を置き・予算を充実させ、抜本対策を実行するために府下市町村の取組を援助する、それこそ大阪府本来の仕事ではないだろうか？

集会アピール(案)

大阪府民の皆さん、大阪で働き、学ぶ皆さん

地球規模の環境破壊の危機が進行し、また身近な大気汚染などの公害がいまだ深刻な中、私たちは集い、話し合いました。また韓国から来られた若者たちと環境をまもる市民の国際的交流を深めました。そして次のようなことを確認し、皆さんに訴えるとともに、関係当局に要望します。

2008年12月、ポーランドで開かれた国連気候会議(COP14/CMP4)は2013年以降の温室効果ガス排出削減のため国際的枠組みを策定する上で、前向きなメッセージを出すことなく終了しました。

私たちは日本政府に対し、気候変化の悪影響防止のための責任ある中・長期計画を策定し、12月のコペンハーゲン会議(COP15)において実効性ある合意に導くことを求めます。

府内43自治体すべてが気候変化対策に正しく取り組むよう、市民と力を合わせて地元から計画作りを進めましょう。

原子力発電は「地球温暖化対策」としても有効性が限られており、耐震性や事故の危険性、放射性廃棄物の処理・処分問題など将来の世代に大きな負担を強いるものです。

大阪は大地震や台風、豪雨などの災害にたいへんもろいことが指摘されています。阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、ライフライン、個人家屋、教育施設の防災対策を強化、安全・安心の街づくりは急務です。

この1年も、「中国産冷凍ぎょうざ」にはじまった食品汚染問題は、良心的な製造・流通業者も巻き込んだ社会問題になりました。これらは公衆衛生行政を著しく弱体化させてきた政治のツケが顕在化したものに他なりません。

大阪府・市、経済界などは、大気汚染をはじめ大阪の公害はほとんど解決されたかのように喧伝しています。しかし現に幹線道路沿道を中心にぜん息などの健康被害が発生しています。NO₂濃度の自主的な測定運動、大気汚染の低減策の実施と健康被害の救済要求など、府民的運動はますます重要です。

2008年11月に発足した「あおぞらプロジェクト大阪」の運動を発展させ、大阪市を中心に公害病の未認定・未救済の人々の実態調査と救済を成功させましょう。

PM_{2.5} やナノ粒子など微小な浮遊粒子状物質による健康被害の調査と被害防止を求めていきましょう。大阪のヒートアイランド対策は急務です。泉南地域のアスベスト被害者による国家賠償請求の裁判のため、裁判所に対する30万人要請署名など多彩な運動を成功させましょう。

各自治体で一般ゴミ収集の分別排出と有料化は減量化の決め手にはならず、生産者責任を免罪し、法が目指す「ごみ減量」「循環型社会」化に逆行するものです。寝屋川の廃プラ処分場建設の差し止めを求める住民訴訟に対する大阪地裁不当な判決は許されません。

大阪の環境を守る上で自治体行政の果たすべき責任は重大です。橋下大阪府知事は府庁のWTC移転、公害認定患者の死亡見舞金の一方的打ち切りなどを強権的に進めようとしています。

安全・安心を基本に公害のない大阪のまちづくりを実現させていかねばなりません。それには主権者である府民の創意と運動が不可欠です。そして私たちが目指す持続可能な社会の最大の保障は平和であることです。

府民の皆さん。一緒に手を携え、「100年に1度の経済危機」といわれるこの時期こそ、大阪から公害をなくし、地球環境を守り、環境の保全・再生に向けて、社会のありようを変えていきましょう

2009年1月31日

大阪から公害をなくし、地球環境を守り、環境の保全・再生をめざす第37回府民集会

1. 基調報告について

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

2. 課題別報告について

☆寝屋川廃プラの課題

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆泉南アスベスト裁判の到達

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆道路公害

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆NO2測定

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆「関西州」

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆ヒートアイランド

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆汚染米

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

☆大阪府の環境行政

・よくわかった ・難しかった ・どちらでもない・その他 ()

3. 集会全体への感想と意見

4. 集会の成果を持って、大阪府、大阪市に要望書提出などを予定しています。皆様の要望や要求を、さしつかえがなければご記入ください

5. ①性別

・男 ・女

②年齢

・20代 ・30代 ・40代 ・50代 ・60代 ・70代以上

③所属

・民主団体・労働組合・道路公害反対運動団体
・公害患者会・医療団体・生協・市民運動団体・法律・弁護士・その他 ()

④参加回数

・初めて ・2~5回 ・6~10回 ・11回以上

* ご協力ありがとうございました